

平成20年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成20年9月12日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年9月16日	9時30分	議長	酒井恵明	
	延会	平成20年9月16日	17時56分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳		3番	後藤信八	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 宮原 昭		(係長) 古賀初美		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	小森純一		税務住民課長	安永靖文	
	副町長	古賀徳實		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	古賀芳博	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 後藤 信 八

- (1) 行政改革の実行状況について
- (2) 総合公園整備事業の現状と今後について
- (3) 一般行政について

2. 松 石 信 男

- (1) 消防行政について
- (2) 不用入れ歯のリサイクルについて

3. 平 田 通 男

- (1) 一般行政
- (2) 福祉行政

4. 原 三 夫

- (1) 農産物直売所施設の整備について
- (2) 防災行政無線について

5. 品 川 義 則

- (1) 河川・道路の治水対策について
- (2) 行政改革について

6. 池 田 実

- (1) けやき台の現状と課題について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 一般質問を議題とします。

一般質問の順位は、受け付け順位といたします。

まず初めに、後藤信八議員の一般質問を行います。後藤議員。

3 番（後藤信八君）（登壇）

皆さんおはようございます。3番議員の後藤信八でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。初めてのトップバッターということで少し緊張しておりますが、よろしく願い申し上げます。

まず、大きな項目の第1に、行政改革の実行状況についてであります。7月に広報に記載されました19年度の進捗状況と今後の取り組みについて、4点ほど確認します。

第1に、19年度の改革による財政効果額は幾らになったか、18年度からの累計の効果額は幾らか、改善項目別に提示いただきたい。

第2に、この2年間の改革の取り組みを執行部としてどのように自己評価しているかを聞かせていただきたい。

第3に、報告の中に各委員会等の廃止、定数の見直しを検討とありますが、19年度の活動実態はどうなっているか、委員会数、委員総数、19年度開催ゼロの委員会名とその理由等をお聞かせいただきたい。また、どのように見直しているかを聞かせていただきたい。

第4に、補助金等の整理、統合の進捗が遅いのではないかということであります。広報では42,640千円の効果というふうにあります。東部水道企業団高料金対策事業補助金39,000千円という特殊なものを除けば、わずかに3,640千円です。補助金等検討委員会の答申の見直し対象のBランク、Cランクともすべて検討しているのか、また補助金検討委員会がチェック、フォローすることができないのかを確認をしたいと。

以上が行政改革についてであります。

次に、大きな項目の第2に、総合公園事業の現状と今後についてであります。

総合公園は、御承知のように平成2年から整備が始まり、以来18年、町民の健康、体力づくりや触れ合い、憩いの場として大いに利用されており、大きな評価を得ているのではないかと考えております。19年度の多目的運動場や体育館、武道館などの利用者は延べ22万人というふうになっておりますし、遊具広場やウォーキング等の利用も含めると本当に多くの方に幅広く利用されてるなということを実感しております。きょうは、この評価を前提としながらも、事業全体の今後のあり方について確認をさせていただきたい。

第1に、平成2年の都市公園計画決定以来、事業開始から19年度までの総事業費は幾らかと。その中で、国庫補助、起債、町費等の負担額は幾らかと。長いスパンで聞きますが、継続事業という観点でさかのぼって提示させていただきたい。

第2に、その中で平成17年から着手した北西部、通称菖蒲坂ため池周辺の水辺公園の総事業費は幾らかと。水辺公園は21年度終了と聞きますが、今後幾ら事業費が投入されるのかと。それから、水辺公園事業総額の国庫補助、起債、町費の負担額は幾らかという確認であります。

第3に、水辺公園を含む総合公園事業の全体計画は、いつどのような形で町民の皆さんにアピールし、情報を開示したのかということであります。

第4に、水辺公園は町民にとって今必要な公園だと理解が得られる魅力あるものになるのかどうか、多くの疑問の声を聞きます。中期の町の財政計画が大変厳しさを増す中で、事業の継続が本当に正しいのかの視点で大胆に見直すべきだと思っておりますが、町長の考え方を確認させていただきたい。

以上が総合公園事業についてであります。

最後に、一般行政について2点質問をします。

1つは、総合体育館の運営についてであります。1つ目に、今後、指定管理者制度への移行時には町民へのサービスレベルの向上が必要と考えますけども、開館日、開館時間の拡大は考えているのかどうか。

2つ目に、体育館のように土日の稼働が前提の事業は、本来職員の勤務体系も土日勤務を前提としたローテーション型が必要ではないかというふうに考えておりますが、そのことについての考えを聞かせていただきたい。

第2に、災害対策についてであります。最近特に多発しているゲリラ的集中降雨による都

市型災害への対応についてであります。基山町において、もし1時間に100mmを超える、80mmあるいは100mmを超える豪雨になったときに、各団地や町の中心部において各地で起きております都市型災害が短時間で起きる可能性があります。該当地区で排水路や側溝などの拡幅というふうなことが急を要するところがあると思いますが、現状をどのように把握し、対応しようとしているのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

以上、少し質問が多岐にわたっておりますが、日ごろから町民の皆さんとともに疑問に感じることを率直に取り上げました。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

ただいまの後藤議員の質問に、まず私のほうからお答えをさせていただきます。

最初の行政改革の実施状況についてでございます。

(1)平成19年度の財政効果額は幾らになったかと。また、18年からの累計では幾らか、改善項目別に提示をとということでございますが、まず、四役報酬の削減を、これは18年度には行っておらず0ということで、平成19年度に8,150千円ということでございます。それから、非常勤特別職報酬の削減ということで、これも18年度には0でございますが平成19年度は3,240千円ということです。それから、教育委員報酬の削減ということで、これも19年度から52千円、給与制度の見直しということで、これは平成18年度に行い6,500千円、平成19年度も同じでございますけども、この項目としましてはそれ以前からすると6,500千円の削減だということでございます。それから、補助金等の廃止、縮小につきましては、平成18年度が1,690千円、平成19年度が46,570千円、合計の48,260千円となっております。各種委託料の見直しでございます。平成18年度が450千円、平成19年度が500千円、合計の950千円でございます。それから、滞納繰越額の徴収強化ということで、平成18年も努力いたしておりますが、平成19年度に数字として102千円ということをお上げさせていただきます。それから、町有財産の有効活用及び広告の推進ということで、平成18年度に1,040千円、それから19年度に1,180千円、合計の2,220千円ということ。これらを合計いたしますと、平成18年度に9,680千円、平成19年度に59,794千円、合計の69,474千円の効果と考えております。

(2)のこの2年間の改革取り組みをどのように評価しているかということですが、私どもといたしましては一定の効果が上がったとの評価をいたしております。

(3)のアの各委員会等の廃止及び定数の見直しを検討するとあるが19年度の活動実施はどうか、委員会等数、委員数、開催ゼロの委員会名とその理由ということですが、委員会等の数は44委員会等でございます。委員は延べ398人です。開催ゼロの委員会等は21委員会等でございます。開催ゼロの委員会においても、その年に開催要件がない場合もあります。例えば、特別職報酬審議会とか町民栄誉賞選考委員会等でございます。廃止、定数の見直しは、現在各課で検討をいたしております。

(4)のアでございます。補助金等の整理、統合の進捗が遅いのではないかと。答申のB、Cランクはすべて検討しておるのかということですが、Cランクについては10件のうち8件廃止になっております。残り2件について、町民会議活動費補助金は削減、それから勤労協活動費補助金は現在のところ継続で対応しております。Bランクについては見直しを3件行っています。残りの分については、現在各課で検討をいたしております。

次に、イの補助金検討委員会はチェック、フォローはできないのかということですが、補助金等検討委員会は提言までの業務であったので考えておりません。

次の2の総合公園整備事業の現状と今後についてでございます。

(1)事業開始から19年度までの総事業費は幾らかと。その中で国庫補助、起債、町費等の負担額はどうかということですが、総事業費は5,262,373千円、そのうち国庫補助金は1,544,000千円、起債が2,661,600千円、一般財源が1,056,773千円となっております。

(2)のその中で菖蒲坂ため池周辺の水辺公園の総事業費は幾らかということですが、これには213,002千円を予定しております。

イの今後幾ら事業費が投入されるのかと。水辺公園事業総事業費の各負担額は幾らかということですが、今後は90,000千円を予定しております。総事業費は213,002千円、国庫補助金は71,000千円、起債が127,800千円、一般財源は16,902千円でございます。

(3)の総合公園事業の全体像はいつどのような形で町民にアピールし、情報開示をしたかというお尋ねでございますが、総合公園事業について説明会を開催いたしております。また、特別委員会を設置して審議していただいております。

(4)の、この水辺の公園に関しては疑問の声が多いと。事業の継続が本当に正しいかの視点で大胆に見直すべきではないかということですが、土地開発基金で用地の先行買

収を終えております。平成21年度までに補助事業で買い戻しをして、現況を最大限に活用した公園の整備を計画いたしております。総合計画や都市計画マスタープランに基づき整備を図っていきたいと考えます。

次の3の一般行政についての(1)については、教育学習課のほうよりお答えをいたします。

私は、(2)のゲリラ的豪雨による都市型災害への対応ということで、排水路や側溝の拡幅等が急を要するところがあると思うが、どのように把握、対応しているかということでございますが、平成13年度に町道浸水対策基本検討業務を行い、浸水原因の検討と、それに対する対応をいたしてきております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私のほうから、質問事項3、一般行政の(1)ア、イについてお答えをいたします。

まず、アでございますが、指定管理者制度の移行時には町民へのサービスレベルの向上が必要と考えるが、閉館日、開館時間の拡大は考えているかという問いでございます。総合体育館の指定管理者への委託につきましては、基山町体育施設の設置及び管理に関する条例及び同施行規則に基づく運営、すなわち現行行っております管理運営がいわば最低の基準条件になります。したがって、開館日や開館時間等の拡大につきましては、指定管理者の応募に基づく選定の段階において、応募者の選定基準にあります利用者への対応という中で、一つ、利用者の平等な利用の確保、一つ、利用者に対するサービスの向上、これらについて評価を行い、選定をしたいと考えております。

イ、土日稼業が前提の事業は本来職員の勤務体系も土日勤務を前提としたローテーション型が必要ではないかという問いでございますが、総合体育館及び多目的運動場等の体育施設につきましては、土日についても使用をしています。しかし、その使用申請については、基山町体育施設の設置及び管理に関する条例及び施行規則に基づき、使用日の3日前までに申請しなければならないとなっております。したがって、土日における体育施設においては、使用施設のかぎの貸し出しもしくは受け取りが主な業務でございますから、これは管理人に依頼しているところでございます。

なお、土日通常どおりの業務を行っております町立の図書館におきましては、職員の勤

務体制を土日勤務としてローテーションを組んで実施しております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

それでは、各項目ごとに再質問をさせていただきます。

第1番目の行政改革についてですが、ここは確認中心なのでポイントのみ質問させていただきます。

まず、1番目の財政効果額、具体的に提示いただきました。私、昨年も同様の質問をしております、そのときの回答では、18年の効果額が10,160千円、19年度見込みが23,400千円と聞いております。今の回答からしますと、18年はほぼ同じレベルであります。19年が大きく違ふと。その大半が、補助金等廃止、縮小の46,570千円という数字ではないかなと思います。ただ、この中に、1回目の質問でも指摘しました東部水道企業団関連の補助金が含まれておりませんか。その確認です。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

ただいまの質問でございますけど、議員おっしゃるとおり、東部水道企業団高料金対策事業費補助金39,000千円が含まれております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

広報という町民の皆さんに全員に行く資料に出ましたから、このことを少し申し上げますが、これは補助金という名前がついておりますけども、言うてみたら東部水道事業全体の負担金に近い性格のものではないんですか。補助金検討委員会の検討項目でもなく、それも補助金の削減が基山町だけができた、町独自の判断でできるものだったのかということもあります。で、そういったものを行政改革の成果として含めるのはちょっとおかしいと。町民に本当に多額の補助金が廃止できましたって、町民は総額しか見ない人もたくさんおりますか

ら、誤解を与えるということで、できればこれは訂正、修正ということをお考えいただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけど、その点につきましては今後検討していきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

検討するというのは、訂正も含めて検討いただくということで理解してよろしいですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

そのとおりでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

実績の取り上げ方とかという問題でありますんで、これ以上聞きませんが、こういう内容はやっぱりちょっと釈然としない内容でありますんで、今後御注意いただきたいというふうに思いますし、あと本来であれば委託料の見直しとか、5億円もある委託料が500千円程度の見直しということでありますんで、質問したい項目たくさんありますが、次回にまたいろいろとさせていただきたい、細かい要件についてはさせていただきたいと思います。

2番目の質問に移ります。

行政執行部としての自己評価であります。一定の評価を得ているものという回答であります。お聞きしたいのは、どのように自己評価を行ってるかということであります。機構改革等の実行による効果など、まだ形にあらわれないものがたくさんあるということはよく承知しております。が、財政効果だけで見ると、先ほどの回答から東部水道の39,000千円を除きますと、2年間で約30,000千円という数字になるわけであります。5年間、どれだけ厳しい自己評価を行ってるかということについて、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、財政額からして効果額というのは30,000千円程度が果たしてどうかというような、評価の仕方いろいろあるかというふうに思っております。しかしながら、執行部といたしましてはどこをどう削ろうかと。あるいは、委員会あたりで提示いただいたことについても、懸命にやっぱり検討しながら取り組んでおるといようなことで、とりあえずはこういう効果が出たという、そういう意味で、自己満足にすぎないと言われる、御指摘があるかもわかりませんが、そういう意味で一定の効果というような自己評価をしたようなわけがございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

5年の計画の中で既に2年を経過したという、2年も経過したということでありまして、自己評価、自己チェックというのをやっぱりきちっとして、次のアクションということをお願いしたいと。

あと、3番目と4番目にまた同様の質問をいたしますので、次に進みます。

委員会等の廃止、見直しについてでありますけれども、現在各課で検討中ということでありまして。どのように見直すのか、具体的な見直しの考え方などありましたら聞かせていただきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

各課で今見直しを行っていますけれども、例えば2つの委員会を1つにするとか、そういうことができないかどうか。また、ここの委員会、非常勤特別職のところにってる分で実際に現在も使われてるのがあるのかどうか。そういった関係で、もしなければ、そういったものはこの欄から落とすということで、そういったものを検討をしております。それと、委員会等、審議会等の、大体開催もですけども1回当たりの開催の時間ですね、そういったものも調査を現在してるところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

これらの44の委員会という、私はやっぱり町民の生活に直接かかわる非常に大事な、町民の皆さんが行政に直接参加する場でありまして、あらゆる分野に委員会、協議会がこれだけ多くあると、で、多くの町民の方が参加しとる。人口1万8,000人の町で、約400名近い方が委員として直接行政に物を言うことができると。本当に文字どおり協働に、きちっと運営すればなるはずであります。それが、やっぱり1年間で一度も開かれなとか、1度だけの委員会がたくさんあるとか、1時間も満たない会合で終わるとか、やっぱりもっともって会合の内容や進め方、事前提案とか開催の頻度、それからメンバーの選定、そういうことをきちっと工夫すれば、本当にこのことだけでも協働のまちづくりがやれるレベルの人たちが参画しとると、400名ですから。そういうことをきちっと工夫していただきたい。私は、廃止せよとか見直すとか、そういうことを言っとるわけじゃありません。やっぱり、もっとこういうことをきちっと活用すると。このことができなくて、私は協働のまちづくりの、まちづくり条例で住民の直接参加型のものやっても、本当にできるのかなということを強く痛感しております。また、このことは、いずれまちづくり条例との関係において次の機会でもお話をさせていただきます。

最後に、1ページ目の1項目めの最後の4番目の補助金の問題であります。補助金検討委員会は、町長から委嘱された5名の民間委員の方が、18年1月から10回も委員会を開催して調査、検討した結果を9月に答申と。大変な労力をかけて検討をされておるわけでありまして。その中で、町単独の補助事業の54件のうち削減、見直しのB評価を26件、C評価を10件というふうに答申されとるわけでありまして。回答では、Cランクは8件廃止され、残り2件となっておりますが、Bランクのいわゆる削減、見直しという評価は26件もありますが、見直しがわずか3件と。各課の検討中ということでありまして、非常に動きが遅いのではないかと、いうふうに思っております。1点目の確認ですが、B、Cランクについて、補助金を受けてる団体に見直しや廃止の方向を町として意思表示は既にしておるのですか。そのことについて確認をさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問でございますけれども、申しわけございません、私のほうでそこまでちょっと把握しておりません。今後そういったとこまで把握していきたいと思っております。

以上です。（「だれが把握するんじゃ」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ここで議長より報告をいたします。

冒頭、出席議員12名と報告しております。12名でございました、片山議員が登庁途中で交通事故に遭遇されたという連絡が入っておりましたので。でも、幸いに軽いみたいで、というふうに理解してます。ただいま御出席なされましたので、出席議員は13名ということに、ただ、今、あの表示は訂正がされないということで、申しわけございません。13名の出席議員で本日の会議は再開します。後藤議員。申しわけございません。

3番（後藤信八君）（登壇）

要は、アクションを起こさずに結果が出るはずのことはないわけで、やっぱり廃止とかそういうのは大変な影響がありますから、交渉とか検討次第でありますけども、そういう方向が出ておるということについて、はっきりとやっぱり相手方に意思表示はしとくと。その上に立って交渉するというのが、交渉するというか検討するというのが本旨でありますから、そのことをくれぐれもお願いしておきたいと思います。

で、町長にお伺いしたいと思いますが、補助金という各方面の利害が物すごく多岐にかかわる非常に難しい問題を、補助金検討委員会の皆さんに検討してもらって答申してもらってわけでありまして。したがって、ほかのいろんな企画ごとの答申とかと違って、答申の重みというのを町長としてどのようにお考えいただいとるのか、それが1点と、補助金検討委員会が提言までの役割だったということはわかりました。あとは町がしっかりフォローするというのでありますけども、一方で、行政改革の実施計画書には本年度から補助金等の評価委員会を設置するとありますが、それがフォローする委員会になるのかどうか、その辺のことについて確認させていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、議員おっしゃいました補助金検討委員会をどの程度重く見てるかというようなことでございますけども、私どもも決してそれを軽くというわけじゃございません。やはり、これは本当に尊重しながら進めていかなきゃいかんということに、そういう立場に立っております。ただ、いろいろと公平性なり何なりというような、ほかとの関連というようなことでなかなか難しい面もあるわけでございますけども、これからしっかりまたやっていきたいというふうに思っております。

それから、フォローのことでございますけども、これは当然もうチェックが必要だということも全く同じ思いでございますので、これからやはり内部的にもう少ししっかりしたチェックを重ねていきたいと。常にチェックしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

町長。よか。総務課長行く。はい。総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

私のほうから補助金等評価委員会（仮称）の分についてでございますけれども、今後そういったものを、内部でチェック機能を立ち上げてチェックを厳しくしていくように今後考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

行政の皆さんと民間の仕事の仕方を比べますと、やっぱり民間の場合は、企画とか立案した人間は結論が出るまで、3年とか5年とか結論をきちっと実績をフォローして、チェックして、それまで責任を持つというのがほとんどであります。行政の皆さんの場合は、やはり企画、立案はたくさんできますけども、民間に比べて実績のチェックが甘いんじゃないかなと。先ほどの評価委員会も内部のチェック機能ということでもありますから、やっぱり国がやっとなるような内々でちょっとチェックしとるという程度に終わると、何の補助金検討委員会、外部の人に頼んだ答申が意味をなさないということになるわけで、ぜひそういうことも含めて実行段階のチェックということを、やっぱりトップの一番の大きな仕事だという認識で、そういうことをしないと何ぼ企画がよくても中身は何も変わらんということになるうかと思

いますので、町長を初め補助金問題について、具体的に細かい点を言うつもりはありません、今後の、あと行政改革の中に3年ありますけども、早急な力強いリードで取り組みをお願いしたいというふうに思います。

きょうの私の本題とっておりますけども、次に総合公園事業についてであります。具体的な金額の提示ありがとうございました。私が思ったより大きな事業で、また町の起債と一般財源の大きさもよくわかりました。ほとんどが国の支援という形で理解をしておりまして、勉強不足でありました。

1点目の質問ですが、回答では、事業総額5,262,000千円のうち国庫の直接補助が1,544,000千円で、これで言うと29%になりますが、起債が2,661,000千円で約51%、町の一般財源の負担、町費が1,056,000千円で約20%と。大体3、5、2という負担区分になります。起債は町の借金というふうに見ますと、これでいきますと町の負担は3,717,000千円、71%と理解してよろしいんですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

起債が約51%、それから一般財源が20%ということで合計は70%になるわけですが、全部が全部町の負担ということじゃございません。起債の中には、交付税でその分当分見られておるものもございます。で、最大70%ということになるのはなりますけれども、全部が全部そういうことではございません。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

起債は町が発行する借金でありますけども、先ほどの話では、交付金に算入されて恐らく町に後で返ってくると、還付されるという言い方だと思いますけども、現実の、この19年までの今の報告の中でありました起債2,661,000千円のうち、概算でもよいですが交付金として還付されとる部分は幾らでしょうか。要は、私が知りたいのは、実質の町費負担は幾らになるんですか。そのことをちょっと確認させていただきます。

議長（酒井恵明君）

交付金に算入されるあれ、わかる。どっち。答弁調整されんもんね、時間が。（「概算で

いい、概算」と呼ぶ者あり)概算でいいから、わかれば。総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

おおよそ起債額の15%でございます。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

起債額の15ということは、思ったより少ないと思いますけども、19年とか20年の基準財政需要額の公園費とかで30,000千円とか40,000千円とか計上されておりますけど、その部分が毎年返ってきとるのかなというふうに考えておりましたけども、15%というレベルでありますと最終的には50%を超える町負担ということになります。そういうふうに考えてよろしいですか。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

計算上ではそういうぐあいになります。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)(登壇)

いずれにしろ、想像しとったよりも本当に大きな町税の負担でこの事業が進められてることについてよくわかりました。ただ、起債分は返ってくるからという、町の負担はその分少なくなるという考えでありますけども、私はそうではないんじゃないかなと一面思うわけです。起債というのは個別事業ごとでありますけども、還付は交付金で一括ですね。その交付金というのは、御承知のように国の財政事情でころころ変わると。基準も総額もしょっちゅう変わっていると。したがって、交付金専用の起債、還付金という位置づけで本当に取れるのかどうかという思いがあります。そういう意味では、もう起債も含めて全部やっぱり町の負担だなということで事業を進めるべきじゃないかなというふうに個人的には思います。そのことを念頭に置いて次の質問に移ります。

水辺公園の事業であります。213,000千円ということでありまして、これ用地購入が既に基金で済んでおるということでありまして、大半だと思っております。213,000千円

のたまかな内容の内訳を教えてください、ということをお願いします。

議長（酒井恵明君）

たまかな内訳わかりますか。どっち。町長が行く。いや、その中の、たまか、はい。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

213,000千円のたまかな内容でございますけれども、ほとんど用地購入費と補償費でございます。総額が213,000千円でございますけど、来年度で一応買い戻しが終了いたしますので、総事業費の残で工事費が出てくることになると思います。ちなみに申し上げますと、一応用地購入費が177,000千円、補償費が12,000千円、約189,000千円ですか、程度になっております。その他事務費、それから工事費を予定をいたしております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

用地購入も含めて189,000千円、そのほかが整備事業費というふうに見たらよろしいんですか。ということは、約24,000千円ぐらいで公園の整備をするというふうに見てよろしいですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほど申し上げました用地費と補償費については、先行買収した金額でございます。それで、当然その分、買い戻し等になってきますと利子等も出てまいりますので、その分も差し引きしますと二千何百万円という額はもう出てまいりません。それと、事務費でも単年度単年度でつけてきておりますので、その分もございますので、10,000千円を超えない額しか残らないだろうと思います。その中で果たしてどのような整備ができるのかということでございますけれども、以前にも議会で御質問があったときに町長答弁しておりますけれども、なるべく金をかけないで済むような整備をしたいというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

用地購入が終わる21年で、整備事業はいつから始めるんですか。もう始まっているんですか。17年からの決算とか予算書をずっと見ますと、機械借り上げ料として1,600千円ほど毎年計上して5年では8,000千円近い数字になりますが、これは何の費用ですか。

議長（酒井恵明君）

整備事業開始と、前の6,000千円、今度のと。6,000千円はあれじゃなか、駐車場整備。あれは別。（「答弁調整」と呼ぶ者あり）

答弁調整のため暫時休憩いたします。

この席上から離れないでください。

～午前10時21分 休憩～

～午前10時24分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

後藤議員の質問に対して、まちづくり推進課長、答弁求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

貴重な時間をとってしまいまして、大変申しわけございませんでした。先ほどの御質問でありました機械借り上げ料でございますけど、これは事務費を補助事業で計上して使った分でございます。機械借り上げ料、具体的に言いますとCADとかコピー機等のリース料を補助事業の事務費で使っておるわけでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

町の予算書にも機械借り上げ料ってはっきり1,590千円てありますし、それだったらそれできちっと、公用の言葉を使わずに事務費とかコピー機借り上げ代とか使って皆さんにわかりやすいようにしないと、5年で8,000千円も何の機械借りたんかなという形になりますんで、よろしくをお願いします。

用地購入費以外のわずかな費用で何ができるかなというふうに思いますが、ちょっと後の質問を急ぎます。後、3、4、とかかわりますので、そのときにまた申し上げます。

3番目の全体情報の開示について、説明会を開始しましたと。説明会はしたとあります。これ、いつされたんでしょうか。特に、一番最後に説明会や広報等で町民にアピールされた

時期、大体の時期でいいです。特に、水辺公園についてはいつ情報公開されたのか、広報でもどんな手段でも結構です。よろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

総合公園事業の説明会につきましては、事業着手前に行っているようでございます。というと、ちょっと私もその時期におりませんでしたのでいろんな資料を調べましたところ、説明会は何度もしているようでございます。

それと、水辺公園につきましては、具体的に説明会というのはしていないようでございます。ただ、広報につきましても調べました。確かに、広報は、できました、完成しましたとか、いろんな施設がですね、そういったときには広報等載せてましたけど、一番詳しく広報でお知らせをしたのは、平成5年1月1日号で総合公園事業いよいよ着工ということで、ある程度、総合公園は緑と水のネットワーク拠点であるということで具体的な内容を広報で記載をいたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

これだけの大型事業、全体で52億円で水辺公園だけとっても2億円というのに、余りにも情報がなさ過ぎるというふうに思います。町民の皆さんが本当によろわからないまま大きな事業が進んでるとというのが、率直に皆さん方の意見として言われる話であります。先ほどの平成5年の、私もずっと広報くくってみたりしましたが、確かに5年ごろ、いよいよ着工という記事もありました。先ほど、特別委員会で審議したというふうに言われておりますけども、私15年以降の議会だよりを全部見ましたけども、一言も報告もありません。何も載っておりません。要は、特に水辺公園の基金による用地買収したのは14年とか15年じゃないかと想像するんですが、何も情報開示がないまま大きな事業が進められとる。平成2年以前の説明会をやりましたという程度では、そういうことで本当に町民の皆さんが納得するんでしょうか。ここ5年や10年で入ってきた皆さんは、何も知らないまま大きな事業が進んでると。あの公園どうするのかなということが率直な疑問であります。もう少しやっぱり具体的な青

写真を出して、これからまちづくり条例という形も、そういうもの全部情報公開しなきゃいけないようになるわけでありまして、町民の皆さんの意見や反応を聞きながら事業を進めるべきではなかったかなと。このことを含めて次の質問をします。

事業の見直しの問題であります。少し遅きに失したかなというふうに思いますが、先ほどの水辺公園が、用地買収以外はわずかな事業で町民にとって今どうしても必要な公園になりますでしょうか。むしろ、町民の皆さんは、今の公園で十分というふうに考えとるのが大半の皆さんじゃないでしょうか。むしろ、運動場にもう少し日陰が欲しいとか、中央付近にも出入り口の階段が欲しいとか、そういった要望が多いんじゃないかと思います。また、3号線の東側の皆さんにとっては、2億円もあればソフトボールぐらいできるグラウンドもできたんじゃないかというぐらいの気持ちがあるんじゃないか、そういう方たちのほうがたくさんあるんじゃないかと思います。そういうことについてどのようにお感じになっとるか、お考えを聞きたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

そのことにつきましては、私の思いというか感じを申し上げさせていただきます。

まずは、その前の問題、やはり情報公開というのは非常に大切でもございますし、それから本当に実際やっていく上で難しい問題があります。そういうことは踏まえながら、もっともっとやっぱり細かな情報公開というのがこれから必要だと。特に、基本条例あたりにはその辺のところはしっかり盛り込めたらなというふうに私考えております。

それから、水辺の公園でございますけども、先ほども申しましたように、いわゆる用地買収、先行買収してあるというようなこと、あと一年でというようなことになっておりますので、ちょっと今さら中止というのはなかなか難しい、補助金の関連もございますもんですから難しいのじゃないかというふうに考えております。ただ、議員おっしゃるように、本当に優先順位的に今それが必要なのかということになりますと、いささか疑問も感じないわけじゃないと思います。しかしながら、計画という、随分前の計画でございますけども、それにのっとってやってきておるもんですから、ひとつこれは、やはりもうゴーということじゃなかろうかと。ただ、先ほどからも出てますように、これ以上余計な手はかけない、財政負担をかけないというようなことを前提に若干の整備もやっていきたいというふうに思っております。

す。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

中期の財政の見通しで、これからの元金返済が始まる下水道とか宝満環境センターとか小学校建設の問題とか、そういうものが非常にピークを迎えていく中で、やっぱり不要とは言いませんけど、不急の、急がなくてもいい事業については勇気を持って見直す、あるいは凍結というふうなことも必要じゃないかと思います。それがどうしてもできないということであれば、早急に具体的な整備計画を、整備の考え方を、青写真ですね、やっぱり町民に公表すべきではないかというふうに思います。そうじゃなければ、先ほどのわずかな費用で、ちょっとさくをつくったぐらいで、遊歩道があるぐらいで、だれも使わない公園になる可能性もあるわけで、そういうことも含めて、このことについて、いつどのような形で整備計画を公開するのかということについて再度お聞きします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

水辺の広場の整備につきましては、先ほども何度も答弁いたしておりますけど、一応買い戻しが来年度まででございます。それで、残った事業費で整備ということでございますけど、大した額じゃないと言ったらいけないんですけど、金額的には通常の整備はできないだろうと思ってます。しかし、ここの場所につきましては、既に今買収しました用地の中に茶園、それから果樹園ございます。今もそのまま残っておりますので、こういったものも活用いたしまして、そしてなるべくお金がかからないような整備をしたいと思います。ただ、フェンスを設置して危険性がないようにというぐらいじゃちょっと使われなないかもしれませんので、その辺私どもも、協働という考え方も入れた整備をしたらどうかというふうに今現在考えております。

申しわけありません。そもそも水辺の広場についての全体的なものは、きちんとしたものはまだないわけでございます。ただ、先行買収が先行したというふうな状況でございまして、用地買収が終わったときまでにはある程度の青写真をつくって、そしていきたいと思ってます。ただ、大々的な整備にはならないだろうというふうに思ってますので、果たしてこれを

見せて、皆さんが、何だ、こんなもんかと言われても困るなどは思っておるわけでございませぬけれども、当然これは開示はしていかなければならないというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

やっぱり青写真を、事業の細かい点よりも青写真を早く出して、やっぱり町民の皆さんの評価を仰ぐべきだというふうに思います。ぜひ、そんな終わるまでちゅうたら21年度中に何とか考えますちゅう、その程度のことでは、そんなスピードでは、いつどんなことをやっとなやちゅう町民の皆さんの疑問は変えられないというふうに考えておりますんで、ぜひともよろしくをお願いします。

最後に、いずれにしましても、医療費の問題とか災害に強いまちづくりとかガソリン価格の高騰とかで、逆に言えば、景気もこんだけどんどん悪くなりますと町独自で緊急経済対策もせないかんときも来るかもしれんと。そういう意味では、不要不急の事業について大胆に見直すと。川辺川ダムについて、熊本県知事が40年の結論を下しましたけども、ちょっと大きさもあれも違いますが、そういう意味で町民の目線、民意の目線で決断したと言われております。町民の目線で事業を厳しく見直すということについてぜひお願いしたいというふうに思います。

あと七分しかありませんので、一般行政の2つについて確認をします。

まず、総合体育館の問題でありますけども、先ほどの回答によりますと、指定管理者への移行時に月曜開館等も考えるというふうに理解してよろしいですか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

指定管理者がどのような対応をしてくるかによりますが、もしそういうことが可能であるならそのように考えられて結構です。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

過去、月曜開館の問題は何度も質疑が出たことも聞いておりますし、できなかった理由も

聞いております。ただ、隣の小都市のように月1回、第1水曜日のみ休館とか、そういうやり方もあるわけで、ぜひ、毎週要は休館する必要があるのかということについての検討も含めて、よろしく願い申し上げたいと思います。

もう一点の休館日と職員の勤務の問題であります。今のように、月曜休館日に職員が勤務して土日の開館日には管理人に委託という状態は、町民の目から見ますと極めて違和感のある、疑問に感じるところであります。民間では、サービス業を中心に土日に勤務、稼働が前提の場合は、従業員の勤務をすべて土日を含めたローテーション勤務になるのが常識であります。先ほどの回答では図書館ではできておるということでありますので、体育館ではできてないという理由がわかりません。今後、体育館などもそのことを含めて検討いただけるかどうか、よろしく願います。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

先ほども回答いたしました。体育館の土日の業務というのは、特別に業務はございません。しいて申し上げるならば、かぎの借り入れ、貸し出し、これが主な仕事といえば仕事でございます。しかし、町立の図書館においては、これはもう町民の方、それから児童・生徒の利用がございますので、これは業務としては立派に成立します。したがって、体育館と町立図書館とはそのような違いがあると御理解いただきたいと、こう思います。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

視点が私とちょっとずれておるといいますか、土日は今がかぎの受け渡しかから本業務ではなくてということでもあります。これは、民間的に言うと、土日も受け付け業務、全部通常業務をやるという前提でいきますと何の違和感のない状態になるわけで、要は図書館のように土日勤務が当たり前というシフトであれば、土日を特別なものとして見る必要はないわけでありまして、そういう意味で、どちらにしましても今非常に町民の皆さんから見て、体育館が閉まるとときに職員も皆さんが全部出て土日は管理人さんがやっていると。どうなっとなんという意見はたくさん聞いておるのが現状であります。そのことについて、勤務は特殊な場合はトップのほうで変えられるという条例もあるわけでありまして、町民の目線

に立ってぜひ検討をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

最後に、災害対策について、お聞きしたかったのは、13年の検討がどのようなものかということをおは知りません。今、過去の常識を全くくつがえすような災害が起きておると。そのことに対してどう対応しようとしてるのかということでもあります。佐賀では、この間新聞に載りましたけど、市街化区域の1割が冠水したと。1割ですよ。大変な面積が冠水したと、100mmの豪雨です。お伺いしますが、基山に例えば80mm、100mmのゲリラ豪雨が発生したときにどこが危険かという、いわゆるハザードマップみたいなものがあるのかどうかということと、これをつくっていく考え方はあるのかどうか確認します。

議長（酒井恵明君）

総務課長。どっち。時間のないばい。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問でございますけど、ハザードマップの作成はまだしておりません。ただ、県が秋光川の浸水に対しての調査を今年度行うようになっております。それができれば、秋光川流域に関してでございますけれども、それに関してのハザードマップちゅうか、洪水関係のマップを21年度に予定をしていきたいとは思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

まだいろいろ質問しようと思いましたが、最後にこの件について地元の要望も含めて意見を申し上げます。

台風とか従来の大雨に比べて、あっという間に要は来ると。先般も、高島団地で降ってってニュータウンでは降ってないという大雨がありましたけども、それぐらい局所化してあれしてると。温暖化の影響もあって、今後ますますふえると。この秋も来るかもしれないと言われております。私どもの地元のニュータウンでは、30年近く前につくられた団地ということもありまして、道路とか排水、側溝などが非常にコンパクトに小さくつくられております。そのため、今でも二、三十mm程度の雨でも町全体が川のようなことになるということで、住民の皆さんの不安は年々大きくなっております。自然環境が激変してるということで、私は今日的な課題、本当に突然襲ってくる今日的な課題に対する、災害に対する備えも……

議長（酒井恵明君）

後藤議員、終わりました。

3番（後藤信八君）続

はい。済いません。よろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

以上で後藤信八議員の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

～午前10時45分 休憩～

～午前10時55分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

日本共産党議員団の松石信男でございます。私は、町民こそが町政の主人公であるとの立場に立ちまして2項目について町長にお伺いしたいと思っております。

質問の第1は、消防行政についてであります。その1として、消防の広域化問題についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、ことしの2月の全員協議会におきまして簡単な説明がなされました。その後の経過も含めまして質問をしたいと思っております。

9月1日は防災の日でございました。今、全国で、総務省消防庁が進めている消防本部の広域化計画が進められております。これまでに全国の35都道府県が広域化推進計画を策定しておりまして、そのうち10県では全県の消防本部を1つにする方向で進んでいます。消防庁は、消防本部の規模は大きいほど望ましいとしておりますが、消防の現場では、広域化で火災現場への地理が不案内になるとか、消防署のリストラにつながり、火災現場到着のおくれ、火事が消せなくなるのではないかなどの心配の声が上がっております。そこで、いただいた資料によりまして、政府の広域化に関する基本方針では、広域化をやる理由として、消防本部の規模が大きいほど災害への対応能力が強化され、組織管理及び財政管理の観点から望ましい、また管轄人口30万人以上の広域化でないと消防体制の充実及び強化が図れないので、平成24年度までに県内の消防の広域化を実現する必要があると、その必要性和合併期限を示

しております。そこで、私はまず最初に、消防の広域化についての基山町に対してのメリット、デメリット、これは一体何があるのか、合併についての、このことについて町長の御見解をお聞きをいたします。

2つ目に、佐賀県は広域化の組み合わせのモデルを示します消防広域化推進計画をつくっておりますが、それによりますと、基山町が現在入っております鳥栖・三養基地区消防事務組合など7つの消防本部を県内1本部とする案、それから県内を東西、南北に分けてそれぞれ2本部とする案、県内を3本部とする案の4つの組み合わせ計画案が出されています。現在、佐賀県消防広域化検討委員会で広域化の協議がなされております。鳥栖・三養基地区消防事務組合からは、管理者であります橋本鳥栖市長が市町村の代表として委員になっておられますが、現在の検討状況はどうなっておるのか、具体的な説明を求めたいと思います。

3つ目ですが、消防の広域化については、2006年に施行されました消防組織法の改定によるもので、管轄人口10万人以下の小規模消防本部を解消し、30万人以上に統合、再編するというものです。平成24年度までに市町村議会の議決を経て広域化を実現すれば、施設整備などに国の補助が得られることになっております。消防本部の広域化の是非の判断についてですが、だれがどこで決定されるのか、その手続やスケジュールについてお聞きをいたします。

4つ目に、私は、消防の広域化の問題を考える場合さまざまな視点からの協議が必要であると思います。しかし、大事なことは、この広域化で果たして、火災などの災害から基山町民の生命、身体、財産を守るとい自治体消防に使命からして、消防団を含め、その消防力の強化につながるかどうかという視点が一番大事ではないか、そのように考えるところがございます。御見解をお聞きをいたします。

5つ目ですが、私は消防の広域化の問題については、先ほど言ったように住民の安全をどう守るかの問題ですので、広域化計画を初めとして、さまざまな問題について町民や消防団などの関係者に対しての徹底した情報の公開が必要と思いますが、どのようにやられるのか答弁を求めたいと思います。

次に、消防行政のその2として、災害時の災害弱者、要援護者の避難支援計画についてお伺いをいたします。

この件につきましては平成17年3月議会でも質問をしておりましたが、私はいよいよ待ったなしの課題ではないかというふうに考えます。町長の御見解をお聞きしたいと思います。

先ほど、同僚議員の中からも出されておりましたけど、ことしの夏は本当に猛暑でござい

ました。盆を過ぎたころから日本各地で集中的な豪雨が相次ぎまして、死者も含めて大きな被害が出ました。先日からのマスコミの報道によれば、関東、東海地方に記録的な大雨が降り、そして岡崎市では1時間に146mmという大雨で約14万世帯すべてに避難勧告が出されました。そして、高齢者を中心に死亡、行方不明者が出たとの報道がされております。1時間当たりの降雨量が多い、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれておりますけれども、全く予測が困難、被害の予測が難しい、こういうふうに言われています。環境省のパンフレット、ストップ・ザ・温暖化では、地球温暖化が進めば夏季の降水量と豪雨の頻度が増加すると予測がされております。今、地震を含むこのような災害で、高齢者、災害者などへの災害のときの避難支援体制の確立は緊急な課題となっており、政府は災害時要援護者の避難支援ガイドラインを策定をしています。今、それに基づきまして、各自治体では高齢者などの要援護者に対する避難支援計画が策定をされてきておりますが、基山町ではまだ現在検討中ということであり、私は早急につくる必要があると思います。そこで、お尋ねをいたします。

まず1つ目ですが、現在民生委員さんが高齢者などの災害弱者を把握をされております。要援護者と言われるのは具体的にどういう人を指すのか、これについて説明をしてください。

それから2つ目ですが、基山町では災害が起こった場合の要援護者の避難支援体制、現在はどうのようにされておるのか、これも説明をお願いをいたします。

それから3つ目ですが、私は早急に災害弱者、いわゆる要援護者に対する避難支援計画をつくるべきだと思います。現在、どのような検討がされているのか、御答弁をお願いをいたします。

質問の第2でございます。不要になった入れ歯のリサイクルについてお尋ねをいたします。

今、不要な入れ歯で貧困に苦しむ世界の子供たちを救おうという運動が日本各地で広がっています。これは、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会が行っているものであります。リサイクル協会のホームページを開いてみますと、皆さんの御協力がどうしても必要ですという見出しで、入れ歯の金具や詰めもの、かぶせものには大変貴重な貴金属の金、銀、パラジウム合金が多く使われているので、その不要になった入れ歯をリサイクルすることにより資源として生まれかわり、その益金でユニセフ、国際児童基金を通して世界の子供たちに希望を与えることができるという訴えがなされています。不要になった入れ歯を精製して売りますと平均で1個2,500円になるために、これをユニセフに寄附することによって、入れ歯1つで毛布なら8枚、予防注射なら250人分、マラリアから守る蚊帳なら4張り分などが、今

世界じゅうで毎年、5歳の誕生日を迎えることなく飢えや病気で死亡している約1,000万人の子供たちを援助することができると言われてしています。

そして、個人で換金すると手数料のほうが高くつくために、平成18年12月に発足をいたしました、先ほど言いましたNOP法人の日本入れ歯リサイクル協会が回収して、これを換金するための不要入れ歯回収ボックスの設置を全国の自治体に今呼びかけを行っています。その呼びかけを見ますと、入れ歯を精製して得られたお金の40%を日本ユニセフ協会へ、40%を各自治体の社会福祉協議会などに寄附されております。この回収ボックスの設置に関しては一切の費用負担はかからないということであります。私は、これは大変いいことであるし、先ほど言いましたように経費もかかりませんので、基山町でも社会福祉協議会などとも協議をしていただいて、ぜひ設置に向けて検討していただきたい、このように考えるところでございます。お考えをお聞きをいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

松石議員の御質問にお答えを申し上げます。

まずは、最初に消防行政についてということでございます。(1)消防の広域化で本当に町の消防力は強化されるのかというようなことでございます。アで、消防の広域化のメリット、デメリットは何かということでございますが、広域化によるメリットは、1、大規模災害における初動態勢の強化ができるということ。2番目に、消防本部の管轄区域をなくすことによる初動対応の充実及び到着時間の短縮。3番目に、総務部門や通信部門の職員の一部を現場に配置することができるということ。4番目、救急や火災予防業務の高度化、専門性の向上が図れるということ。それから5番目に、通信指令センターの設置費、維持費の削減ができるということ。6番目に、財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備ができるというようなことでございます。

それでは、広域化のデメリットは何かということでございますが、消防本部が統合されることにより住民サービスの低下や地域密着が薄れるのではないかと懸念もあると。それから、広域化によりまして人員削減や消防署、出張所の廃止につながるのではないかと、これまた心配もあるということでございます。また、削減でなく、むしろ負担増になるのではないかとといった声もあります。その辺がデメリットとならないようなといいますが、可能

性もないじゃないというような、そういうことじゃないかというふうに思います。

それから、イの広域化の現在の協議状況はどうかということでございますが、昨年8月から、県内常備消防管理者、市長会会長、町村会会長、学識経験者、住民代表及び県を委員として構成する佐賀県消防広域化検討委員会を設置して検討がなされております。県によると、各首長、市長会、町村会、消防本部等にも意見を聴取しているとのことであるが、広域化のメリットが一番大きいと思われる県内1本部案のほうがいいのではないかとの意見が多いものの、一方では県内1本部に対して慎重な意見もあるとのことでございます。今後、その協議、調整を行っていき、消防広域化検討委員会の議論につなげていきたいというようなことでございます。

ウのスケジュールはどうなってるのかということでございますが、県によりますと、今後はできるだけ早く消防広域化検討委員会の検討結果を取りまとめた後、消防広域化対象市町間で消防本部の位置や名称、消防本部の組織、人事に関する事、また広域化の時期などを議論して広域化を実現することになります。

エの是非を判断する基準で最も重要なことは何かということでございます。今回の消防組織法の改正に伴う消防の広域化は、災害の大規模化、住民サービスの多様化等近年消防を取り巻く環境は急速に変化しており、常備消防はこの変化に的確に対応していく必要がございます。しかしながら、小規模な消防本部においては、出動態勢、保有する車両等の消防力や組織管理面での限界が指摘されるなど消防の体制として必ずしも十分でない場合があることから、消防体制の充実強化による住民サービスの一層の充実を図るものであります。

それからまた、消防は地域住民の生命、財産を守るという安全・安心に係る業務であり、今後の消防体制の充実強化を図るため、厳しい行財政状況を踏まえて大所高所からの判断をしていく必要があると思います。

オの情報公開が求められるがどうするのかということでございます。消防の広域化の議論は、消防関係者はもとより地域住民の理解が不可欠であり、このため県では消防広域化検討委員会をオープンな場で議論を重ねております。今後、消防広域化推進計画を取りまとめることになっております。その取りまとめに当たっては、県では広くパブリックコメントを実施され、正式に佐賀県消防広域化推進計画として取りまとめられると聞いております。また、消防の広域化は、最終的には構成するすべての市町の議会の議決が必要なシステムとなっております。このように、消防は住民の生命、身体及び財産を守るという住民に身近なもので

あるため、消防の広域化は市町議会での議論などを通じて住民にも説明していくものだと考えております。

(2)の災害時の要援護者の避難支援体制についてでございます。アの要援護者とはどういう人を指すのかということでございますが、災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害からみずからを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支障を要する人々を言い、一般的に高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等が上げられます。

イの現在の要援護者に対する避難支援体制はどうかということでございますが、現在のところ避難支援体制は、要援護者に関する支援要請が民生児童委員、地元、本人からあった場合は町職員が中心となり支援し、必要に応じて消防団、地元等に町から支援協力の要請をし、支援する体制となっております。

ウの避難支援計画は策定する必要があると、どう進めておるのかということでございますが、10月に災害時要援護者避難支援計画策定委員会を立ち上げまして、今年度中を目標に、災害時要援護者の考え方、役割分担、支援体制等を盛り込んだ全体計画をまずは策定したいというふうに思っております。

2の不要入れ歯のリサイクルについてでございます。入れ歯回収箱を役場等に設置できないかということでございますが、不要入れ歯のリサイクルの収益金による世界じゅうの恵まれない子供たちを支援する活動をNPO法人日本入れ歯リサイクル協会が行っており、この運動は全国に広がりつつある中、県内では昨年7月から神崎市、ことしの7月から吉野ヶ里町、8月から鳥栖市が回収ボックスを設置してありますが、それぞれ自治体で取り組み方法が異なっておりますので、今後調査、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

今、消防の広域化といいますが、合併問題ですね、について、メリットが6つ、デメリットは3つに分けて説明をいただきました。それで、今私は、佐賀県消防広域化に係る意識調査結果という資料をいただいております。これは、今度の消防の広域化に対して、市長及び消防本部幹部職員の認識や考え方を把握して聞き取り調査をしたということで、消防の広域

化のメリット、それから懸念事項とかデメリットについてどういうことを心配してるのかということでございます。

それで、今メリットはわかりましたが、デメリットのほうで懸念されているのが、これによりますとあと三点ほどあります。1つは、消防団の指導、連携が薄れるのではないかと。それから次に、範囲が広がり地理が不案内になる心配があると。それから、通勤、人事異動で人事ローテーションが難しくなる不安があるというふうなことも意向調査結果には述べられているわけです。非常に、これらを見てもと本当にさまざまな問題があるなど。ただ単に政府がやれと言われたから、そう簡単に、今県内に7つ消防本部があつて、基山町は鳥栖に消防本部があつて火事の場合そこから駆けつける、もしくは基山分署があるわけですが、そこから駆けつけて消すようになってるわけですがけれども、これが大きくなってどうなるのかなというふうな心配が本当に町民の中にあるわけです。それで、一番考えられるのは、基山の消防の分署ですね、これがどうなるんじゃないかという不安を聞くわけですがけれども、これについてはどのようにお考えですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

先ほど、デメリットの件もちょっとあわせてお話をさせていただきたいと思います。

デメリットの件でございますけれども、今町長がデメリットの件を幾つか回答しましたけれども、それはそういった町民の声があるのではないかという危惧ですね、そういうことでデメリットを上げております。しかしながら、今回の広域化というのは、総務、指令本部の効率化によって現場要員を充実させることにより消防力を充実強化することを目的とすることでありまして、消防出張所については基本的には現体制を維持する方向で検討が進められております。また、負担増の概念については、消防の広域化に伴い、初期段階では消防救急無線設備、消防指令センター施設改修に伴う負担が見込まれるものの、中・長期には負担軽減につながるものと考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

基山分署はなくなると、合併してもなくなるといふことで一つは安心したわけですが、今、消防の広域化について、先ほど言われたように佐賀県の消防広域化検討委員会の中で協議がなされております。小森町長はその委員ではございません。ですので、橋本市長を通じて基山町としての意見反映をされるのかなというふうには思いますが、もちろん直接各市町村に問い合わせとか意見を聞かれているというふうには思います。

そこで、広域化問題についてですが、政府はそういう方針を出しておりますけれども、日本共産党の国会での予算委員会の中で、広域化問題については広域化を強制するものではありませんというふうには答えております。消防の広域化は市町村の自主的な判断によって行われるものとして、その際広域化の基本方針や推進計画に各市町村は拘束されるものではないというふうには、時の増田総務大臣ですかね、彼は答えをしています。ですから、たとえ都道府県が推進計画をつくったとしても各市町村にそれを押しつけないということで、広域化に参加するかどうかについてはあくまで基山町自身が判断してくださいというふうなことを、自主的判断でしてくださいというふうには答えをしているわけですね。

で、今、県の推進計画案が、ここにせんだってもらいました、これできてるわけですね。これに基づいて今されているわけですが、まずこのことについてどのようにお考えなのか、ちゃんと基山町の消防力の強化につながるかどうかと、こういう視点でされるのか、それとも県が言いよるから、国が言いよるからなあと、仕方なかなあという立場に立つのか、どういふふうな視点に立って町長は臨もうとされてるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

広域化、基山町はどうとらえとるかということだろうと思います。先ほど、私もメリットとして一応6つほど上げましたけども、これはここで言っているのかどうか分かりませんが、いささか疑問の点もございます。初動態勢といいますが、大きな災害の初動態勢というのは、それは強化されると思いますけども、一般、通常といいますが、今あつてますような、そういう規模の火災、災害、それに関しましては、果たして基山町にそれほどメリットがあるかどうかと。現実、計画を見とりますと、一部の地域には当然、ボーダーラインといいますが、今ボーダーライン引かれとる、その地域は隣から来たほうが早いんだというような

考え方はございます。しかし、それじゃ基山町は神埼から、佐賀から来たほうが早いのかどうかというような、この辺は非常に私自身やっぱり疑問に思っております。それから、鳥栖・三養基の消防署としては、佐賀はどうか分かりませんが、こんな言っちゃなんですけど、よそよりも割と機器の整備もできておるんじゃないかなろうかというふうな自負はありますか、そういう気もいたしております。その辺のところ、本当に基山町にメリットがあるかどうかというのはいささかというところでございます。

しかしながら、それじゃ逆に、合併は単独でというような選択肢ももちろんあって、今基山やってきとるんですけども、消防で本当に基山が単独がいいのかどうかというようなことは、またちょっと真剣に考えなきゃいかん問題かなというふうに思っております。やはり、全体的なメリットというのは先ほども申しますようにあるわけでございますから、そういうことも考えて、大所高所からと先ほど申しました、そういう見方も必要だろうと。その辺の折り合いをどうするかと。それから、ましてやデメリットに関しては、決してそうならないように我々も努力していかなくちゃいかんということじゃなろうかというふうに考えております。したがって、基山町にしましても、これはやっぱり真剣に慎重に考えていく必要もあろうかというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

消防については、基山町単独でというふうに言われてましたけど、今もちろん基山町単独で消防やってるわけじゃありませんので、鳥栖・三養基地区で消防事務組合立ち上げてやってるわけですのでですね。慎重にやっていくというふうなことだというふうに思います。ぜひそういうふうにしていただきたいと。

それで、広域化に基山町が参加していくとなった場合の、いわゆるスケジュールですね、どのふうな過程でやられていくのか。先ほどの答弁では、佐賀県消防広域化検討委員会で検討結果が取りまとめられれば、それによって検討していくというふうな形のようにございます。それで、広域化でいろんな行政事務を行うということに対しては、私は関係市町村による議会の議決が必要ではないのかと。広域化に関する協議会の設置の議決、これは私は必要だと思うんですよ。いわゆる市町村合併では、任意合併協議会とか法定合併協議会とかありましたよね。それと似たようなものなのかなというふうにちょっと思うんですが、まずそれ

が基山町で議会での議決が必要だというふうに思いますけども、どうですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問でございますけれども、当然、広域化が今後どういうふうに進むかちゅうのはちょっと私もわかりませんが、例えば1本部になるとか、そうなったときにその組合に基山町も入るということになれば、当然議会の議決が必要になってくるものと思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、広域化に参加をしていくかどうかを判断する上で大事な視点はということで、私はあくまで基山町民の生命、財産を守る上で本当に強化されるのかと。それが悪くなってみたりするというふうになれば、私は絶対あってはならないし、強化されればいいわけですが、それで、同じく、先ほど言いました意向調査の中でも心配されているのが、広域化に当たっての重要と思われる点について何がありますかということでアンケートとられてるわけですが、聞き取り調査されてるわけですが、やはり第1は住民サービスの向上になるのかどうかと。住民サービスの向上というのは、あくまで町民の生命、財産を守る消防力の強化になるのかどうかということだと思っておりますよ。それが一番大事な点じゃないかということがこれにも述べられております。私も全くそのとおりだというふうに思います。

ところが、先ほど言いましたように、4つの組み合わせ案を先ほど言いましたけど、このいずれを見ましても、一本化、それから2つに分ける、3つに分けると、今7つあるわけですが、この案に、いずれにしても佐賀市に消防本部が置かれるわけですね、いずれの案になりましてもですね。佐賀市に消防本部が置かれて鳥栖市はなくなるというふうになるわけです。それで、非常にそういう意味で、先ほども町長からも、神埼から火事に駆けつけるということはどうなのかと、普通の火事であればということをおっしゃったわけですが、私は、ここで3つのやはり問題提起をしたいというふうに思います。

まず1つは、消火時間の問題ですね。消防庁の火災報告取扱要領によりますと、火災による損害というのは全焼と半焼と部分焼と、それからぼやに分けられていると。で、消防は火

事を最小限にとどめて延焼を防ぐことが任務とされているということで、部分焼ですね、家屋の20%だそうですね、までにとどめることが求められてるということだそうです。そのためには、出勤から6分30秒以内に現場に到着して放水を開始するという基準が示されています、これは消防庁の整備指針によってですね。で、現場の放水準備にかかる時間は約2分と。逆算しますと、通報があって現場に駆けつける時間が4分30秒ということで限定をされてると。それが限度だとされておると。このことから、市街地においてはおおむね2.8km以内に1つの割合で消防署が設置をされてると。そういう意味で基山分署もあるのかなというふうに思いますが、まさに消防というのは時間との闘いだと、時間との勝負なんだと。で、広域化で消防署が、消防車がたくさん佐賀からも駆けつける、神埼からも駆けつける、場合によっちゃ唐津からも駆けつけると。そりゃちょっと極端でしょうけれども、駆けつけたとしても、火災の発生から20分、30分後では役に立たんというふうに言われてます。これが1つあります。

それから、もう一つの問題については、消防体制の強化の問題ですね、消防体制の強化の問題。広域化になりますと、消防自動車が減らされる可能性があります。それは、基準が違うからであります。消防力の整備指針では、例えば人口5万人規模の自治体では消防車の配置は4台必要となっております。これが30万人規模になりますと、消防自動車は14台となっておりますね、基準が。ですから、5万人規模の自治体が6つ集まって30万人規模の消防本部をつくったとすれば、消防車は4掛け6ですから24台になるわけですね、合併したときには。24台あるちゅうふうになりますけれども、先ほど言いましたように、30万人規模は14台ちなってるんですね、基準は。だから、これは基準より10台消防車が多いというふうになります。だから、逆に言えば、基準からいえば消防車は減らしますよと、減らしてくださいという格好になる可能性が出てくるんじゃないかということが心配されるわけです。

それから、3つ目の心配は、仮に佐賀県一本になりますと、人事異動が県内じゅうされるわけですね。消防職員があっちこっち人事異動で回ると。ということで、消火活動に支障が出てくるんじゃないかということが言われてます。というのは、現在は鳥栖に本部がありまして、火事だというふうに電話で通報があると、もうぱっと出るわけですね、その場所が。例えば、うちならうちが電話すると、もう不動寺のどこどこだちゅうて画面にぱっと出るようなシステムになっとるわけですね。あ、あそこはこう行けばいいからということで、本当に職員は地域の隅々まで知ってあると。ところが、これが、非常に広域になりますと、

先ほども出ておりましたように地理に不案内になる職員が出てくるんじゃないかと。先ほど、家庭用電話からはそういうふうにはっとわかりますけど、今は携帯電話からが多いちゅうわけですね、携帯電話も。そうしますと……

議長（酒井恵明君）

松石議員。説明も必要ですが、的確な質問をしてください。

10番（松石信男君）続

それで、携帯電話からだとわかりにくいという部分があるようです。

で、お聞きしたいのは、では広域化しますと消防力の強化になると言われておりますけれども、現在でも、大規模の災害が発生した場合ですけれども、各消防間で相互に応援する市町村の相互応援協定がありますね。これはどのようになっていますか。ちょっと説明ください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の件についてでございますけれども、まず先ほどの私の答弁の中で、消防署、出張所については基本的には現体制を維持するというので私は御回答したと思っております。だから、その点の最初の点については問題ないかと思っております。

それから、消防自動車の件ですかね、それは私が聞いている範囲では台数は減らないということは聞いております。それで対応されると思っております。

まず、広域化というのは、先ほど町長も言いましたように消防力を高めるための広域化でございますので、それが基本にありますので、もし消防力が低下するようであれば県もこういった推進計画は立てないものと思っております。それが一応基本にあると思っております。

それから、協定の件でございましたかね。協定なんですけれども、隣接地としましては筑紫野市、小都市、鳥栖市との協定をしております。それと、応援協定で鳥栖、三養基地区の事務組合ということになっておりますので、消防の事務組合での協定につきましては、佐賀地区広域市町村圏組合、それと唐津・東松浦広域市町村圏組合、それから杵藤地区広域市町村圏組合、神埼地区消防事務組合、それから有田地区消防組合と協定をしております。伊万里は言いましたかね。伊万里もです。全部で……（「福岡県とはしとらんと」と呼ぶ者あり）ええ、それからまた言います。これが広域で佐賀県全部と一応しております。それと、隣接地ということで、筑紫野太宰府消防組合、福岡県南広域消防組合、それから神埼地区消防組

合と春日・大野城・那珂川消防組合との協定をしております。それと、市としましては、久留米市と八女地区消防組合との協定を行っているところでございます。

以上でございます。

済いません。出張所と言っておりましたけれども、分署等でございます。訂正させていただきます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

今言われたように、小さな災害、火災であれば分署なり鳥栖市から駆けつけ、もちろん消防団も駆けつけるということで対処できますけれども、延焼もしよるし大きな災害だということであれば、今現在でもそういう相互応援協定結んでるわけですね。県内、それから久留米からずっと結んでるわけです。お互いに結んで今やっているわけですから、私はそれで対応できないのかなと。それじゃ不十分なのかなというふうな、ちょっと観点が違うかもしれませんが、そういうふうな感じも受けるところであります。

それで、最後ですけれども、現在の鳥栖、三養基地区の消防事務組合をなくして、仮に佐賀市に消防本部を置くことになる、もう一本化ですね、佐賀県内で一本化するというのがメリットが大きいんじゃないかという意見もあるというふうなことをお聞きをしたわけですが、もちろんこういう具体的な検討案が出されれば、私は議会で大いに議論をすると、これはもう当然必要だというふうに思っております。

しかし、本当に町民の生命、財産を守るかどうかの問題ですから、議会ではもちろんですけども、やはり町民に徹底して情報を知らせていくということが私は必要ではないかと、この案についてですね。こういうふうになる、消防本部が鳥栖市からなくなりますと、県内一本になりますと、仮になった場合ですたいね。そういうのについては、やっぱり徹底して町民の人に知らせると。特に、消防団の人とか医療、防災関係者などにやっぱり知らせて、そして意見を十分にやっぱりその人からも聞いていくということが私は必要だというふうに思っているわけですね。で、そういうのを余りわからんずく、1つなり2つなり3つに今の7つの消防本部が決まっていくというふうになれば、ちょっとやはりそれはどうなのかなと、問題ではないのかなというふうに思うわけですので、本当に協議状況についてとか、そういうふうな案が検討委員会なんかで決まればもちろん当然ですが、当然町民に知らせるという

ことが必要だというふうに思いますけど、これについては、情報公開についてですね、どうお考えですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

先ほどから何回も言っておりますけど、現体制は崩さないということですので、鳥栖からなくなるということじゃございませんので、そこら辺は御理解をいただきたいと思います。

当然、県でどういった案と決まれば、ホームページ等で住民の方にお知らせ等はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

一問一答でお願いします。松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ホームページ等ということですが、これは非常に大事な問題ですので、ホームページちゅうのはもちろん今インターネット見られとる方も多いでしょうけれども、やはり広報「きやま」等で、こういう案が出てますということで当然町民の中に知らせていくということが私は非常に大事だというふうに思います。ぜひそういうことでやっていただきたい。そして、町民の人がそのほうがよかるうというふうになれば、判断されれば、もちろん広域化に参加していくというふうになるうかと思えます。余り知らされないのいつの間にか決まっとったと、消防本部が鳥栖市からなくなっとったというふうなことは、やはりあってはならないというふうに思うわけでありませう。

次に、要援護者の避難支援計画についてお伺いをいたします。

10月から策定の検討委員会をつくっていきますと、計画をつくりますということでございます。それで、私はここに長岡市の災害時の要援護者の避難支援プランというのを持っております。その中で、先ほどちょっと要援護者とはどういう人を指すのかということで質問をいたしました。で、この中にこういうふうに書いてあるわけですね。先ほどの答弁に続いて、避難ができない可能性がある人とか家族の支援が得られない人とか、ちゅうふうの次にとして、高齢者についてはおおむね介護保険の要介護認定で要介護3以上である人。それから、身体障害者につきましては障害の程度が1級または2級である人。それから、知的障害者の

方については療育手帳がAである人ですね。それから、これらに該当しないけれども、これに準ずる者として市長が認める者というふうな形になっているようであります。ですから、具体的には今から検討されるというふうに思いますが、私は具体的に障害者とか高齢者とか、どういう人を対象にするかといった場合は当然このような人も含まれていくと、指定をしていくということが必要なのかなというふうに思いますけれども、どういふふうにお考えなのかですね。ちょっとお考えをお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の件でございますけれども、当然そういった定義づけはしていかななくてはいけないと思います。これにつきましては、災害時要援護者避難支援計画策定委員会の中でどういった方を災害時要援護者であるかということの定義づけをしていかななくてはいけないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

この名簿ちゅうか、名簿つくる必要があるわけですがけれども、要援護者のだれをだれが災害が起きたときに避難させるかと、こういう具体的な計画になるわけですね。ですから、非常にいろいろ個人情報との関係でさまざまな問題が出てくるのではないかと。知られたくないと。ひとり暮らしであるちゅうのを知られたくないし、身体障害者であるちゅうことを知られたくないしとか、いろいろそういうこともお聞きをいたします。そういう点についての配慮なり、具体的にその辺について、しかしだからといって災害が起きたときにその人をほったらかすわけにはいかんわけですから、やはりちゃんと手だてをとる必要があるわけですから、本人が、いやあ、もうそういうことは教えませんとかいろいろ言われても、それはきちっとやっぱりする必要があると思いますが、これについてはどのようにお考えですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今、松石議員のおっしゃった個人情報の関係でございますけれども、当然個人情報に関しては十分注意を払わなくてはならないと思っております。ただ、今回の、先ほど策定委員会を立ち上げてするというのは全体計画でありまして、まず全体計画、こういった支援体制を組むのか、こういった情報収集をするのか、そういったものをまずこういった方向であるのかというのを決めて、その後、先ほど松石議員がおっしゃいました個人的にどう対処するのかというのを検討していかななくてはならないと思っております。それはまだちょっと、21年度以降になるのではないかなとは思っております。

それと、先ほどの情報化の問題ですけれども、おっしゃるように、情報を収集しなければ、こういったふうに助けるかということではできないと思っております。それで、検討委員会の中でその情報の収集の仕方といいますか、それと情報の共有化の問題は十分、本人さんの確認をとるとか、そういったものまでするのかどうか、そういったところを検討いただいてやっていかななくてはならないのかなとは思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

いずれにいたしましても、早急な避難支援計画、これを具体的にやはりつくっていただいて、そういう災害弱者の方が安心して災害があったときに避難できる体制を早急につくっていただきたい、そういうふうに要望をしておきます。

それから最後でございますが、入れ歯の回収箱の設置の件でございます。先ほど、近くでも神崎市とか吉野ヶ里町とか鳥栖市とかやられているということでもあります。それで、私は鳥栖市をちょっと見に行ったんですが、市役所の市民ホールのところそういう入れ歯回収箱が設置をされておりました。不要入れ歯回収に御協力をということで、こういうふうなチラシも、で、中をのぞいてみますとちゃんと入っておりました。それで、聞いてみますと、これは貴金属だから2人立ち会いの上であけるというわけですね。ということで、相当な金になるということなんですよ。中にはやっぱり金歯とか、そういうのも入るとということで、ですから非常に貴重品扱いということでもあります。

で、神崎市が日本で一番最初にやられたと、始められたということのようでございます。神崎市は昨年7月から行われてるということですが、これが聞いてみますと、第1回

目の入れ歯の回収が昨年9月にあったと。で、回収量が1.2kgだったと。で、回収金額が227,569円だったそうです。そのうち社会福祉協議会に94千円が、40%ですからバックされるということで、社協のいろんな活動資金にもなっていくということでもあります。そういうことでもありますので、あっちこっちで始めて、だんだん回収のあれが少なくなるかなという感じもしますけれども、ぜひ基山町でも、本当に広く町民の方に知らせていただいて回収箱に入れていただけるような方向で、検討するということがございましたけれども、最後にもう一度この件についてお聞きをいたしまして終わります。

議長（酒井恵明君）

福祉課長行く、これ。だれが行きますか。課長行く。農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、私のほうから、第1回目の回答の中で町長が申し上げましたように、調査、検討と。さっき御質問の中にもございましたように、鳥栖市の場合はロータリークラブが中心的にやっております。で、これは日本入れ歯リサイクル協会を通さなくて、金属精製会社のほうに直接話をしましてそちらとやってるということがございます。そういうことで、基山町としてどの方法がいいかというのを含めまして検討をさせていただきたいというように思っています。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時58分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開いたします。

これより平田通男議員の一般質問を行います。平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

12番議員の町政会に所属しております平田道男です。

私は、議員としてちょうど10年目を迎えております。近ごろつくづく感ずるわけですが、私は議員としての役割を果たしているのだろうかと自問自答することがよくあります。元来、有権者の町民から見れば、直接選挙によって選ばれる代表者は町長と議員だけであります。その両者がお互いの役割を果たしていくことによって、本来の民主政治が行われなければならないと考えております。町長は、広い裁量のもとに町行政を取り仕切っています。近年特に、自分が任命した各種の委員会を組織し、その中で決定したことを自分の意思の表現として提案されることがよくあります。また、そのことが当然のようになりつつあるのではないかと考えております。それは、議会の存在意義すら問われる状況になりつつあると私は考えております。議会は、町長から提案された議案を審議し、その行動を見きわめる十分なるチェック機能を果たさなければなりません。特に町村議会では、いわゆる与党勢力が強く、対立構造になりにくいのが現状であります。その中で議会がチェック機能を果たさなければ、議会制民主主義が消滅してしまいます。私は、この本会議は特に執行部と議員の政策論争の場であるべきだと考えています。今回は特に、2期目を迎えられた小森町政の政策について、町民の期待を込めてお尋ねをしたいと考えております。

早速、質問に入ります。

一般行政のその1、耐震調査についてお尋ねをいたします。

この質問に関しては、2年前同じことを質問をいたしております。旧中央公民館の耐震調査を早くやってほしいということで2年前お尋ねをいたしました。そのときは、調査機関がないということで調査ができませんという答弁であったろうと思います。そこで、今回改めてお尋ねしますが、旧中央公民館の建設年度はいつでしょうか、お答えください。

次に、一昨年の議会答弁では、先ほども申しましたように、調査機関が不足しているので実施していないとお答えでしたが、その後2年が経過をしておりますがそのままの状態なのでしょうか、お尋ねをいたします。

2番目に、小森町政への期待として質問をいたします。

まず、20年度予算に見られる小森カラーとしての政策予算について、具体的にどのような形で提示をされているのかお示しをいただきたいと思います。このことにつきましては一般会計だけで結構です。一般会計の中の約50億円の中に占める小森カラーがどこに出ているの

か、はっきり示していただきたいと思います。

次に、21年度予算がぼつぼつ計画をされる状況にあります。その21年度予算にかける町長の心意気を示していただきたいと思います。というのは、行政というのは会計年度を決めるときにほとんど決まってしまう。予算をつくるときに50億円の予算をつくとすれば、その予算をつくった段階で99%決まっていると言っても過言ではないと思います。この予算をつくるときに、小森町政がどのような形で今後21年度進められようとしているのかを具体的に、まだ数字は出てこないと思いますが、その心意気についてお尋ねをいたします。

2番目に、福祉行政についてお尋ねをします。

まず一番最初に、後期高齢者医療制度についてお尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度は国政で決められることですので、町議会でいろんな論議をすることは難しいかとは思いますが、その中で、町議会として聞ける範囲内のことでお尋ねをいたしたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

後期高齢者医療制度は、いわゆる迷走しながら、今の台風のように迷走しながらスタートをしましたが、まず1番目として、なぜ75歳以上の人から徴収しようとするのか、基本的な考えについて、これは国から示されていると思っておりますのでお答えいただきたいと思っております。というのは、75歳以上というのは、いわゆる現在の高度成長した日本経済の中で、その礎を築いた人たちの年代がほとんどであると思っております。その75歳以上の人からでも税金を取って、医療税を取ってやらなくてはいけないという基本的な考え方が、どこからそういう発想が出てきているのかお示しをいただきたいと思っております。

まず、徴収方法は幾つもあるようですが、どうも詳しいことの説明がありません。先日、10日ぐらい前に新聞の折り込みの中で、いわゆる政府広報として後期高齢者医療制度のことが書いてありました。あれを読んでやっとわかったというような感じをしています。それで、そのことについてお答えをいただきたいと思っております。

2番目に、税金を納入する方法もいろんな形であるようです。それで、納入方法についてお知らせをいただきたいし、該当者の方にどのような形で周知をされたのかお示しをいただきたいと思っております。昨日の敬老会の中で、資料を見ますと、基山町で75歳以上の方は千七百数名と書いてありました。しかも、その中で90歳以上の方が百七十何名という数字が上がっていたと思っております。そのような人たちにどのような形で後期医療制度について周知をされたのかお尋ねをいたします。

そして、一番最初の納入状況の中の、これはいろんな方法があると思いますが、年金が1,800千円以下の人、その近い人たちの納入状況はどうなってるのか、具体的に答えていただきたいと思います。1回目の納入は7月が納入になってます。その納入率はどのくらいなのか、該当者はどのくらいなのかお答えをいただきたいと思います。

次に、福祉行政の中の2番目の生活保護行政についてお尋ねをいたします。

これも基山町とは直接な関係はないと思います。が、現在基山町の生活保護を受けてる方がどのような形でその申請をしているのか、そして具体的に何名の方が生活保護を受けられているのか、数字でお答えをいただきたいと思います。生活保護というのは、あくまでも申請主義になっています。本人の申し入れに基づいて、それを受けて県の福祉事務所なり町の担当課が対応していることと思いますので、そのような場合に申請漏れや、あるいは支給漏れが生じていないのか、そのことについてお尋ねをするものであります。

具体的な生活保護世帯数の推移については、平成10年、15年、20年、3回にわたって具体的な数字をお示してください。この10年の間にどの程度の推移があったかを知りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平田議員の御質問に対して、まず私のほうよりお答えを申し上げます。

1の一般行政、(1)耐震調査についてのアでございます。旧公民館の建設年度はいつかということですが、旧公民館は昭和31年12月に建設されています。

次のイ、耐震調査、その後はどう対応されたかということですが、耐震調査については依頼が非常に多く、また耐震調査をする一級建築士が少ないということで、なかなか順番が回ってこないということですが、議員も御承知のように、憩いの家においても繰り越しをして今年度ようやく耐震調査を受けることができる状態になっているところでございます。

(2)の、私、小森町長への期待ということですが、アの20年度予算に見られる小森カラーとしての政策予算は何かということですが、私の基本政策としまして、2期目を指すに当たり、基山町未来づくりマニフェストを作成をいたしております。そこでの

いわゆる基本的な考えは、やはり自然を守っていこうということ、それから安心・安全な町であるべきだというようなこと、その上に教育、福祉の充実を図っていききたいと、そういう施策をとっていききたいということをごさいます、平成20年度当初予算に計上しているのは、額としましては、これはちょっと大きな額になっておりますけども、1,653,209千円ということをごさいます。

何でこういう大きな額かと申しますと、一つには教育力向上としまして基山小学校の改築ということ、これが一応は1,581,559千円ということをごさいます。もっとも、このうちに国、県の補助も、支出もあるわけをごさいます、35,000千円程度。それから、起債がやはり10億円、それから基金が120,000千円、一般財源としましては6,000千円というようなところをごさいますけども、一応そういうこと。そして、教育関係では教育指導主事の設置で9,850千円と、これは町単をごさいます、こういうこと。それから、もう一つ金額を大きく見せておりますのが、自然環境保全の具体策ということで基肆城保存の整備ということをごさいます。これもいろいろと補助かれこれも含まれておりますので大きいんですけども、52,895千円というようなことをごさいます。あとは、安心・安全の具体策としましては地域防犯意識の高揚、これは安全なまちづくり委員さんの増員というようなこと、あるいはこの4年間かけてやってきました防犯灯、これのまだ必要な部分の追加というようなことで防犯灯というようなこと、これは299千円程度をごさいます。あとは、読書というようなことも私掲げておりますので、そういう意味でブックスタートというのを本格的にやり始めまして、これは149千円。それから、福祉保健ということで学童保育の充実というようなこと。これは、放課後児童の臨時雇いと申しますか、職員の給料がほとんどをごさいますけども、6,107千円。それから、高齢者の健康促進としまして、これは健康教室とか筋力アップ教室とかというようなことで2,350千円が主なところをごさいます。

次のイの21年度予算にかける小森カラーの政策予算を期待するが、その心意気を問うということをごさいますけども、本当に毎年、毎年度苦心して予算編成を行っておりますが、現状では基金取り崩しによる不足分を補っている状況だということをごさいます。マニフェストに掲げております、先ほども申しますように教育福祉の充実とか安全対策などというようなこと、そういう項目に今後とも積極的に取り組んでまいります。それから、当然のことながら基山小学校、これは何とかそれなりのものをつくって教育の充実を図っていききたいということをごさいます。

それから、2の福祉行政、(1)後期高齢者医療制度について。アの75歳以上の人から徴収しようとする基本的な考えは何かということでございます。これは、医療費負担の明確化というのが基本的な考え方だろうと思います。高齢化の急速な進展に伴い、増大する高齢者の医療費を社会全体で支えるため、現役世代と高齢世代の負担を明確化して公平でわかりやすい制度にするというのが趣旨だというふうに考えております。

イの徴収の方法についてでございますが、アの年金引き落としから一般の納入に変わったのはなぜかということでございますが、まず年金の年額が180千円未満の方や介護保険料と合わせて保険料が年金額の2分の1を超える方は普通徴収になります。さらに、今年6月に制度を利用しやすくするために改善策が決まって、年金天引きの方でこれまで2年間国民健康保険の保険税の納め忘れがなかった本人が口座振替を希望される場合や、年金収入1,800千円未満の方で世帯主か配偶者が本人にかわって口座振替で支払える方は普通徴収となります。

それから、(1)の納入方法の周知徹底はどのようにしたかということでございますが、これは広報での周知を主体に行っております。後期高齢者医療制度に関しまして、平成19年10月から毎月1日号で5月まで、7月は1日号、15日号の2回掲載しております。さらに、7月に保険料納入通知書などと一緒に、後期高齢者医療被保険者の皆様への納め方等を説明した文書を同封いたしております。

ウの1回目、7月の納入状況はどうなっているか、その収納率は何%かということでございますが、該当者321名で調定額5,480,250円になり、300名の方が5,033,450円納めていただいております。収納率は91.85%でございます。

(2)の生活保護についてでございます。アの申請主義と思うが申請漏れ、支給漏れはどのようなシステムでチェックをしておるかということですが、町村の場合は生活保護については県が行います。生活保護制度は、生活に困窮する方に最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。まず、本人や民生委員さん等からの相談があった場合、いろいろな制度で対応できないとき、生活保護の申請書類等を健康福祉課か鳥栖保健福祉事務所に提出いたします。申請があると、保健福祉事務所の地区担当職員が申請者の家庭等を訪問して申請内容や状況を調査をいたします。その調査に基づき、保護が必要かどうか決定します。保護が受けられた場合は、状況が変わらなければ、毎年度再申請する必要もなく続けて受けることができます。ただし、収入、支出、その他生計の状況につい

て変動があったとき、または居住地もしくは世帯の構成に移動があったときは、速やかに保健福祉事務所にその旨を届け出ねばなりません。そのほか、定期的に担当職員が生活保護者への訪問を行い、状況把握を行っています。そのような中で、生活保護を受ける状況でなくなった場合は保護の打ち切りとなります。保護費については、口座振替や本人へ直接支給されます。さらに、支給者には通知をしているため支給漏れはありません。

次のイの生活保護世帯数の推移、平成10年、15年、20年の実数ということでございますが、平成10年が21世帯、平成15年が20世帯、平成20年が8月現在で23世帯になっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

それでは、2回目の質問に入ります。これから一問一答で行いますので、よろしく願いいたします。

まず、耐震調査についてですが、今回で2年前と全く同じような答弁であります。それで本当にいいのでしょうか。改めてお聞きしますが、それでは担当課長、老人憩いの家の建設年度はいつですか。教えてください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

憩いの家につきましては、昭和49年4月になっております。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

それでは、町長にお尋ねしますけれども、町長は午前中の後藤議員の答弁の中で、財政が厳しい場合はその順番を緊急性の求められるものから予算執行するというような意味の発言をされたと思いますが、幾つか質問をいたしますので、その発言と合致するかどうか考えてお答えをいただきたいと思います。

まず、耐震調査というのは何のためにするのでしょうか。これは、少なくとも地震が発生をしたときに、特に公共施設等において地震が発生したときに被害を最小限に食いとめるた

めに、その建造物が地震に耐えられるかどうかを調査するもんだと思います。そのことについては異議はないですね。異議はないですね、はい。そうしますと、前回の調査の中で、旧中央公民館の場合には調査機関がないという説明をされました。だからできなかった。2年後のきょうもまた調査機関がない。そしてさらに、今回の補正予算の中で老人憩いの家については調査をするという予算をつけてあります。そのことは十分知ってあるわけですね。

そうしますと、まず先ほど聞きましたのは、この耐震調査については、私の記憶違いかどうか分かりませんが、昭和38年度以前の建築物について調査をなささいという指示が出ているのではないかと思います。前回の質問の中でそういう答弁があったと記憶してます。で、今わざわざお聞きしましたのは、旧中央公民館は昭和31年12月ですよ。だから、これに該当するわけですね。今回、同じ耐震調査を憩いの家をするというふうに予算化されてますが、これは昭和49年4月なんですよ、建設は。18年も古い建物を調査しないで、そして新しい、18年後にできた建物が今度調査をするというふうな発想はどこから出るんでしょうか。

もちろん、耐震調査そのものが建設年度だけで判断されるべきものではないと思います。ただ、構造物から考えても、老人憩いの家は平家建てですよ。旧中央公民館は鉄筋2階ですよ。地震があったときはどちらに影響が出るかというのは、それを見てもわかるでしょう。それから、利用頻度に見ても、旧中央公民館には学童保育所として毎日六十数名の子供がそこに集まって生活をしております。老人憩いの家が何人かはちょっとわかりませんが、いわゆる子供優先にせろということじゃありませんよ、ありませんけれども、建設年度、それから構造物、それと利用頻度、そういうことを考えてみても、どう考えてみても旧中央公民館をすべきではないかと思います。それがどうしてできないのか、まずお答えいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長にですか。

12番（平田通男君）続

はい、町長に答えて……

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、建築年は31年と49年ということで、旧公民館のほうが随分前に建っておるとい

こと、これはもう事実だと思います。そういう思いで、私どもも旧公民館の耐震というのはやはりしなきゃいかんというようなことを考えまして、しかしながら先ほど申しますように、なかなか検査機関も錯綜しておりましてできなかったというようなこと。しからばということで、これはいつでございましたかね、強度調査というのもいたしております。これは、耐震ということじゃないんですけども、強度がどうであるかというようなことで、その調査はたしかいたしております。それによりますと、強度的にはかなりしっかりしておるといような答申が返ってきておるといような、そういうことで済む問題じゃないかもわかりませんが、そういうことはやったということでございます。

それから、憩いの家と旧公民館の使用頻度、そういうふうなことでもございましょうけども、これどっちがどうというようなことを余り言うと語弊があります。確かに、旧公民館は放課後児童が、これは放課後から一応は6時まででございますか、の問いと。時間がどうこうというようなことじゃございませんけども、それともう一つはC S Oが2階を使ってあるというようなこと。だから、これはこれで大切だと思いますけども、憩いの家もやはりお年寄りがかなりのあれで来られるもんですから、どちらをどうというような考え方だろうというふうに思います。やはり、子供あるいはそういう面からすれば、それから建築面からすれば、やはり旧公民館を先にすべきだという御意見だと思いますけども、どうしても憩いの家から手をつけたというようなことでございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

それは答弁になってないんじゃないですか。さっきの質問の中で、いわゆる一級建築士の調査員がないから調査ができないということをはっきり答弁してるわけでしょ。それに加えて、私のほうからわざわざ建設月日の比較、それから構造物の比較等も加味すれば、どちらが言ってることが正しいですか。執行部というのは、予算をつけるときに、いろんな形で私どもが議会の中で審議をして指摘したことが変わることはほとんどありませんよね。ほとんどないです。だから、それほど慎重に予算というのは上げてもらわなくちゃいけないと思うわけですが、今回この耐震調査に関しては、だれが考えても旧中央公民館を先にすることが考えられると思うんですが、私が言ってることが間違いですかね。私は今の答弁では納得できません。

それならば逆に、中央公民館については調査をしませんとはっきり言ってもらった方がいいです。前回は今回も、2年たっても調査機関がないからできないと言っておるわけで、一方では憩いの家ではその調査をする。しかも、建設年度も全然違う。国の指示は、昭和38年以前の建物についてしなさいと言ってきてる。旧中央公民館はそれに該当してますよね。憩いの家は該当してないですよ。どっちが合理性がありますか。それでも自分たちが一たん決めた予算については、こういうふうに押し通さなくちゃいかん理由がどこにあるんですか。私は今の答弁では納得できない。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

本当に、どちらを優先させるべきかというようなことになると、議員言われるように、建築年数あるいは使用頻度と申しますか、私もさっき使用時間みたいなことも申し上げたんですけども、使用頻度というような、その辺のところでは優先順位をつけさせてもらったということでございます。これを、一切議会の言うことを聞かないとかなんとかちゅうことじゃございません。

それともう一つ、先ほど言い忘れておりましたけども、放課後児童をどうするかと。その場所の問題、この辺のところも以前から考えておまして、まだ本当の決定は見ておりませんが、これもいずれ、やはりあそこ、旧公民館を使っていくのかどうか、この辺もやはり視野に入れて考えていかなきゃいかんと。当然、今の場所では狭いからもう一つどうかしなきゃいかんというような問題、それからもう根本的にどっかよそに持っていけるのかどうかと、この辺のところもございまして、それも含めて考えて、憩いの家を先にさせてもらったというようなことでございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

どうしても納得できません。まず、そういう答弁であるならば、現在、もう日本は地震多発地ですよ。いつ何ときそういう状況が起こるかわからない。そういう状況の中で、国の施策として昭和38年以前の建物については調査をしなさいということをおいて、町で考えたら、それよりも新しく49年につくった憩いの家のほうが優先すべきだというふうに考

えられるんですか。2年にわたって同じ質問をしてるわけですよ。この間に何もなかったからいいけれども、今後またこんな形で何かあった場合にはそれで通るんですか。社会的に通りますか。

憩いの家のほうが利用頻度が高い、私は高いと思わないけども、高いからそちらを優先しましたと。そこは合理性なんじゃないですか。だれが考えてもそちらを優先すべきことではないんですか。そりゃ、ないと言われるなら、これはもう平行線ですよ。対象の建物、構造物の違い、もっとわかりやすく言えば、これは同じ3款の中でしょ。福祉費の中ですよ。同じ款、同じ目の中で内容が違うだけでしょ。それがなぜできないんですか。今の憩いの家に回してる調査費を、なぜ旧中央公民館に回せないんですか。その説明をはっきりしてください。

議長（酒井恵明君）

いいですか、町長。はい。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

議員言われるように、どこから見たって旧公民館のほうが先じゃないかというようなことでございますけども、私どもは、先ほどから申し上げるようなことで憩いの家を先に手がけたというようなことでございます。その辺のところは執行部の判断ミスだというようなことかもわかりません。その辺のところはまた私どももよく考えたいと思いますし、判断ミスということであればお断りをしなきゃいかんというふうに思います。そういうことで、平田議員の基準からすれば判断ミスということだろうと思いますので、それについてはお断りを申し上げさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

今の答弁でもう一つわからなくなりましたが、判断ミスかどうかという、じゃあもう執行してるんですか、これ。今回の補正予算で上げてるわけでしょ。まだしてないでしょ、もちろん。予算が通らないとできるわけないんだから。変えられるんでしょうもん、これは。判断ミスちゅうならとんでもない。

議長（酒井恵明君）

答弁を健康福祉課長にさせます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

憩いの家の耐震診断につきましては、平成19年度の繰越明許の形で実際もう行わせていただいております。その結果、補強の必要性が出てきたということで、今回20年度につきましては補強計画の委託ということで組ませていただいておりますので、耐震につきましては19年度の繰り越しで行わせていただいているというところでございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

そしたら、さっきの町長の答弁は何なんですか、これは。憩いの家においても、要するに繰り越しをして、やっとことし調査を受けることができるような状態になりましたと。じゃあ、繰越明許でもうやってるわけですね。だから、そこはいいですよ。それならそれでいい。そしたら、今回の調査については、もう調査員は、それでも調査員はおらんちゅうわけですね、もうやったから。憩いの家をやったから一級建築士は当分回ってこんということなんですか。

議長（酒井恵明君）

答弁してもらいましょう。町長。明確な答弁をお願いします。

町長（小森純一君）（登壇）

いろいろ私も申し上げてきましたけども、先ほどちょっと言いました、やはり学童保育といいですか、放課後児童、この問題もかなり大きな部分を占めておるということでございます。これをどこかに持っていくところで申し上げると、この前というような話にもなりかねませんので、その辺のところは申しませんが、とにかく今早急にやらなきゃいかんという課題として、学童保育の、あそこでやるのか、移転するのかというような、そういうことを今考えておるわけでございます。コスモス教室のほうは幸い若基小の教室を使うことができまして、ああいう形ででもできないかというようなことも含めて今学童保育考えておりますもんですから、ひとつその辺もひっかかっておるといことはお含みをいただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

そういうことであるならば、今後の学童保育の状況をかんがみて、やはり新しいところにつくるとか、あるいは今のところをつくり直すとか、いろんな対策があるのでしょうかけれども、それで今耐震が、だから難しいと、せんでもいいということでしょう。できないということでしょう、一級建築士がいないから。できないということですよ。だから、その辺は理解しませうけれども、あくまでも答弁では一級建築士がいないで、片っ方では憩いの家はもうやったと。そりゃあ、去年予算が組んであったからでしょう。ですね。そこまで突っ込むならば、前々回、2年前に言ったときに当然予算は組まないかんですよ、旧中央公民館も。もっと古いんだから。私は小森町政を問うと、政策予算だと言ってますが、こういうのこそ私は政策予算と思うんですよ。町長が、いわゆるトップダウンでやはりこういうところにちゃんと手当てをすべきじゃないかということをやるのが、町政を担うトップとしての私はトップダウン形式の一つのやり方だと思います。

これ以上このことを追及はできませんが、そうしますと具体的にじゃあいつできるんですか。いつできるかわからん、あるいはもうせんと。まだ私は任期は2年ぐらいあるから、その間にずうっと聞かないかんですか、同じことをこれ。見通しはありますか、じゃあ。それだけ最後に答えてください。

議長（酒井恵明君）

だれ。総務課長行く。はい。総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

私のほうから先ほどの回答をしたいと思います。

まず、耐震調査につきましては、その他の多数利用建物は3階以上で1,000㎡以上のもんがするようになっております。それで、現在老人ホームとか保育所、そういったところの耐震調査、公的に絶対しなくてはいけない1,000㎡以下の、保育所とか幼稚園は500㎡以上、小・中学校は1,000㎡以上とかなんで、そういったものについては優先的に耐震調査をなささいということになってます。それを、今現在各市町村なり、そういったあるところのところが耐震調査をして、耐震調査をしたものを県のほうで審査するわけで、その審査する方が少ないから順番待ちになってるということでございます。

それと、建築基準法で言いますと、38年ではなくて56年度の建築基準法以前についたものが耐震調査の対象になっております、38年じゃなくて。だから、憩いの家も耐震調査の調査対象になっておりますので、その辺御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

最後にしようと思いましたが、そういう答弁をされるとね。そしたら、老人憩いの家と、それから旧公民館と、建設年度がはるかに違いますよね。それをあえて飛び越えてそちらのほうを優先的にやったという理由は、どうしても納得できなくなるんじゃないですか。面積数が少ないとか、公民館のほうが広いでしょ。まあ、もういい、答えなくて。

議長（酒井恵明君）

答弁要らんですか。

12番（平田通男君）続

要らないです。要は、やはり小森町政としてその辺はトップダウンで私はやってもらいたいとつくづく思います。このことだけはっきり言っておきます。

次の質問に移ります。

小森町政についての具体的な20年度の政策予算について説明をいただきました。私は、一瞬びっくりしたですね、こら。1,653,200千円が政策予算と。政策予算ちゃこんなものですか。基山町の財政は約50億円ですよ。50億円のうち30%も政策予算に使えるような、そんな基山財政ちゅうのがあるんですか。私は、やはりとらえ方が、わざわざ政策予算で聞いているわけでしょ。これは何もかんも加えてこうなるとるわけですよ、1,653,000千円。普通、政策予算というのは全体予算のせいぜい1割ぐらいですよ、使えるのは。50億円なら5億円。それがこういうような形で今町長がおっしゃったけれども、まずそういうとらえ方そのものについて私はとても納得ができない。それで、それは解釈の違いということでもいいと思います。町長はそう思ったと。私はそう思わないということの違いとして受けとめていただきたいと思います。

それで、今説明された中でもう一っちょ気になるのが、予算の中で教育指導主事の設置9,850千円かかったと。これは、なるほど政策予算と思うのですね、今まで県費で来ていた指導主事さんを町費で払うわけですから。しかも、行政改革をやってできるだけ財政を縮めて、そしてそういう中でもあえて9,850千円の人件費を支出して指導主事を置いたということは、町長が教育委員会からの申し入れに対して政策予算として認められたんではないかな

と思います。こういうのを私は政策予算だと思うんですね。ただ、ここで、ああ、これだけのものをしてやられるんだなあと思いますが、片方では、また後で出てきますが、学校給食センターの管理の問題についても一つですね。あれだけの予算を使ってあれだけの学校給食を運営するのに、センター長もいない、職員も配置をされていない、名前だけの兼務の係長になってる、実質の給食費の運営等はすべて町はタッチしていない。片方では、これだけ教育予算として指導主事を置かれたということは、ああ、これはすばらしい政策予算だなあと思います。ただし、片方が抜けたんじゃ話にならないんじゃないですか。これはまた別の途中で質問をいたします。

それからもう一つ、基肄城保存整備に52,895千円と。これが自然環境保全の具体策なんですか、基肄城保存整備が。基肄城保存整備っていうのは、いわゆる文化財としての、文化財課からの国庫補助事業でやってるんじゃないんですか。一部林道関係があると思いますが、大半は文化財ですよ。それが何で自然環境保全のための具体策なんですか。もし、お答えになるとすれば、これからでしょ。これから、基肄城保存整備はこういう課ができたから、これからどういうふうにして基肄城を保存整備として仕上げていくかというところに町長の意見が出てくるのが、これが政策予算じゃないですか。これは、21年度に出てくるかどうか楽しみにしております。

いわゆる町長の意思を伴った予算、これが現実の問題だろうと思うんですね。で、今の状況から見ると、今度21年度予算についてはマニフェストをつくって、その項目が達成できるように今鋭意努力してるというような御説明がありました。今の基山町の予算の計画というのは、いわゆる係長なり課長なりが積み上げて、それを財政課長の段階でチェックをして、さらに副町長の段階でチェックをして、そして99%できた段階で町長に上がってきますね。そうすれば、町長は自分の政策をどこで予算につぎ込んでいくんでしょうか。私は、これから先、もう9月ですから、21年度の予算がつくられていくと思います。自分が、町長のマニフェストに沿って自分はこんなことを基山町としてやっていきたいという予算をつくる場合に、担当課長なり、あるいは財政課長なりを直接呼んで、そして自分の意向をやはり伝えるべきじゃないかと思います。それがないで九分九厘でき上がったのをちらっと見て、ちらっとじゃ語弊がありますが、真剣に見て、真剣に見て、それが大体でき上がってくるというのが実態ではないですか。だから、まず町長の意向がどこでどういう形でその予算に反映されていくのか、大いに期待をしたいと思います。

そして、町長が自分のマニフェストを掲げられて、町民の支持を得られて今2期目を迎えられるわけです。1期目のマニフェストの中でどれだけが実現したのか、再チェックをされる必要があるだろうと思います。その予算が21年度の中にどういう形で上がってくるのか、これも楽しみにしておきたいと思います。予算を最終的につくるのは町長ですよ。町長が自分の政策予算、もちろん基本的にはいじれない予算たくさんありますよ。ありますけれども、枝葉をつけていく予算というのはあくまでも政策予算じゃなくちゃいかんと思うんですね。そのことを改めてお願いをしておきたいと思います。

以上で一般行政の質問は終わります。

次に、福祉行政で後期高齢者医療制度について質問をしておりますが、これはこの基山町議会で審議しても仕方ないことです、国策としてこういう施策が出てくるわけですから。要は、基山町としてこのことを該当者の人にどのような形で連絡をし、そしてそれを実行に移させるかというのが私は大きな行政サービスだと思います。さっきの質問の中では、広報に何回か載せてるから、毎月、広報の何月号にいつから載せてるからというようなことなんです。それで事足りるんですか。きのうの敬老の祝いの総会の中で言いましたように、基山町には90歳以上の方が百七十何名かおられます。恐らく、大半の人が老老介護か、あるいはひとり暮らしか、たくさんおられると思いますよ、そういう人が。その人たちが広報を見たりしますか。恥ずかしい話ですが、私のうちにも年寄りが2人おります、86歳と93歳。絶対見ないですね。広報なんか見ない。

そしたら、ある日突然、おたくの今回の医療はこれだけですと、納めてくださいという納付書が送ってきました。私もちらっと見たけれども、それ以上深く見ませんでした。そしたら、それから1カ月後にまた送ってきました。今度は督促状と税金がプラスされて送ってきました。そういう請求はぱっと送ってくるわけですよ。しかし、実際に本当に見ますかね、広報だけのチラシでは。そこに、やはり私は行政サービスとしてやるべきことがあるのではないかなと思いますね。具体的には、独居老人が何人どこに住んでるちゅうのはつかんであるわけでしょ。あるいは、老老介護の状況の中の人もつかんであるわけでしょ、福祉のほうで。そうすれば、家庭訪問でもして、こういうふうになりますからということの説明をすべきじゃないですか。今それで大丈夫というふうにお考えなのでしょうか。課長、教えてください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

広報に載せても見ないと言われますと、私たちの手段というのは限られてまいります。本人さんにお渡しをさせていただいてる納付書あるいは納入通知書ですかね、それを直接渡させていただいておりますし、今回につきましてはその中に文書を、こういう納め方になっておりますという御理解をいただくための文書も差し上げております。これも見られないということになりますと、先ほどおっしゃいましたとおり、戸別訪問をしてちゃんと理解をしていただくという方法しかないと思います。

しかし、後期高齢にかかわらず、税金でも高齢者の方が納めていただく必要もあると思いますので、そういう場合に対してもそれじゃあ戸別訪問して一々御説明をするものかということでございますし、先ほど督促関係のお話しございましたが、これちょっと税務住民課長と相談をしているわけじゃございませんが、督促あるいは催促につきましては、第1回目ということでございますので、督促につきましてはいただかなくてはいけないと思いますが、延滞金等につきましては、そういう事情いろいろございますので、第1回目につきましては、説明をさせていただくのも含めましてある程度検討をしなければならないかなというふうに思っております。

それと、来月の、10月の中ごろにかけまして、できましたら各公民館を回らせていただきまして後期高齢の概要といいますか、そういう御説明に対する理解をしていただきたいと思いますが、ただこれにつきましても、お見えにならなければ私たちとしてはどうしてもやっぱり戸別訪問するしかないということになりますので、なかなか戸別訪問をしなければならないということになりますと、私たちもちょっと検討をさせていただくしかないということだと思います。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

行政というのは、私はある意味では行政が力を発揮するというのは、住民に対してやはりサービス精神がないと私はいかんと思うんですよね。で、一方では追徴税は遠慮なくどんどん来るわけです。黙っとっても来る。同じ行政がやってるわけでしょ。口座振替じゃないんですよ。今回は百何円とか幾ら、来るですね、1回納めなければ。で、納めること自体が理

解できてない、その人たちに対して同じように行政は追徴税まで出していく。私は、そこは何らかの知恵を絞ってやはり周知をさせること、基山町でできることはそのくらいでしょ。税額を変えなさいとか、この制度はいかんですとかというのはここで論議することではないけれども、該当者に対してサービスを提供するという事は町でもできるわけでしょうもん。その辺は前向きに検討していただきたいと思います。ここは要望して終わります。

最後に、生活保護世帯についてお尋ねをいたします。

生活保護については、先ほどの答弁の中で、いわゆる申請主義、本人の申し出によってなされている。当然、申し出によってそれが認められた場合は、支給漏れなんかは発生しないのは当たり前のことですね。そういうことは絶対ないと思います。で、町長にお尋ねしますが、基山町の生活保護世帯は、平成10年、15年、20年を見てもほとんど20軒ぐらいですよ。この数字をどう評価されますか。20軒ちゅうと0.何%でしょ。基山町が6,000世帯近くあるでしょ、5,000幾つか。日本で一番生活保護世帯が多いのが隣の山田市ですよ、福岡の。三十何%ですよ。基山町は0.何%でしょ。0.3%です。その数字を、基山町はすごいと、生活保護世帯がこんなに少ないというふうに評価されているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

少ないということは決して悪いことじゃないんじゃないかなと思います。ただ、議員おっしゃりたいのは、もう少しやっぱりその表に出てこない部分があるかもしれないと。そういうのを掘り起こせというようなことかも知れませんが、あくまでもやっぱり申請主義といいますか、それからプライバシーというような問題もあるもんですから、それをお待ちするほかないかなというような気はいたしております。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

私が言わんとすることはさすがに察しをしていただきました。そのとおりだと思います。例えば、今国民年金をもらっている人ですね、年金だけで生活をしてる90歳代ぐらいの人たち、あるいは1人で生活して国民年金だけの生活費の人、その人も恐らくつかんであると思うんですね、数字的には何人ぐらいおいでになるというのはね。今、国民年金だけで生活し

ている人は、最高額でも年間500千円から700千円ぐらいの間でしょ。月にいろいろ引かれるものを換算したら50千円切ると思いますよね、月額が。片っ方は、生活保護をもらっている人は平均して80千円ぐらいでしょ。申請をすれば80千円ぐらいでの生活費、もっと多いかもしれない、をもらえるはずですね。

そしたら、国民年金だけで生活している、特に年配の方ですよ、年金だから当然年配やないともらえないわけですから。その中で、今長生きをしてるのはどちらかといえば女性ですよ。この前の基山の数字でも女性が断然多い、90歳以上はね。そうしますと、その人たちは亡くなった御主人の遺族年金プラス国民年金で生活してるわけでしょ。だから、もしその人たちが両夫婦ともが国民年金でずうっといっていた場合は、1カ月の生活費ちゅうのは物すごく少ないわけですよ。生活保護を受けてる人よりも少ないはずですよ。それが数字としてあらわれてきた場合には、生活保護はこんなに少ないということで基山町はすごい町だと。恐らく、全国でもこんな数字が出てるところはほとんどないんじゃないですか、生活保護世帯が全世帯数の0.3%ちゅうのは。よその町と比べてみたらいいと思いますが。私は、それだけ本当に裕福なのかどうかね、やはり私は考えてみる必要があると思います。

さっき言いましたように、これから先だんだん長生きをして年金だけで生活をしなくちゃいけない人はたくさんいるわけです。しかも、老老介護とかひとり暮らしとか、そういう状況下に置かれて国民年金だけで生活をしなくちゃいけない人、どんどんふえてくると思います。しかし、この数字は変わってないですよ、ずっとね。わざわざ5年単位で数字を出してもらったのは、基山町では変化がないんですよ。生活保護の世帯数は変わっておりません、この10年間。だから、それを申告をしないからいいのかなという考えだけでいいのかなと逆に思います。いろいろプライバシーの問題があるとか、何か言うと情報が出せないとか、いろんな逃げ口がありますけれども、私はそういうことこそ積極的に入っていった方がいいんじゃないかと思います。

これは、今は時代が変わりましたから、私が来たころの基山町というのは、もう35年ぐらいになるんですが、閉鎖的なところがありましたよね。例えば社会福祉施設、基山町にもあります、立派なものがね。しかし、わざわざよその市とかよその町に年寄りを入れる、そういうのがごく普通の状況であったと思います。基山町の人が、寿楽園なら寿楽園にたくさん入ってるかっていったら、どうもそうじゃなかった。しかし、今はそういう時代じゃないですね。今は基山町の人でもたくさん入っています。だから、世間体とかそういうことを気にする

時代ではないと思うし、当然生活が苦しい人にとっては生活保護を受けるとか援助を受けるとかということは決して間違いではないと思うし、その受け入れやすい体制を私はつくっていく必要があるというふうに考えてます。1回そういうところにも目を向けていただきたいと思います。

いろいろ言いたいことを言いましたが、要は町長が小森町政をこれからしいていく中で、確かにいろんな人の意見を聞いて、そして自分の政策を実行していくことは大事でしょう。しかし、やはりトップダウンでやるべきときは私はやってもらいたいとつくづく思ってます。そのことを申しまして私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で平田道男議員の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩いたします。

～午後2時11分 休憩～

～午後2時20分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、続きまして原三夫議員の一般質問を行います。原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

11番議員の原三夫でございます。私は、2項目について今からお尋ねいたしたいと思いません。

まず、最初の1項目めでございますが、農産物直売施設の整備についてお伺いをいたします。

この件につきましては、ごくごく簡単でございますが、今までのいきさつを少しだけ御説明したいと思っております。

まず、これは町長の最初のときの公約であったと思っております。直売所設備に向けて実質動き出したのは平成17年11月、コンサルタントに業務を委託いたしまして、それと同時並行で町が農産物の直売所検討委員会を立ち上げをいたしました。そのメンバーと申しますのは、各会の団体とかの代表者ございまして、議会代表、区長会、それから農業委員会、JA基山支所、認定農業者、生産組合協議会、青空市グループ、食改善協議会、以上9名の代表の方が参加をいたしておられます。その中で、農業関係者、それから検討委員会の委員、

これらに対するヒアリング調査、それと農家のアンケート調査、こういう実施を経まして、平成18年3月終了いたしております。そこで、町長へその調査結果の答申案を御報告、提出をいたしておるわけでございまして、その後すぐ検討委員会は解散をいたしております。その後は行政のほうにゆだねたと、こういうことから直売所の問題が始まってきております。その答申案並びにその案の基礎となった調査結果の内容をもとに、主な点について少しだけ、以下のとおり質問をいたしたいと思っております。その結果をもとに質問をいたしたいと思っております。

この直売所について、町長は町民に公約されたものと思っておりますが、この施設の最初の目的、町長が考えられておった目的、意図は一体何だったのか、そのことについてお伺いをいたします。

(2)番、場所の選定についてでございます。場所の選定については、候補地の調査による結果では8カ所が選ばれて、そのおのおの8カ所についてランクづけがなされておりました。その8カ所の中に旧料金所跡地は入っていなかったんですね、場所としては、その中で、なぜ調査結果が生かされずに旧料金所跡地に今までこだわってきたのか、一体何なのかですね、その理由の説明をお願いいたします。

それから、似たような質問でございますが、イ、農産物直売所調査結果、8カ所の候補地が上げられましたが、検討を一つ一つ全部されたのかどうか。調査結果で出ておったこの分が、なぜこの中から生きてこなかったのか。検討の結果どういうふうになってすべて外されたのか、そのことについてもお伺いをいたしたいと思います。

それからウでございますが、料金所跡地と建物を利用することで進めてまいりましたが、突然利用ができなくなったと、こういうことになったわけですね。理由は一体どこにあるのか。今までそれでもうずっとほぼオーケーと、ゴーサインということで来ておったわけです。それがなぜ急にそういうふうなことに、結果になったのか、その理由は何なのか、そういうことについてお伺いをいたします。

(3)生産、出荷体制はできていたのでしょうか。場所の選定にずっとこだわり続けてまいってこられましたけど、場所というのも、これは商売するには非常に大事な、重要な要件の一つでもあります。それと同様に、場所がよかって中身が悪けりゃ何もならんと、こういうこともあります。そういう生産、出荷体制、こういうものもやはり同様に並行して進めていくべきじゃなかったかと思っておりますが、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

ます。

(4)番、農業等の関係者で設立されておりました準備委員会、これはたしか、定かではございませんけど、平成18年10月ごろに、農業関係者その他団体の方で設立準備委員会というものを立ち上げられておったと思うんですね。この委員会並びにその役員会は解散されたと聞いておりますが、解散されたのかですね。本当に解散されたのか、そしてまた準備委員会はどのようになっておるのか、その点をお訪ねいたしたいと思います。

(5)番、町の役割についてでございますが、町の役割を本当に行政として果たされたのかどうか、このことについてよろしく御答弁お願いいたします。

(7)今後の……

議長（酒井恵明君）

6、(6)。7はなか。

11番（原 三夫君）続

(6)今後の直売施設整備についての町長の考え、どういうふうに考えてあるのか、ぜひお聞かせ願いたいと思っております。

それから、ちょっとないね。ちょっと済いません。

どうも失礼しました。次に、防災行政無線についてお尋ねをいたします。

防災行政無線はことしの4月から実施されたわけでございますけど、金額がどうのこうのではございませんけど、約45,000千円ぐらいの投資を行って事業をされたわけでございます。それで、その導入の目的について、(1)ですね、導入の目的はどこにあったのか、そのことについてお尋ねをいたしたいと思います。

(2)でございますが、運用開始後の状況についてですね。で、ア、全局が正常に動いているのかどうか、チェック体制はどうなっているのか。

イ、開局後、テスト放送を実施されておりますが、改善点はどういうところなのか、そういうことを。

それからウ、防犯、犯罪、こういうものにも今後の活用は考えておられるのかどうかについてお伺いをいたしたいと思います。

以上で第1回目を終わります。よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

原議員の御質問でございますけども、お答えいたします。

1の農産物直売所施設の整備について、(1)この施設は町長の公約であったと思いますが目的は何だったのかということでございます。公約と申しますか、とにかく強い思いを持っておったということはもう紛れもございません。そして、思っておる目的と申しますのは、米の生産調整が続く中、農産物直売所ができることによりまして、つくる農業から売る農業へ、また農産物に付加価値をつけることによりまして生産者の生きがいがづくりと申しますか、それから来る基山町の農業振興、そしてさらには農地、自然環境の保全につながるということが第一でございました。それとともに、やはり基山の町内は農業あるいは商工業が盛んであることが基山町の活性化だと思ひまして、農業と商工業者のコラボと申しますか、一体となって活躍の場が必要なんじゃないかなというような、そういう思いでございました。それとともに、やはり消費者と申しますか、新鮮で安くて利便性があるというような、そういう消費者の利便性もというようなことが目的だったというふうに思います。

それから、(2)の場所の選定についてでございますけども、アの旧料金所跡地にこだわったのはなぜかということ、イの農産物直売所調査結果での8カ所の候補について検討したのかということでございます。これはもう、ア、イ、一緒にお答えいたしますけども、コンサルタントから報告を受けました内容、8カ所の候補地も含めて設立準備委員会の皆様に示しておりましたが、現地調査及び協議をされた結果、料金所跡地を利用すれば建物も利用できると、それからトイレもあるというようなことから、関係者の初期投資が非常に少なくて済む、この料金所跡地以外は考えられないとのことで、所有者であります佐賀県とずっと協議を進めてまいったわけでございます。

それから、ウの利用できなくなったとのことだが理由は何かということでございますけども、ことし3月段階までは町が借用する方向で話を進めておりましたが、佐賀県が4月以降、これは担当も変わられたというようなこともあったかもしれません、まず元の地主さんと協議を優先して進める方向に変わったということでございます。町といたしましては、設立準備委員会の皆さんに協議し、断念しなければならない状況になったわけでございます。

(3)の生産、出荷体制はできていたのかということは、具体的なものについてはこれからだというふうに思っておりました。何しろ、やはり農業者の専門分野という部分が非常に多うございます、大きくございますので、そういうことで、これからというふうなことで、私

どもはそう深入りというか、あれはしておりませんでした。

(4)の準備委員会並びに役員会が解散されたと聞いているが、その理由はということでございます。7月31日、設立準備委員会総会の席で経過報告をされた後、7名の役員の方が総辞職をされました。辞職の理由といたしましては、先ほど(2)のアで申しあげましたように、料金所跡地以外は考えられないと今日までみんなに薦めてきたからとのことで、今後は他の方で視点を変えてやっていただきたいと話をされております。なお、設立準備委員会そのものは解散はされております。

(5)の町の役割は果たしたのかということでございますが、設立準備委員会の皆さんと協議し、佐賀県に対して要望書などを出しながら話を進めておりました。したがって、具体的計画や費用などはこれからだと思っておったわけでございます。これで町として十分な役割を果たしたかどうかというのは、疑問かもしれません。

(6)の今後直売所の整備についてどのように考えるかということでございます。現時点では白紙に戻ったというようなことございまして、以前申し上げておりました初期投資を抑え、テント張りでも行いながら徐々に拡大していく方法などを、もう一度原点に戻って設立準備委員会の皆さんと協議をしていきたいというふうに思っております。

2の防災行政無線についてです。(1)導入の目的はということですが、町民の生命、身体及び財産を災害または武力攻撃事態等から保護するために、災害関連情報や避難場所などの情報伝達活動を迅速かつ的確に行い、あわせて平常時における行政広報を円滑に行うことを目的といたしております。

(2)の運用開始後の状況について、ア、全局が正常に動いているか否かチェック体制はどのようになってるかということでございます。防災行政無線の親局に全子局の状態をチェックする機能が備わっているため、停電等で正常に動いていない場合はわかるようになっています。また、無線機の点検を兼ねて毎月1日の午後3時に音楽を流し、試験放送を行っているところでございます。

イのこれまで開局後テストを実施しておるが改善点はどこかということでございますが、防災行政無線は音声伝達であるため、大音量で聞こえる場所と聞こえづらい場所があります。今後は、聞こえづらい場所への対策を検討していかなければと思っております。

ウの防犯等にも活用する考えはないかということでございますが、これは状況に応じて活用していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

2回目の質問をいたします。

直売所の問題で、町長の目的というものを今伺いいたしましたが、町長の5年前公約された目的ですね、これは今でも変わってませんか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

5年前からこういうことは申し上げておったかと思います。今もって変わってはおりません。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

アとイと一緒に御答弁いただきましたので、私もアとイと一緒に質問をいたしたいと思えます。

コンサルタントから報告を受けました内容、この8カ所の候補地でございますが、これも含めて設立準備委員会の皆様に示しておりましたが、現地調査及び協議をされた結果どうなったか。料金所跡地を利用すれば、とにかく初期投資が安くて済むんだと。問題はこの1点に私はなかったのかと。こだわったこと、今までずっと料金所跡地にこだわったことは、調査結果報告の8カ所というのはもう眼中になかったんじゃないかなと、最初から。道の駅、直売所をつくることについて、まず何が、農家の方とかそういう団体の方は何をまず真っ先に考えられたのかと。投資経費なんだと。経費がかからないようにやっ払いこうと。私は、この点が一番重要な問題でひっかかるところでございます。

それで、実際調査結果で8カ所出ておりました、候補地が。ここは全部農地なんですね。この8カ所は、一軒も家とか小屋とか建ってないんです、何も。トイレ設備も何もないところですね。農地とかそういうところばかりでしょ。そいけん、料金所跡地は金が要らないから、だからこだわられてきたんです。しかし、そこに大きな問題があると思ってるんですよ、こ

れ後で言いますけど。8カ所の候補地が生かされず料金所跡地につくったのは、これは確かに今言ったように資金面での問題なんです。だから、これは行政側に問題があったんじゃないかと。

まず、例えばいろんなものを民間でもつくるときには、どのくらいの利用者があって、どういう面積が要って、建物は幾らかかって、そしてどのくらいの返還をやって、自己資金は幾ら、借入れは幾ら、そして売り上げの中からこうやって返していくんだと、そういう、まずこれが示せない限りは、とても今の農業の現状では不安で、道の駅なんか簡単に自分たちが出してやるということではできないと思っております。だから、これは行政のほうに、これはもうかなりの失策であったと、行政側が。ずっとこういう問題後でも出てきますけど、今ここで抑えときますけど、そういう行政側がもう少し考えるべきではなかったのかと。それは、最初に資金の問題をきちっと打ち出すべきであったと、私はそう思っておりますけど。

それで、私はそこで、町長の公約であったにもかかわらず行政側が、今言ったように基本的なそういう計画を明示しなかった。当初から設立準備委員会、役員会に事業をすべてほんなげた。すべて委託したような形に考えがあったんじゃないかと。設立委員会は、さっき申しましたように、平成18年3月に調査結果がすべて委託業者により終了して答申書送ったんですね。そして、そのすぐ後ぐらい、私は設立準備委員会は、農業団体等の団体は設立準備委員会というのは18年10月ごろかなと、これは第1回の役員会かなんか知りませんが。とにかく、答申書の後に町に、あとは町が、行政がやっていくようになって、その後の依頼によって農業団体等の方が、農業関係者、いろんな団体が準備委員会をつくられたのは平成18年、その年ですよ。じゃあ、このときにもう既にあなたたちがやってくださいと、何かあったら私たちも行きますよと、県でもどこでもですね。そういうふうな感覚で委託を依頼をされたと、町長の公約にもかかわらず。そういうことじゃないですか。町長、その考え、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まずもってあそこの土地に、前に戻るようでございますけども、こだわったということでございますけども、私どもとしましては非常にやはりそれに疑問は持っておりました。したがって、そのほかの土地でどうなんだと。ここはこうやったらどうなんだというような

ことも、指導までは行きませんが提案みたいなこともいたしております。それから、あそここの場所、とにかく物を売るということは、これは生半可なことじゃないと。お客様あつてのことでございますから、ちゃんとしたやっぱりマーケットリサーチというようなことも必要ですし、その後も本当にセールスプロモーションみたいなこともしっかりやっていかないと、そう簡単にできるもんじゃないんだという認識は、私も商売人のはしくれとしてそう常々思っておるようなわけでございます。しかしながら、やはりあそこにこだわられたというようなことかなと思います。

それと、もう少しその辺を行政が引っ張って指導していったらよかったんじゃないかというようなことでございますけども、基本といたしましては、やはりどこの販売所、私も何遍も、何回もあっちこっち行ってまいりました。そこで話を聞いておりましたら、やはり農協さんか、あるいは農業者が本当にやろうというような形で会ができて、そして行政がそれに土地と、それから建物ぐらいはやっぱり何とかやろうというような、そういうところがほとんどでございますもんですから、基本的には私もそういう考えでございますして、土地、建物は町でといたしますか、これは議会の承認が必要、議決が必要でございますけども、土地、建物ぐらいは何とかせんといかんですねと。しかし、そこの中のいわゆる設備、これは微妙なところになりますけどもその辺、それから、まして後の運営はやっぱり農業者の方でないとは本当にできない部分もあるし、また意識的な、モチベーション的な、そういうこともあるということで、そういう話は私は課長とともにしてきたつもりでございます。そういうことで、やはり農業者主導といいますか、そういうことを言ってきたという嫌いはありますけども、基本的な考え方としてはそれがやっぱり大切じゃなかるうかという思いでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

立ち上げのときに、JA関係者、この方、JA関係は本当は立ち上げの段階から一緒にやっていたらというものはあったんですね、JAのほうにも。あったけど入らなかった、後の問題として検討委員会が解散された後にも。というのは、検討委員会の中でもお話があったように、なぜJAが加担しなかったのか。それは、ちょうどそのころ合併問題が、農協の合併がどんどん膨らんで合併問題に忙しいんだと。だから、そういう農業関係者たちと一緒に直売所に関する仕事をできないと。申しわけないけどできないんだと。合併を控え

てるからそういう状況にあり得ないと、ないんだと。そういうことでJAは引いたわけですね。そういうことです。そういう話だったんです。

それで、今町長が言われました、土地と建物は当然町としてするという考えはあったと。そういうことでしたね。それで、後の運営は農業とか直売所の関係者で主導権を握ってやっていくと。これは、もちろんそのとおりでございます。私も、すべて町が立ち上げて後の運営まで、または第三セクターにやらせてやるという考えも私も持っておりませんし、土地と建物は町できちっとするというふうな町長が考えがあったならば、早くそれを明示すべきだったんですよ、計画として。町はこれまでぐらいは保証、補助金、いろんな問題で用意ができますよと。そうすると、幾らの中の、例えば50,000千円かかるとなればその中の幾らぐらい、きちっと建物と土地についての保証をなぜしなかったのかということなんですよ。だから、建物と土地がある旧料金所跡地を選ばれたわけです。そういうことになるでしょ。ならないんですか。町長、私はそう思っただけですけど、その考えはどう考えておられますか。最初、町が明示しなかったからそうなったんでしょ。

議長（酒井恵明君）

一番携わりました農林環境課長に答弁を求めます。農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、私のほうから答弁申し上げます。

まず、設立準備委員さんの皆さんにおきましては、バイパス、この沿線しか考えられないと。それから、その次につきましては、先ほど町長から答弁がありましたように、料金所跡地につきましては建物、トイレがあるということで、ここにおきましては初期の投資費用が安く上がるということで、ここ以外はもう考えられないということで話がずっと進んできたということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

そうしたら、次ちょっと質問しますけど、それはそういうことがあったと、もうとにかくですね。それで、そうしたら基山町行政として、私はあそこがいいんだということで進んできて、しかし本当にあそこでよかったのかどうかというのが今度問題なんです、あの地で、あの土地で。料金所跡地で、本当にあそこは適格性があるのかどうか。その辺まで考えられ

たのかどうかですね。

例えば、料金所の跡地を利用するということになると、今度消費者、まず第一に、それから生産出荷者、この両者の利便性等を考えてみれば、バイパスから料金跡地に直接に出入りできることが第一条件じゃないでしょうか。もちろんバイパスはありますよ、上、下。一番近いところで城戸インターが両方あります。しかし、基山から行った方は、下りだから原田のほうに、あの狭か道ばおりて危ないところの、事故の多いところをおりて、くるってUターンしてすぐ上がってくる。すと、上から、福岡方面、筑紫野方面から、二日市から来られた方は、あそこで直接寄れますけど、帰りには城戸インターでおりて、くるってUターンしてまた帰らないかと。こういうふうになるんですよ。Uターンをしてすぐ上る、10m、15mぐらいのところですね。すぐひっくり返る、Uターンするというのは、非常に危険度が高いです、事故の。だから、問題は、あそこに直接入るためには信号機が必要と私は考えておりました。その信号機をできる可能性はあったんですか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの御質問の信号機の設置の可能性ということですが、これについては無理だったと思ってます。で、そのかわりに、準備委員の皆さんで今の料金所跡地の東側、町道がありますけども、そちらのほうから関係者の乗り入れ、そういうものを相談していきたいということでも話がありました。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

私は、やはり本当にあそこで今からずっと長い間やっていくということになれば、1カ月か2カ月で、半年で終わるような事業じゃないから、長い年月であそこでやっていくとなれば、利便性は、入りやすい問題とかそういうのはきちっと考えて、幾ら向こうのほうが、設立準備委員会があそこしかできんと言われたとしても、いろんな条件を町長は、町の農業政策でもある以上は町のほうの行政側の意見も向こうにきちっと伝えていただいて、そこで十分な協議を進められていくべきであったと、私はそう思っております。

で、駐車場の問題も十分できておったのかどうか分かりませんが、それはもう聞きません。そういうことで、本当にあそこで、今の料金所跡地でよかったのかどうかというのをどれくらい協議されたのか。その辺はしっかり協議されたのですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

あの場所で本当によかったと思ってるのかということでございますけども、これはさっきちょっと触れましたように、何ですかね、検討委員会ですか、そこでの答申にもありましたように、やはり場所としては余り適当じゃないというような診断が出たということでございます。

それからもう一つは、これも前のいつか議会で申し上げたんですけども、あそこがあくということでもございましたから、コンビニあたりも一時は何軒か物色したというような経緯も私も知っております。しかしながら、ちょっと寄りづらいたらうというようなこと、そういうのがあったらうと思いますけども、手を引くというようなことでもございました。そういうこと等も委員会の方には私もお話ししております。それでもなお、やはりあそこでやりたいんだと。その思いが果たして、建物も利用できる、トイレもあるというようなことだけだったのか、あるいはまた顧客をどこに求めるのかと、やはり通行客だというようなとらえ方があったのかもわかりません。私も頭をかすめるのは、町内の余り真ん中につくると商業者とのバッティングというようなこともやっぱり考えられるものですから、ちょっとやっぱり離れたところという思いもないじゃないけども、しかしあの場所で本当によかったかという、私はちょっと疑問に思っておったということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

じゃ、次に参ります。

ウでございますけど、料金所跡地の問題、これが突然利用できなかつた。今、町長が答弁されましたことですが、4月から担当、県の職員、県の方の担当がかわられたということもあると。それと、県がもとの地主との協議をまた戻したと、そういうことであつたようです。だから、断念せざるを得なかつた。で、今、3月段階まで基山町と県がきちっと進ん

でいってあったのに、何で4月以降キャンセルされたかと、断念せざるを得なくなったのかというのは、今町長が言われたように、何で、担当者がか変わったから変わるんですか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。（「何で県が担当がか変わったから変わるんですか」と呼ぶ者あり）

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

県の担当者がか変わったというか、それも一つあると思いますが、一つはもとの地主さんとの念書というのがございまして、県として法的な問題を整理する中で、やはり念書がある以上は基山町に先に貸し出しをすることはできないと。まず、優先的にもとの地主さんとの話を進めますという方向で変わったということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

おかしな話ですよ。地主との念書があったからできなくなったと。そんなこと今ごろ言われてもどうしようもないでしょうもん、基山町としても。あそこでやるち言いよつとですよ、町長。今までの基山町の、あその跡地の利用を県はしていいですよと言って進んでおったんですけど、じゃ基山町はどういう約束を県としておったんですか。念書は関係なしに約束だけ、口約束ですか、基山町は、県と。どういう約束を、あそこで使っていいですよちゅう約束は口約束ですか。今、念書が出てきましたけど、念書があったからできないと。これ、早うからあったんでしょうもん、念書は、当初から。でしょう。そりゃ、あんた理屈に合わん。そんなもの話にならんです。

だから、じゃあ基山町は佐賀県とあそこを使っていいというのはどういう約束をしておったのか。口約束なのか、借用願いをきちんと紙に書いて出しとったのか、覚書かなんか、念書かなんか入れとったのか、その点ちょっとお尋ねしたい。

議長（酒井恵明君）

こっち行く。農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

県との約束ですけども、これはあくまでも口頭での話でございます。その中で今日まで、まず管理事務所の裏の倉庫なり、それからその次には、最終的には管理事務所を、もとの地主さんとの話も長引くということで、3月の段階までは基山町に貸しましょうという話が出

ておったということでございます。あくまでも口頭でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

口頭で県とのほうでしておったと、口頭で。こんな問題のある土地であって、問題があるということも知りながら、しかも県には口頭で約束をしとったと。今言われたでしょ、口頭でとはっきり。そんなあんた、こんな大事な事業を、町の一大事業を、町長の公約である農業振興対策、まちづくり対策の一環の問題を、その場所がしかも問題が多いところを、しかも口頭で言っとったと。だから、口頭でしよるから、そげなふう担当者が県がかわるところと変わるじゃないですか。そんな、あなたそういうええかげんなことですよ、この設立準備委員会も1年近くかかっているんな、直売所の名前までつくってきちとできておったんでしょ。1年ぐらい向こうもかかっているんじゃないですか、平成18年10月ぐらいからずっと今まで。その辺、町長どういふふうに思われますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今、課長は口頭で約束というような表現をいたしましたけども、もちろん口頭でございますが、本当の約束、それじゃあもうあなたとくに貸しますよというような、が約束だろうと思いますけども、まだ私としては交渉段階だったというふうに感じております。しかしながら、交渉する中でここはどうしよう、ああしようというようなことをこっちはこっちで思っておりましたし、その辺のところは県にも若干お話しとったということでございます。

ところが、先ほど申しますように、担当かわりましてその辺の、それから当然念書があるということも私どもも知っておりましたけども、それはまだ解決にはもっと長く長くかかるから、とりあえずもうそれは基山町に貸してと、それからまた裁判とかなんかにもなるうからというような、そういう話までも聞いておったようなわけでございますけども、しかしそれがもう、まずもとの地主さんに相談を先にして、その話のいかんでというような話に変わったという経緯がございます。したがって、そんな契約までもちろん行くようなわけじゃございませんし、約束というような表現でございましたけども、ただ相談、お互い検討はしとったということで私は、課長が言ったのを訂正するのもなんでございますけども、そう

いう認識でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

これ以上話してもどうにもなりませんので、今後やはり基山町たる行政が約束をする場合は、口頭じゃなくしてきちっと文書をもって、書面でいろいろ問題はやっていただきたいと。そういうことを要望しときます。

それは以上で終わりました、次、(3)の生産、出荷体制についてでございますが、具体的なものはこれからだと思っておりましたという町長の御答弁をいただきました。しかし、これ本当は、場所が決まって建物をつくったけど、あけてみてさあ売るぞと言ったときには何も、生産体制があるどころか出荷者も出荷ができない状態ということでは、私はこれは何もならないと。そういうことを思っておりましたので、こういうのもやっぱりきちっと並行してやっていくべきで私はあると思っております。で、それはもう答え要りません。

それで、今後の仕組みづくり、出荷体制等ですね、についてを、もう先のことをいろいろお聞きしたいと思いますが。今回は、もう今までのことはなかったことにして、今後の仕組みづくりについてどのように考えてあるのか、ちょっとまず最初お聞きしたいと思いますが。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

これは、今後の仕組みづくりでございますが、第1回目の町長の答弁の中にもございましたように、設立準備委員会の皆さんに協議を重ねていきたいというように思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

その点が、そりゃ冒頭に町長答えられました。今後は設立準備委員会の皆様と協議をして進めていきたいと。で、今の、現在の役員は総辞職されましたので、もうならないということなんだと思うんですね。だから、違う方たちとやってくださいよと、今後の話し合いは。

だから、町長は設立準備委員会の方と、設立準備委員会の四、五十人は解散されてないんですので、その方たちと協議を町長はしたいと、今後は。そういうことを言われておったんですね。そのことを今課長が言われたわけです。で、私は、そういうふうにしてやはり立ち上げの段階までは、さっきも言うように、立ち上げの段階までは町が町の農業政策の一つとして、またまちづくりの問題とかいろんな問題でやってるということですから、やはり立ち上げまではやっていくのが当然じゃないかと思ってるんです。だから、この答申書にもありました、そういうことが、そういうこともですね。それはまた後で述べます。

それで、私は仕組みづくりについて、今後直売所の設置を整備をやっていかれるということになったときには、町長まだ基本姿勢は変わってないんですから、つくるということはね。それで、いろんな人の意見が耳に入ってきます。聞いたのは、非農家の人、農業の関係者だけじゃなくて非農家の人、団塊世代の退職者等の野菜づくりに対する野菜のつくり方、技術指導等の支援体制をつくっていただきたい。それと、農家の後継者育成の支援事業をやっていただきたい。もたもたしよりますと、あと五年もしよると、直売所が5年ももたもたしよってつくりよつと、もう出す人はおらんごとなりますよ、出荷者が。だから、今の農家のあり方、後継者の問題はもうここで議論すべきものではございません。もう既に御存じだと思います、どういう状況なのか、後継の問題についても。それで、後継者育成の支援事業をやっていただきたい。それから、高齢者の生きがいと医療費の抑制等についても取り組んでいただきたいと、こういうふうないろんなお話を聞くわけでございますけど、こういうものも取り入れていただいていたらいかならどうなのかと思いますけど、それを聞きますと検討しますということになるでしょうから、それはもう検討しますということになるでしょうから聞きません。

それで、次に(4)に行きます、時間がございませんので。あ、答えられますか。はい。じゃ、町長。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私も最初から5年近く思ってきたことでございますので、やはりやりたいということでございます。非農家の方がつくられたのが本当に売り物、失礼ですけども売れるかどうかというような、この辺の疑問もでございます。それから、農家の方の後継者というような

問題もあろうかと思えますけども、やはりやりたいと。そして、町がやっぱり、原議員おっしゃりたいのは町がもう少し積極的にかかわれということだろうというふうに思っております。それからまた、これは農業者の方にむち打つようなことになるかもわかりませんが、農業者の方もやっぱり危機感を持って取り組んでいただきたいなど。基山の農業、よその山間部よりもまだ余裕がありませんか。というのは、やっぱり勤労の場所もほかにもあるかもわかりませんが、そういういろんなことを含めまして、まだ本当の山間部の農家よりも危機感が少ないのじゃないかなというような、そういう思いも持っております。余り言うとなんですから、これくらいで終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

(4)番については、もう答弁をいただいておりますのででございます。準備委員会は解散してない。役員会が総辞職を7名はされたけど、準備委員会は解散はまだしてないということです、それはもうわかりました。

それじゃ次に、(5)の町の、行政の役割について、本当に役割を果たされたのかということでございますけど、ちょっといろいろ今までのあれと前後して重なる点もあると思えますが、もちろん私たちは、町はしておりませんと言われる話じゃございませんので、やりましたというふうになっておりますけど、実際本当に立ち上げをするまでは、いろんな役員の方が今まで努力を、設立準備委員の関係の役員の方が努力されて、もちろん町の方も県のほうに向こうの方と一緒に同行してお話に行ったりとかいろいろあったでしょう、もちろん。そうあっても、やはり立ち上げまで、実際日々、認定農業者とかいろんな方が役員におられます。農業を主体として生活をしてある方が、農業をしながら、こんな暑い中に汗ぶるぶるかいてぱっと着がえてまた県に行ったりとか、いろんな問題でそういうものをしたりとか、とても、これは立ち上げの段階というのは非常に苦労の連続ですから、農業片手にできるかなという私は考えあるんですよ。だから、立ち上げまではやはりやるべきだったと。

で、調査結果のあれを見てみると、どういうことがきちとなってるかというのはもう町長も御存じだと思いますよ。町の役割として果たすべきこと、これは皆さんの声ですよ、調査結果の。町の役割として関係者のほとんどが望んでいることは、それは施設整備、仕組みづくり、人材育成などなどを立ち上がるまでやっていただきたいとのことでした。だから、

このことについて町は十分な対応は僕はされていなかったと。丸投げじゃないけど、ほとんど向こうに投げられたと、最初から。これが原因であったんだということを私は今申し上げます。

それで、今度やはり、今からどういうふうに町長が考えられるかわかりませんが、(6)でいきますけど、今後の直売所施設の問題について町長はどのように考えていられるのかわかりませんが、今特に、今テレビでまた出ましたけど事故米、米の事故問題も出ましたね。食品に流用しよったと、しょうちゅうとか菓子とかに。まだ今にぎわっておりますけど、とにかく今現在に至ってもなおまだとどまることのない問題が次々と起きます。輸入食品からギョーザの問題から野菜における農薬問題、それから産地偽装、もういろんなものが起きて次々に起きます、また出てきた、また出てきたということで。

だから、今基山町の方も、全国的に基山町の方も町民の方も、食の安全に対する不安というのは、もう消えるどころか増大しつつあるんですね、調査見てもわかるように。そのためにも、やはり協議の意味で、狭い見地かわかりませんが、私は、せめて基山町の皆さんが安心して食べられる野菜、米ぐらいは地産地消の形で基山町で直売所をつくってやったらどうかということですよ。町長も付加価値をつけるというのは、これはもう地産地消というのは立派な、最高の付加価値じゃないですか。冒頭に申されました、付加価値の問題言われましたね。つくるから売る農業に転換するとか、農業振興とか付加価値、地産地消をやって直売所をするのは最高の付加価値ではないかと私は思っておりますので、ぜひその点についてもお考えになって、やめるということではなく、やはりもうちょっと真剣に皆様方と一緒に十分協議をされて私はやり通していただきたいと思いますが、町長、どういうふうにお考えなのか、再度お伺いをいたしたいと思っております。簡単に願います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

先ほどから、私もまだあきらめておらんというようなことを申し上げておりますので、ここで仕切り直しをして、真剣そして慎重にやっていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

それから最後に、農産物直売所で農家が元気になったと、こういう新聞が平成16年1月20日の西日本新聞かなんかでございましたけど、ちょっとこれを少し紹介だけをさせていただきます。今後の直売所づくりについて御参考になればと思っておりますので、時間ありませんので簡単に読ませさせていただきます。

これは、福岡、どこか、もう読みますね。農産物直売所の出荷が老化の心身によい影響を与えていることが九州大学大学院農学研究院などの調査でわかったと。気持ちの面で楽しくなったと答えた人が6割を超え、そのうち病院などへの通院回数が減ったと答えた人が9割に上ったと。同研究院の 教授は、高齢者や女性にとって直売所が農作業の楽しみにつながり、健康面でもいい効果を与えているようだと言われたと。で、もう後はいろいろあれですけど、大事なところを読んでみますね。家族で農業をしても、農協などに出荷するのは世帯主である男性、夫が多い。女性、妻や高齢者が、自分がつくった農産物として評価され、収入を得られる直売所にやりがいを感じているとなっておる。それから、以前は、直売所ができない以前は近所の診療所がお年寄りの集会所のようになっていたが、今では直売所に集まるようになったと。医療費の削減にも効果を上げていると。こういうふうな記事が載っておりましたので、御参考に紹介いたしました。これで直売所については終わりにして、次の防災無線に行きたいと思っております。

導入の目的は述べていただきました。非常に、もう人間の命と財産とを災害等から守る、または緊急の問題、いわゆるそうしたときとなっております。非常に大事な、防災行政無線の役割は大きいと思っております。

それで、(2)の運用開始後の状況についてでございますが、全局が44局あると思うんです、親を入れて44局。で、あとの43局についてはチェック体制は親局で全部わかるんだということだったんですけど、どの辺まで具体的にわかるんですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

チェック体制でございますけれども、子局で放送がなされていなければ親局でわかるようになっております。それと、停電とかそういった場合にどこが、済いません、停電じゃなくて、バッテリーがついております、子局のほうにですね。それが作動してなければ親局でわ

かるようになっております。そういったことで、親局で子局の状況が把握できるようになっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それでは、イの、あ、アについて、チェック体制はそういうことで親局でわかるということになってますけど、それは43局すべての一覧表をつくってチェックを全部してあると、そういう体制はできてるんですか。43局あるじゃないですか。チェック体制のきちとした、だれが見ても、ただ担当者一人しかわからないような問題じゃなくて、だれが見ても災害あったときには、今までの経過、チェックしたものはすべてわかるような体制ができてるのかどうかということです。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

チェック体制は、画面を見れば一目でわかるようになっております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

イの、開局後試験の放送が実施されておるわけですけど、改善点というのは先ほどお伺いしましたけど、聞きづらいところがあるということでした。それは私も知っております。それで、その解消方法が問題なんですけど、これは毎月1日、言われたように、毎月1日の午後3時に音声を流してやってると。それで聞きづらいところがあったと。で、聞きづらいところ、改善点をどうやってするのかというのは今後検討しますというふうなことがあったようですけど、4月から始まったわけですからもう5カ月ぐらいたちました。だから、いろいろ細かいことをぐずぐず言うことではございませんけど、やはり防災無線というのは緊急の問題でございますので、私は音声の問題についても少し不安感というか、何かちょっと変えてもらったらどうかなという問題を持っておりますけど、音声で流すっていうのが、もっと、あれ緊張感がないような感じがするんですよ、緊張感があの音に。やはり、消防車のサイレ

ンじゃないけど、火事のときのわあっというごたるね、何があったというごたる、緊張感を与えるような、ピンポンパンじゃなくして。そういう音にあれは変えられんどですか。その辺どんなふうに思っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

避難勧告とかそういった場合は、する場合は、サイレンで通報することができます。ただ、これはまず自主避難とか災害情報を、こんなふうですから、例えば町民会館を自主避難を開館しましたよとか、そういったときに主に使うのが一番有効的ではないかと思っております。というのが、現実的に台風とか来たときに、どんどん吹いてるとき、一番まっさら中に来るときに例えば音声流しても、戸は閉めてある、あれで聞こえないと思っております。だから、タイミングが非常に難しいんじゃないかとは私は思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

ちょっと時間がなくなりました、あともう四分しかございませんので。私は、今音声で流しておられるわけですよ。して、やはり本当の、実際の問題が起きたときには違うもので、例えば違うサイレンのようなもので流すんだと言われると、これはおかしいじゃないですか、少し。いつもそういう音を聞いて、あ、これが緊急災害と思って今あると思うんですよ、無線で流すときに。そうしたら、ほんなもんときは違う音がばんと出たら、こりゃ何じゃるか。緊急ですか。

わかりました。もういろいろ、もういいですけど。で、やはり音楽で流すともいいですけど、その後には必ず職員の担当者でもいいから人間の言葉で、今後音声できちっとやっぱ流さないと、伝わり方が違うと思いますよ、音楽と言葉では。音楽と言葉では聞くほうにとってはどうですか、一緒に聞こえますかね。どんなやろかね。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

11番（原 三夫君）続

いや、ちょっと、もう答えは要らんじゃん、時間がないけん。そいけん、その点をやはりもうちょっと考えとっていただきたいと思うんです。

それから、大事なことは、月に1回のみでしようが、1日に。して、3時だけでしよう、放送が。したら、改善点が聞こえないと、いろんな問題が出たときに、早急に変えにやいかんときに、改善せないかんようになったときに、じゃあ今から検討しますから次あと一カ月、次はもう次の月ですからね、まだ1カ月待たないかんでしょうが。だから、そういうときにはすぐにやっぱ対応を、その都度対応をするべきだと私は思っております。意味わかりました。どうですか、この点。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

先ほどおっしゃいました聞きづらいとこですね。聞きづらいところでの試験、月、1日の3時からということですけども、そのほかにも、その部分だけの音声を流して聞きづらいかどうかの試験はしております。だから、全体的に流さなくてその地区だけの試験等はできます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

その、例えば2区で言うなら黒目牛地区だけちょっと聞こえないからということで、1カ月待たんで、またあれじゃなくて、すぐ、その日でもあしたでも、時間があればちょっともう一回その地域だけスイッチ入れて改善することができるちゅうことですね。はい。ぜひお願いします。

それから、今度は、例えば複数の局があります、子局が。して、3時に1遍しか鳴りません。したら、3人おられたらいいですよ、聞く人が、聞きに行く人が。一方通行で行政が流すだけで、後は何も返事はもらわんでよかばいと、こういうことやったらいいですよ。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）続

はい、終わります。そういうことで、後でゆっくりお話をさせていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で原三夫議員の一般質問を終わります。

ここで3時40分まで休憩いたします。

～午後3時31分 休憩～

～午後3時40分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

続きまして、品川義則議員の一般質問を行います。品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

こんにちは。6番議員の品川義則でございます。2項目にわたって質問させていただきます。

河川、道路の治水対策について、行政改革について、これは、行政改革については進捗状況などの資料がありますので、それに基づいて質問させていただきます。

まず、河川、道路等の治水対策についてお聞きいたします。

近年、地球温暖化の影響が言われ、異常気象で各地でゲリラ豪雨と言われる現象が発生しております。また、それによって大きな被害をもたらし、栃木県鹿沼市ではとうとい人命が失われております。もし、この大きな災害が基山町で発生したらどうなのかということでございます。基山町にも鹿沼市と同じような構造をした旭町交差点というものがございます。また、町内各所では道路の冠水、また住宅地内の道路の冠水というよりも、もう川のような状態で流れている住宅地もございます。また、二、三年前は河川のオーバーフローというような事態も発生をしております。今までのいろんな役所とかの関係の記者会見とかでは、想定外の雨量だったと。今まで50年、100年にという、1回しか起きないという想定のもとですけれども、これだけ頻繁に全国で起きていれば、これが言いわけとしてできるのか、説明となるのか、そういう観点から質問させていただきます。

また、こういった非常に危険な状態である中で、ハザードマップというものを基山町ではつくられていないそうですけれども、これを早急に制作し、早急な対策をとる必要がないかということで質問させていただきます。

まず、質問要旨1の河川の治水対策についてお尋ねをいたします。

基山町には、秋光川、山下川、高原川、関屋川、そして実松川の5つの川がございます。整備状況はどうなっているでしょうか。

この5河川の増水によるはんらん、オーバーフローなどが予想される箇所は町内に何カ所ありますでしょうか、お尋ねをいたします。

河川のはんらん、オーバーフローが想定される危険降雨量は何mmを想定されておりますか。それに基づいての今後の治水整備計画はどのようにされておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

質問要旨2、道路の雨水対策について質問いたします。

道路の冠水が予想される箇所は町内に何カ所ありますでしょうか。

側溝等の排水量は、その危険箇所においてはどうなっていますでしょうか。

今後の側溝整備はどのように計画をされていますでしょうか。

質問要旨3の急傾斜地対策について質問いたします。

町内には急傾斜地の危険箇所というところは何カ所ありますでしょうか。

また、その急傾斜地の土砂崩れ等の災害対策はどのような形でとられておりますでしょうか。

次に、質問事項2の行政改革について質問いたします。

基山町は、平成18年10月に、18年度から22年度にかけての行政改革実施計画書を作成され、また同年9月には補助金検討委員会からの提言書を受け、それに沿って行政改革が進められると思っております。その計画のこれまでの進捗状況について、そしてこれからの行革の進め方などについて質問をいたします。

質問要旨1、行政改革実施計画について、現在までの進捗状況はどうなっていますか。

削減額は幾らになっていますか。

計画の達成率は何%ですか。

計画書の中で改革が進まなかった項目は何でしょうか。また、進んでいない項目の理由は何でしょうか。

そして、進んでいない項目は今後どうされますか。

質問要旨2、自主財源の確保について質問いたします。

滞納繰越額の徴収成果金額はどれぐらいですか。

また、徴収のための経費、主に人件費は幾らかかっていますか。

滞納者の徴収作業を外部に委託することはできませんか。

質問要旨3、指定管理者制度、民間委託について質問いたします。

今回、町民会館と総合体育館に指定管理者制度を導入し、今募集をされておりますが、制度導入によって金額的にどれぐらいのメリットを想定されていますでしょうか。

今現在、町民会館と総合体育館に配置されている職員の、指定管理者制度導入後また契約後の待遇、処遇はどうなるのでしょうか。

今後、基山町の施設の中で指定管理者制度の導入を考えている施設はありますか。

一般業務の民間委託は検討されましたでしょうか。役場受付、図書館、給食センター等の民間委託は考えていらっしゃいませんか。

質問要旨4、今後の行政改革について。財政運営が一層厳しくなると思われませんが、今後の対策はどのようにとられておるのでしょうか。また、どのように計画をされていますか。

以上、2項目について質問をいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

品川議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番の河川、道路の治水対策について、(1)河川の治水対策について、ア、河川の整備状況はどうなっていますかというお尋ねですけれども、秋光川と山下川、高原川、そして関屋川はほとんど完了しています。実松川は、一部区間が整備済みの状況です。

それから、イの河川の増水によるはんらん等が予想される箇所は何カ所あるかということでございますが、鳥栖土木事務所では把握されていないということでございます。

ウの危険降雨量は何mmを想定しているかということですが、降水量は想定されていませんが、河川改修が完了した区間は危険水位が決められております。

エの今後の治水整備計画はどうなっておるかということです。まだ完了していない河川の改修計画はありますが、今後どうするかは未定です。

(2)道路の雨水対策について、ア、道路の冠水が予想される箇所は何カ所あるかということです。平成13年度に行った町道浸水対策基本業務では9カ所ありましたが、現在は4カ所でございます。

イの側溝等の排水量は危険箇所においてはどうなっておるかということです。流水排水路の流下能力以上の水量が流入しており、町道等が浸水をしておりということでございます。

ウの今後の側溝整備計画はどうなっていますかということですが、これはただいま検討中ということです。

(3)急傾斜地対策について、アの急傾斜地の危険箇所は何カ所ありますかということは、県が指定している箇所は98カ所ございます。

イの土砂崩れ等の災害対策はどうなっておるかということは、急傾斜地崩壊防止工事を施工しております。

2の行政改革について、1、行政改革実施計画について、ア、進捗状況はどうなっていますかということですが、一部進んでいない項目もありますが、ほぼ順調に進んでいるものと思っております。

イの削減額は幾らですかということですが、これは後藤議員の質問にもお答えいたしましたけども、平成18年度が9,680千円、それに19年度が59,794千円です。これは、午前中もお答えしましたように東部水道企業団の39,000千円が含まれており、合計の69,474千円ということですが。

ウの達成率は何%ですかと。実施計画に記載されている5年間の金額の合計、ただし定員管理の金額を除いた金額を分母としまして、18、19年度の財政効果額を分子として計算すると、達成率91%です。分母は75,600千円、分子が69,474千円で計上しておるわけです。

エの改革が進まなかった項目は何か、その理由は何が考えられるかということです。主なものは、非常勤特別職報酬の削減、日当の削減、各施設の使用料の見直し、それから行政評価システムの構築でございます。非常勤特別職報酬の削減については、現在各課で時間等の調査をしてもらっております。今年度中に取りまとめ、検討をしていきます。日当の削減については、現在組合と協議中でございます。各施設の使用料の見直しについては検討をしていますが、現段階での見直しは難しいのではないかと考えております。それから、行政評価システムの構築については、まちづくり条例の制定後になるのではないかと考えております。

オの進まない項目は今後どうされますかということですが、改革が進むよう今後も鋭意努力していきます。

(2)の自主財源の確保についてでございます。アの滞納繰越額の徴収の成果はどれくらいですかということで、平成19年度につきましては、町税が、滞納額37,412千円に対し収納額

が6,933千円で収納率18.5%です。国民健康保険税が、滞納額が45,432千円に対し収納額が9,540千円で収納率20.9%となっています。

イの徴収の経費、人件費は総額幾らかということですが、平成20年度の予算額で徴収係2名分で16,458千円です。

ウの滞納者徴収を外部委託することはできませんかということですが、地方税の全面外部委託につきましては、地方税法等により徴収そのものを外部委託することはできないとされております。

それから、(3)は教育学習課のほうより回答いたします。

(4)の今後の行革についてということで、アで財政運営が一層厳しくなることが予想されるが対策はどのように考えるかということですが、やはり経費節減及び収入増に向けて努力していかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私のほうから、2、行政改革についての(3)ア、イ、ウ、エ、以上について回答いたします。

まず、アでございますが、町民会館、総合体育館の指定管理者制度導入のメリット、金額的にどれくらいあるかということでございますが、町民会館及び総合体育館等の体育施設につきましては、9月1日から30日までの間、期間で指定管理者の募集を行っております。その中におきまして運営委託料の上限額を設定いたしておりますので、その額以下の金額で応募があるものと考えております。したがって、お尋ねの金額につきましては、応募の結果を見ないと現段階ではわかりません。

イ、町民会館、総合体育館の職員の処遇はどうなっているかという問いでございますが、町民会館、総合体育館にいる職員につきましては、各施設の使用申請受け付け、もしくは維持管理等の業務はもちろんのこと、そのほかには、町民会館につきましては青少年育成関係、社会教育関係、子供クラブ、キャンプ場運営、文化財保護、町史編さん、それから会館主催事業などの業務を行っております。また、総合体育館におきましても、生涯スポーツ事業、例えば区対向スポーツ大会、町民体育大会、ロードレース大会、クロスロードスポーツレク

リエーション大会等々の事業や、体育指導員関係、体育部長関係、少年スポーツに関する業務がございます。施設の維持管理に係る業務を除く今申し上げましたこれらの業務につきましては、引き続き教育委員会が行いますので、職員はこれらの業務に従事することになります。

それからウ、今後さらに指定管理者を導入する予定ありますかという問いでございます。教育委員会の関連として申し上げます、現在のところ予定はございません。

エでございますけれども、役場受付、図書館、給食センター等の民間委託はありませんかという問いでございます。教育委員会関連では、現在のところ図書館はありません。が、給食センターにつきましては、一部給食運搬、運送などで委託を視野に入れております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

町長。今の大きい2の行政改革についての(3)の中のア、イ、ウ、エの役場受付の答弁をお願いします。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

失礼しました。役場受付の民間委託はどうかということでございますけれども、現在のところは委託を考えてはおりません。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

2回目以降でございます。よろしくお願いいたします。

答弁で、秋光川、山下川、高原川、関屋川はほぼ整備完了してるそうですけれども、実松川の整備済みの箇所はどこでしょうか。教えていただけませんか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

実松川の改修工事につきましては、上流域はほぼ整備をされております。それから、基山小学校付近の護岸整備工事が以前施工をされております。

議長（酒井恵明君）

どこばしてないか。どこばしてないか、うん。

まちづくり推進課長（平野 勉君）続

失礼しました。勘違いでした。それ以外のところがまだ施工されておられません。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

その実松川ですけども、私は先週の日曜日、3区の河川の草切りですか、出たんですけども、向平原地区から担当でしたんで下っていきましたら、川の中に入って中洲が非常に多くて、山砂、宮浦からいっぱい、基山からですね、流れてきてから、あの付近でもう、大体川底から2mぐらいが一番深いとこですね、あるんですけども、中洲に行きますともう腰のあたりまでしか護岸と、土手の上との差がないわけですよ。で、今ゲリラ豪雨とかということでもありますけども、あの辺のところですね。だから、中洲の砂を取ってくれというふうに各地元のほうからも要望書が上がってきてると思うんですけども、その対応はどうなっていますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

実松川のしゅんせつにつきましては、地元3区の区長さんからも要請がっておりますので、土木事務所には何度もお願いをしております。しかし、いろいろな事情でまだ施工はされておられません。ただ、土木事務所と話をしていると、現状はよく把握しているようです。また、数年前にはしゅんせつをしているのだがなというふうなことを言われました。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

いろいろな理由とは一体何でしょうか。それと、土木事務所と地元、毎日毎日生活してるの、それだけの認識が違っているので、じゃあ土木事務所の認識がそうだからそれでいいと思われているのかですね。まちづくり推進課長は、土木事務所がそう言ってるから地元の要望してるのがおかしいと思ってるらっしゃるんですか。そう聞こえるんですよ。土木事務所は大丈夫だと言ってるから、またいろんな事情があるからということで。でも、地元は、あ

そこが危ないから、あそこがはらんしてオーバーフローしたら大変だから、ましてやそうですね、あの辺、向平原地区とか学校の裏とかあの辺がはらんすると、田んぼも保育園も、その下の住宅地、どうかすると秋光川あたりまでですね、川端地区とか、あのあたりまで行くんじゃないでしょうか。

いろいろな理由っていうのは何でしょうか。それと、土木事務所と地元の意見の違いは、土木事務所はどういうことで把握をされているのか。どういう理由であそこはまだ大丈夫ですよということを言ってらっしゃるのか。大丈夫ですよと言われていながら、2年前には土砂は取りましたよって言われましたですね。で、今は既にもうたまってるわけですよね。何でやるかやなくて、たまったら取っていただかないと危険だから要望書が出てるんだと思うんですけども。お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

私は、決して地元からの要望が間違ってるというふうには思っておりません。また、そういうことを言えるものではございません。土木事務所も現況はわかってますけども、ただしゅんせつする時期もあるということ言ってるわけですよ。例えば、重機を入れるにしても、今の道幅が狭いところもありますので、そうした場合に隣接の農地等を借りなければならぬということもある。そうした場合、今まだ稲が生育中でございますので、時期的に今はできないというふうなことも言ってますし、もう一つは、多分議員もよく御存じだと思うんですけども、河川には蛭などの水生生物が生息しておりまして、その保護のために土砂をしゅんせつする時期が限られております。そのために、土砂をしゅんせつするときは関係者とも調整することが必要であるというふうに考えているわけでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

蛭がいるからというのは、1年サイクルで考えれば、二、三年前したっていうなら毎年やっていただいてもいいんじゃないですかね。サイクルで言えば、二、三年に1回しかできないというか、5年に1回しかしゅんせつはできないんですよということじゃないと思うんですよ。稲ももうすぐ刈り取られますから、その後はされるんですよ。で、稲が終われば

6月か5月まではあくわけですから。で、2年前、何年か前にもしゅんせつはしましたという事は、道幅が狭いということは当てはまらないと思うんですよね。で、毎年毎年土砂が来るって、それは山の整備をもう少しするというのはまた別のところで話していただければいいんで、地元の方にとってみれば、あそこに山砂、砂ができて中州ができて川の水量が大幅に減って、これだけの大雨が降った場合には大変だということで要望書が出てると思うんです。ですから、その辺のところをもう少しお考えいただいて、何とか地元住民の不安を取り除いていただきますようお願いをいたします。

それから、イですけども、河川の増水によるはんらん等が予想される箇所は何力所ですかということですけど、土木事務所が把握されてないということですけども、基山町ではどこあたりに危険というふうにお考えでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほど、土木事務所が把握していないという答弁を町長されましたけど、町のほうから土木事務所に尋ねたときに言うことは、河川のはんらんなどが予想される区域につきましては、近年市町村からの被害を受けたという文書での報告がないので、河川管理者として正式な記録を持ち合わせていないというふうなことが回答として来てるわけです。町としましては、一応河川改修が済んだところは大丈夫だろうと思ってます。ただ、想定する雨量等は、最近はやっとなかなか想定をしとった以上の雨が降ったりするわけですけども、ほぼ今整備が済んだところは大丈夫だろうと思います。

町内の河川では、実松川がまだ整備が完全にできてません。だから、下流域につきましては、やはり水が入るといような状況は確かにございます。だから、ちょうど秋光川の合流点から少し上がった付近あたりが以前水が上がってます。それと、8月16日の雨がちょっとかなり降ったんですけど、町内では時間雨量57mmほど降ったんですが、そのときは、私どもずっと調査してたんですけど、バイパスの宮浦インター付近が水が上がってましたですね。ただ、堤防が決壊するとかそういうことじゃなくて、水位が上がって道路まで水が来たというところがございます。あの辺がそういう浸水の危険箇所ではないかというふうには私ども思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

わかったようなわかんないようななんですけども、次ですね、今後の整備計画はどうなってるかとお聞きしたら、まだ完了はしてない、河川の改修計画はありますが今後どうするかは未定ですということなんですけども、計画の完了最終年度とかというのは決まってないんですか。計画だけがあって、何年にするとかじゃなくてこの河川はこういう形の改修をする計画だけであるのか、完了の期間までが計画書の中に入ってるのか、いかがですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

実松川の改修の計画は、秋光川の改修計画と一体で計画を以前されてたというふうに私聞いております。それで、平成18年度から38年度までに、秋光川の合流点から基山保育園前の橋までの区間約1,000mを井堰の改修もあわせて施工する計画がありました。しかし、先ほど申しましたように、基山小学校付近の護岸整備工事は施工されましたけれども、それ以外はまだ施工されておられません。で、実松川の改修工事は、計画はまだありますが、住宅が多く存在する現況のために計画内容を再検討する必要があるんじゃないかというふうに県は考えているようです。それで、実松川の改修計画を今後どうするかということについては、本町と協議をしたいというふうに県は言っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

県のほうから改修についての相談をしたいということでありますので、ぜひ積極的に御相談いただいて、いろんな要望を出していただいて、早急な計画の完了が済みますことを心からお願いしておいて、この項目を終わります。

続いて、道路に移ります。

道路の冠水が、平成13年度に行った町道浸水対策基本業務ということでございますけども、この町道浸水基本業務というのは何でしょうか、御説明願えませんか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

町道浸水対策基本業務でございますけれども、これは平成13年ぐらいからかなり局地的な豪雨等が見られてまして、以前は浸水をしていなかった町道等が浸水をするようになってきたという状況がございましたので、町内全域どういう状況にあるかということと、今後どのように対策をとったらいいのかということを検討していくということで行った業務でございます。

その基本業務で出た成果では、9カ所が危ないと。既にもう浸水をしているという状況でございましたので、その後整備を図った部分もございまして、現在は4カ所がまだできていないという状況でございます。ただ、この時点では9カ所でしたけど、また新たに浸水する箇所も出てきているのではないかというふうに思っておりますけれども、先ほども答弁ありましたけど、ハザードマップ等もつくっていかねばならないのではないかというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

調査の結果、9カ所が4カ所ということですけども、減った5カ所ですね、これは整備をされて4個に減ったのか、それとも何らかのほかの原因で浸水がなくなったのかという点を教えていただけ、あ、4カ所の場所ですね、4カ所の場所と、減った5カ所は整備をされたのか、それとも整備はせずにほかのところに水の流れが変わって浸水をしなくなったのか。それから、残りの4カ所は今後どういうふうにするのか、その計画があれば教えていただければと。

議長（酒井恵明君）

品川議員、4カ所の箇所と今後どうするかということですね。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

4カ所でございますけれども、ちょっと近くの店舗等で報告をしたいと思いますが、まず県道の基山公園線のところでベスト電器があるところの交差点ですね。それと、三井ニュータウンの中です。それから、今度は千塔のほうに行きまして、明光寺というお寺がございますけど、あの付近が浸水するということが報告がってます。それともう一点は、基山口、若宮八幡様の階段がございますね。あの付近が浸水を、以前はもっとひどく浸水をしてまし

た、郵便局あたりもですね。そのところがまだ残ってますけど、最近見えますと、若宮八幡のところは浸水がちょっとないみたいですが、だから、多分JRとか国道のいろんな整備等で水がはくようになったんじゃないかと思ってます。それと、ベスト電器のところは、あそこは横断溝がやはりちょっと口径が小さいのではないかと思ってますけれども、例えば横断溝を大きくすれば済むというふうなちょっと状況ではございません。あれをあけると、今度下流がまた浸水するという状況が出てくるかもしれませんし、ニュータウン内についても側溝ではもう排出できないような水が来ています。だから、この業務の報告では、側溝を今ある側溝の3.3倍ぐらい大きなものをしなければ解消しないと言いますが、現実にはそういうことはちょっと難しいと思ってます。

それで、浸水原因は、先ほど申しましたように流出排水路の流下能力不足と判断されるわけですので、やはり浸水対策は雨水排水渠の新設等による大規模な対策が必要だというふうには考えられますけれども、これまた大変な事業になるだろうと思ってますので、局所局所でももう少し検討して対処をしていきたいというふう考えております。

議長（酒井恵明君）

もう一っちょ。

まちづくり推進課長（平野 勉君）続

済みません。9カ所が4カ所になった5カ所は、これ自然に水がなくなったんじゃなくて、やっぱりずっと計画を立てて整備をしていきましたので、そこはもう既に浸水をしなくなっております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

4カ所聞いてびっくりしました、私の近所ばかりですんで。そういえばそうだなあという、ベスト電器ですね、それからニュータウン内。若宮八幡宮は昔は本当にあったんですけども、あれから駅前とかに大分水が流れたんですが、あれも大分消えたみたいですし。で、ベスト電器のあたりもですけども、あれが昼間ですと浸水の状況がよくわかってスピードも落とされて行かれておりますけども、雨が強く降って前が見えにくくなったり、夜になると相当水しぶきを上げて車が行かれてたり、どうかするととまってしまったりというようなことがたびたび見かけることがあります。そういった、側溝を大きくすればまたそれによって

できるかどうかですね。ほかのところに被害が出るかもわからんと思うんですけども、町の施設また町内でそういった事故が起きないように、まずはその点も考えていただいて、早期の整備を、一番最良の方法を考えていただいて、何とか浸水が起きないように形で行っていただければと思います。

それから、側溝の件は、今言われたように3.3倍と。私もちょっとそこまでは想定してなかったんですけども、何とかそうならないようお願いをできればと思います。

旭町交差点についてお尋ねをいたしますけども、旭町交差点、以前あそこは冠水をしていたと思うんです。1回目の質問でも言いましたように、栃木県の鹿沼市でああいう痛ましい事故が起きましたけども、私も1回立体交差点の中で立ち往生しかかったことがあります。実際、あそこ入ってみないとどうなってるかというのは、日常そう見てないもんですから深さがわからないんですよ。今の、なかなかあそこも冠水をしないように工事もされてるようですけども、これだけの大きな大量な雨が降って万が一ということがあった場合、水かさのわかるようなそういった表示とか、そこに車が入らないような整備等を考えられることはないでしょうか。ですから、まず旭町交差点はそういった冠水の状況ではないと、これから起きないという、どれぐらいの水量まで大丈夫かということと、それからそういった万が一の場合の対策はとられているのかをお尋ねいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

旭町立体交差の件ですけども、私もどうもちょっと詳しいことは承知していないんですけど、以前、1度確かに水がたまったことがあります。それは、あそこの排水ポンプが落雷で作動しなかったために水が全部あそこに寄ったということがございます。そのときが、ちょっと車が入った、そのまま突っ込んで動けなくなったということがあったようでございますけど、その後土木事務所もポンプの改修等も行ってまして、その後は全然そういう事故は起こってないようです。

で、ちょっと、どのくらい上がったらっていうのは、単純にはっきりと、車のマフラーまで水が来たら大体車は動かなくなるそうですもんね。聞いた話じゃ、だれでも、わあ、このくらいなら行けるだろうと、飛ばしていこうというので動かなくなるということらしいですから、水がちょっとたまるという場合はやっぱ行かないようにしてもらわないかんとい

うふうなことを土木事務所から言われました。ただ、土木事務所も、そういう状況があったらすぐ連絡が行きますから、そりゃ封鎖するという措置はするというふうに聞いております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

土木事務所がおっしゃるように、そういった対策はちゃんととられてる、とられるということですけども、鹿沼市の場合はそういった体制をとられていても連絡ミスとか人的ミス、初動ミスで行っておりますので、具体的なものがもう少し対策を練られるようお願いをいたします。

次、急傾斜地の対策ですけども、98カ所県が指定しているということでございますけども、その災害対策と。崩壊防止工事を施工していますということですけども、今現在そういった工事を行っている箇所があるのか、近々にそういった工事を行う箇所があるのか、わかれば教えていただけませんか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

急傾斜地崩壊防止工事につきまして、19年度は1件施工いたしましたけれども今年度はありません。98カ所も本当にあるのだろうかと思ったんですけども、マップを見まして数えますと確かに98カ所あります。ただ、これはあくまでも危険が予想されるという区域をほとんど指定をしている状況であります。中には、やはりちょっと危ないから施工してくれというふうなこともあって年に1件なりしてるんですけど、これについては関係者の分担金等が発生してきますので、その辺は関係者との協議も必要であるというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

1項目めはこれで終わりたいと思いますけども、実松川の整備については本当に近々に強く土木事務所なりに要望していただいて、安全が図れますように心からお願いをいたします。

次に、行政改革について質問させていただきます。

それこそ午前中の後藤議員のあれで、削減額が69,474千円が39,000千円減ると30,000千円

ですよね。で、達成率は91%ということであります。残り9%、6,126千円をあと20年、21年、22年でされるということでありますけども、今後さらに、いや、こんなにうまくいったらもう少し考えてみようとか、もう少し削減できるんじゃないとか、もう少し大きなものをしてみたいとか、そういう計画とか見直しを、行政改革実施計画書がありますけれども再度の見直しを考えられているのか、それともこの計画どおりでいかれるのか、お尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

金額的には確かに、後藤議員がおっしゃった39,000千円の問題等もございますけれども、91%という数字が出ております。ただ、これが100%になったから終わりとか、そういうことは考えておりません。私どもは、5年間のうち、もしあれば100%以上になるように努力はしていかななくてはならないとは思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

工の改革が進まなかった項目ということでございますけども、非常勤特別職報酬の削減、各課で調査中であると。計画書では、2時間に満たない会議は2分の1支給を検討するとありますけども、これは各委員会、審議会とか協議会とかの会議の内容ではなく時間だけで、1時間だから半分にしよう、30分だからこれは4分の1にしようとか、そういう検討課題とされているのか、それとも会議の中身まで十分果たされているのか。

それから、なるべく会議は短いほうがいいと思いますし、それで経費が削減できるのであれば会議の開催の内容も、方法も少し考えてみられてはと思うんですけども。ですから、会議がある事前に資料をお配りいただければ、資料に沿って事前に調べてくるというのもこういった委員会を受けられる方ですから十分考えられると思いますし、無駄な答弁がなく、また質問もなく簡素化できるんじゃないかと思います。そういった工夫が十分必要だと思うんですけども、そういったことも検討課題の中に入ってるのかですね。その辺のこういった検討をされているのかお尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

資料部分等につきましては、補助金検討委員会をした経過をお話ししますと、もう事前に、例えば1週間前とかに委員さんの方にお渡ししまして、そして内容を検討いただき、本番では、会議開催するときにはもう2時間ということで決めて会議を進めた、そういった努力、されるところはそういったとこでできてくるつもりです。だから、今後、してないところはそういったところも創意工夫してしていかななくてはならないと思っております。

それと、実施計画の中では2時間に満たないものは2分の1ということで計画は上がっておりますけれども、近隣の状況とかもその辺につきましては検討はしていかななくてはならないかと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

ですね。中身の濃い会議が短時間で終わって、まして経費が削減されるということが一番だと思っておりますので、それを目指して対応をとっていただければと思っております。

それから、日当の削減ということで、宿泊を伴う出張以外の日当については削減を検討するとあります。御答弁では、協議中であるということでございます。なぜそんなに協議に時間がかかっているのか、それと何が原因で今まで協議をされて済んでいないのか。お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

旅費日当につきましては、品川議員おっしゃるように、日帰りの分については削減ということで計画に載っております。協議中ということで時間がかかっているのではないかとということでございますけれども、これも勤務労働条件にもなってますし、日当というのが一概に、何といいますか、時間といいますかね、いろいろな部分を含んでるといいますか、日当の中にですね。だから、ちょっと一概に、単純に削減できないといえますか。ただ、計画に上がっている以上、私どもは誠心誠意それに向けてちょっと努力はしていきたいと思っております。

協議中でちょっと時間かかっておりますけれども、その辺はまだこちらのほうも協議を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

早急な解決を見るように努力をいただきたいと思っております。

次ですけれども、補助金検討委員会の件でございます。午前中、後藤議員が質問でされましたように、この計画書の中でも、補助金評価委員会を設置し補助金等の内容について精査を行うと言われて、総務課長の答弁では内部でということでございますけれども、内部でいいのかですね。私のほうは、御提案ですけれどもさせていただければ、補助金検討委員会のメンバーでそのまんま自分たちが出された提言書が行われているか再検討いただいて、提言をされて完結できるように、また完結できたどこかの場所、場面を協議をしていただくためにも、評価委員会は検討委員会の方々にそのまま再任いただいて、より厳しい目で見えていただいて、この進捗状況でいいのか、この内容でいいのか、もっとできなかったのかとかも検討すべきじゃないかと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

後藤議員の質問でも御回答しましたけれども、今のところは職員のほうで委員会をつくって、それでチェック機能をしていきたいと思っております。甘いという、甘くなるという御指摘があるかもしれませんが、その辺は十分甘くならないようにしていきたいと思えます。そういうものをつくっていけば、その後検討した内容をホームページ等で流していかなくてはいけないとは思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

この計画の進捗状況の中で、補助金等の廃止、縮小について、基山町補助金検討委員会提

言書を真摯に実行するため補助金等に関する基本補助を次のように定めたとあります。省きますけど、特定の団体に毎年同額の補助を行ってるのは、徹底した見直しを行う。補助金の使途についてのチェック機能を構築し、チェックを強化することにより、補助団体の活性化、意識改革を促し、自立を図るとも記されております。で、これを真摯に受けとめられているのならば、本当にそれを実行する人がチェックをするのではなく、提言した人、実行する人、提言をした人がやっぱりチェックをしないと、さっき言われたように、やっぱりどうしても甘くなってしまうこともあるんじゃないかと思うんですね。そういうふうに見られることのないように、これだけやっぱり町民の方にいろんなところで御負担いただいて、厳しい中いただいておりますので、それにやっぱり検討委員会をつくる計画書をつくって行われてるわけですから、その辺のところをもう少し再考いただいて、よりこの計画が順調に進みますようお願いをいたします。

議長（酒井恵明君）

答弁は要りませんね。

6番（品川義則君）続

結構です。

次に、財源の健全化の改善項目で、植栽管理委託が改善されているかについて質問いたします。

取り組みの内容として、ボランティア活動の推進、アダプトプログラムの活用とありますけども、それはこの計画書どおりに実行されたのか。ボランティアの活動が多くなったのか、アダプトプログラムで参加されている団体がふえたのか、その辺がわかれば教えていただけますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

ことはふえておりませんが、去年8団体ふえております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

はい、わかりました。さらに進めていただいて、より軽減できるようにお願いをいたします。

次に、自主財源の確保について質問いたします。

滞納額37,410千円の18%、収納額が6,930千円ですね。これに係る、徴収業務に係る時間外費用が390千円となっております、いただいた資料があったんですけども。で、これをもとに、基山町は徴収率は非常に高くありますし、また滞納額の徴収という本当に職員の皆さんの御努力ですばらしい数字が上がってると思うんですけども、でも滞納額はやっぱり18%とか20%、逆に言うと80%は滞納されていないわけですね、その年にはですね。それがずっとたまっていくわけですよ。そうすると、職員の方ではやっぱり無理な部分も出てくるんじゃないかと思うんですよ。で、経費だけはやはり、職員がお伺いしていただかなくてもやっぱりその経費はかかるわけですよ。何かほかに方法とかはないでしょうか。答弁では、地方税法等により徴収そのものを外部委託することはできないということですけども、何かほかの方法で、やっぱりほかの自治体も苦しんでらっしゃると思うんで、そういったものがあれば教えていただけませんか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

滞納の件でございますけども、御指摘のとおり、確かに19年度につきましては滞納額がアップいたしております。この主な原因といたしましては、やはり町民税関係が税源移譲によりまして6%に率が上がったということで、税負担がふえたのかなという気はいたしております。ただ、時間外等で390千円程度あるというふうな御指摘でございますけども、我々徴収を担当する者といたしましては、基本的には、ちょっと納め忘れの方ですね、この方々を長引かせないように、例えば30千円ぐらいの1期の納め忘れを2期しますと60千円になります。3期しますと90千円になります。そうすると、非常に負担が大きくなって一気に納めづらくなると、なるだけ減らしていこうというのを基本方針としてやっております。で、極力臨戸をさせていただいて、顔をつながせていただいて、30千円あっても10千円でも結構ですので、とにかく分納でもということで相談に乗りながら徴収を進めてるところでございます。

それから、外部委託というふうなこともあります。これは、先ほど町長の答弁にありましたように、地方税法等により地方税につきましては徴税吏員が行うというふうな規定がござ

います。徴税吏員と申しますと町長が任命した職員ということでございまして、ほかの方ができるとしたら、例えば非常勤、臨時とかですね、できるとしたら補助的役割、督促状の発送とか差し押さえに行ったときの荷物運びとか、いろんなそういうふうな、運転手とかですね、そういう程度しかできないということでございます。

ただ、方法といたしまして、今佐賀県のほうで、19年から市町職員実務研修ということで合同差し押さえ、合同催告等を行っております。これは、基本的に県民税の、住民税ですね、町県民税の徴収率が93.3%以下の市町村を対象に行っております。その中でいろんな話がございまして、21年度から佐賀県は、任意でございますけども、任意、仮称でございますけども、佐賀県滞納整理推進機構というのを立ち上げて、職員を派遣して徴収をやろうと。これも先ほど言いましたように徴収率、要するに佐賀県ですから県税を恐らく取りたい、取らないかんわけですね。ですから、職員を市町から派遣して、そして一緒に徴収をやりましょうという体制を整えるようになっております。で、基山町の場合は、町税、平均で19年度は98.1%の徴収率でございますので、とりあえずちょっと低いほうの市町から、佐賀県税に6市町、武雄県税に6市町、12市町を一応計画をされてるようでございます。先ほど言いました共同研修の中で、共同催告については10月から県のほうで行うわけですけども、基山町もそれに参加したいというふうな意向は伝えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

はい、わかりました。税はそういうふうには徴収できないということですけども、利用料とか使用料とか、そういうふうなものではできるんじゃないかともお聞きをしておりますので、保育料とか住宅使用料、下水道使用料ですね、こういった滞納分も何とか取れるような方法を、外部委託でも御自分たちでも結構ですけども、そういった方法で徴収率がもう少し上がるような対応をお願いをしたいと思っております。

次に、指定管理者制度について質問させていただきます。

削減のどれぐらいの金額か、応募結果を見てもわからないということでございますけども、募集要領を、これを見て、限度が39,029千円、これが上限価格として上がっております。インターネット、ホームページで見たんですけども、この中で委託料上限額積算書、

1年当たりですけども、この中に人件費として21年度10,211千円とございますけども、この内容はこういった内容でしょうか。人件費の内容を教えてください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

今の人件費の分でございますが、これにつきましては16、17、18年度の過去3カ年間の分を平均して管理関係に要した分、全員が施設管理にしておりませんので、施設管理に例えば1人が3分の1ということになれば、そういう分を計算した分をそこに上げておるわけでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

それはわかりました。

では、今、職員ですね、職員がいらっしゃいますけども、その方たちがそのまま仕事があるので、今の場所でそのまま仕事をされてると。そうすると、指定管理者制度の会社、民間、団体ですね、管理者と同じところで業務をされるのかですね。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

先ほど教育長が、貸出関係ではなくほかの、町民会館につきましては文化協会、それからほかの仕事、それから体育館では町民体育大会、それから区対抗の仕事、それからロードレースといろいろ回答されておりましたけど、それをするためには、当然庁舎内のほうに引き上げて教育学習課内で一緒に仕事をするものと思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

はい、わかりました。

では次に、ほかにも指定管理者制度の導入はしないのかということをお尋ねしましたら、ないということですけども、計画では葬祭公園ですね、これを総合体育館と町民会館と同じ

項で3カ所導入予定がありますというふうに記載されてますけども、答弁ではないということでございます。時間もあれなんですけども、葬祭公園は今委託をされておりますけども、あれを指定管理者制度にするとか、そういう考えはございませんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

どこ、今んとは。品川議員、葬祭公園。

6番（品川義則君）続

葬祭公園。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長、答弁できる。農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの葬祭公園の指定管理者ですけども、以前、条例改正の提案をさせていただいたときに葬祭公園につきましてはなじまないということございましたので、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

済いません、勉強不足でございました。

で、ほかに民間委託とかそういったものをやっている自治体もございます。役場の受付です、これが証明書の発行とかやっているとあります。それから、図書館なんていうのは本当に多くの自治体が民間団体のピオとかに民間委託をされておりますけども、最後の項目の今後の行革についてもそれが大きくかかわってくると思うんですけども、計画書の中で自立していく基山町づくりということで、一番最初に策定の目的ですね、この計画書の。厳しい財政状況の中、自立存続可能なための財源の健全化ということで、財政の健全化ですね、書いてあります。

で、今までの状態でこうやって計画で何千万円浮かしてあります。委託とかは500千円ほどというふうに数字も上がっておりますけども、もっともっとさらに行革を進められて、民間でできる仕事、必ず町がしなければいけない仕事って分かれてると思うんですね。ただ、その分野ではあっても、個人情報の漏えいとかということになかなか民間にはというお話も

ありますけども、逆に言うと、民間のほうが個人情報をした場合は自分の会社がつぶれてしまいますから、自分たちで責任とってやめなきゃいけないし、その会社自体がなくなるというのは、大きなリスクは民間のほうが背負ってると思うんですよね。

ある文献によりますと、民間とそういった行政の相違点、民間でなければできないことが大きく行政の中には、もう何でもできるんじゃないかと、ほぼですね。だから、行政じゃなければできないことってというのはもう本当に限られた部分、税を集めるとか予算配分をするとか、中心のところだけであると思うんですよね。であれば、政府のほうでも小さな政府ということで、いろんな税源とか権限をやって、少しスローペースですけども権限移譲して小さな政府で経費を削減しようということであれば、町のほうも民間の力をかりて、協働も言われておりますし、協働化テストというものも県が行っておりますし、そういったいろんな機会を通してさらに行革を進めていただいて、基山町が自立、健全であるような町が今後も続きますように御努力をいただきますようお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

本日の会議の時間については、議事の都合により、基山町議会会議規則第8条第2項の規定のよりまして、あらかじめこれを延長いたします。

ということで、5時まで休憩いたします。

～午後4時48分 休憩～

～午後5時1分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、続きまして池田実議員の一般質問を行います。池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

傍聴席の方々を含めまして、お疲れさまでございます。本日の最後でございますのでよろしく、いましばらく御辛抱のほどお願いを申し上げます。

町政会に所属しております13番議員の池田でございます。通告をいたしておりましたとおり、けやき台の現状と課題について、この事項に限ってお尋ねをいたしたいと考えておりますので、よろしく御答弁のほどお願いを申し上げます。

けやき台は、御案内のとおり、基山町最後の大規模住宅地として平成元年1月から販売が

開始され、平成2年4月1日には若基小学校が開校、人口、世帯数ともに基山町のほぼ4分の1を占めるに至っております。以来、既に19年以上が経過し、1歳児が成人となり、働き盛りであった40歳代の方々が60歳代の定年を迎えられ、大きな変化、世代交代、高齢化が進んでいることを切実に感じておりますのは私だけではないと思っております。

そこで、質問要旨1は、けやき台における人口、世帯数の推移でございますが、どのような変遷をたどっているのでしょうか。お示しをいただきたいと思っております。

質問要旨2は、高齢化の状況についてでございます。6月議会の町政報告で、平成20年4月1日現在の基山町の高齢化率は19.52%と述べられており、また昨日の新聞では総務省推計として日本の高齢者人口、高齢化率が過去最高の22.1%、70歳以上の方々が2,000万人を超すと報道されております。そこで、けやき台では高齢化率はどのような値になっているのでしょうか、お伺いをいたします。

また、65歳以上の高齢者の年齢別人口はどのようになっているのでしょうか。

さらに、高齢者の単身独居世帯数はどのくらいあるのでしょうか、お伺いをいたします。

質問要旨(3)は、少子化の状況についてでございます。若基小学校は、先ほど申し上げましたように平成2年4月に開校、13クラス400名足らずでスタート、平成8年度950名程度をピークに減少に転じ、平成20年9月1日現在418名と若基小のホームページに掲載をされております。そこで、若基小の今年度新1年生は61名でございます。この中には、けやき台以外の子供たちが多いのではないかと思うんですが、けやき台でのゼロ歳から6歳までの幼児年齢別人口を教えていただきたいと思っております。

質問要旨(4)は、団塊世代の定年退職に伴う町県民税への影響についてでございます。けやき台におきましては、既に退職された方々がおられ、また再就職された方もお聞きしますが、その実態はどうか。給与所得額や年金受給額の動向など、これからの見通しを含め、担税力の変化をどのように把握されているのかお伺いを申し上げます。

質問要旨(5)は、開発後19年が経過し、多くの2世たちがけやき台に残らず町外へ転出してありますが、この原因をどのように推察されておられるのかお伺いをいたします。

質問要旨6は、再三お願いをいたしておりますけやき台北部交差点の信号機設置についてでございます。1年前の平成19年9月の私の一般質問における御答弁では、最優先で鳥栖警察署にお願いしているとのことでしたが、酒井クリニックから東側からの交差点に突然信号機が設置され、大変驚いた次第でございます。割り込みで先を越されたように思う

のですが、けやき台のほうはどうなっているのでしょうか。見直しをお聞かせいただきたいと思います。

質問要旨(7)は、基山パーキングエリアに接するパーク・アンド・ライド事業についてでございます。平成20年度一般会計補正予算(第1号)で、歳入としてパーク・アンド・ライド事業に伴う土地使用料7,481千円が、また歳出で自動車運送事業の安全、円滑化等総合対策事業として7,320千円が計上され、可決されました。基山パーキングエリアへの乗り継ぎ駐車場として95台分を西鉄が確保するとのことでございますが、目下のところ、この駐車場には三国丸林線側からだけの出入りのようでございます。けやき台側からの入り口はどのようになっているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

また、現在行きどまりとなっております部分の開放との関連はどうなのでしょう、見直し、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

質問要旨(8)は、駐車場の確保策について3点ほどお伺いを申し上げます。

けやき台でも一家に2台、3台、4台の車保有となり、駐車場の確保に大勢の方々が苦労されております。この駐車場のないことが2世たちの転出の一要因でもないかとも思えるんですが、その1点目は、総合計画、実施計画平成20年度版に示されておりますけやき台駐車場についてでございます。これによりますと、実施年度平成21年で29台、10,000千円が示されております。これはどのようなものをお考えになっているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目は、アトラス団地内の空き地についてでございます。アトラス団地内にはC、D棟建設予定地がそのままになっており、建設のめどは立っていないやに聞いておりますが、そこで建設をされるまでの間だけでも駐車場として利用させてもらえないものかと考えるのですが、いかがでしょうか。町有地ではございませんので難しい問題だとは思いますが、何らかの実現策はないのか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

3点目は、道路上への駐車場設置についてでございます。中央幹線道路の白坂久保田2号線は、外周の北部環状線に比べてかなりゆったりした幅員が確保されており、またバス停跡はさらに広がっております。そこで、道路西側の道路わきに路上駐車場をつくることのできないものかお尋ねを申し上げます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

池田議員の質問にお答えを申し上げますけれども、まずけやき台の現状と課題についての(1)でございます。人口、世帯数の変遷はどうなっておるかということです。平成元年に定住が始まっております。平成2年3月末日で人口が432名、世帯数113世帯、平成5年3月で人口2,577人、世帯数692世帯、平成10年3月末日で4,651人、世帯数が1,306世帯、人口のピークであります平成16年3月末日で人口は4,791人、世帯数で1,406世帯、そして平成20年3月末日では4,547人、世帯数1,425世帯となっております。

(2)の高齢化の状況はということで、アの高齢化率はということです。平成20年4月1日現在で10.7%でございます。

それから、イの高齢者年齢別人口は、65歳以上でございますが、これも読み上げさせていただきますが、平成20年4月1日現在で65歳が34名、66歳が40名、67歳が23名、68歳37名、69歳20名、70歳34名、71歳64名、72歳23名、73歳24名、74歳23名、75歳21名、76歳19名、77歳18名、78歳12名、79歳16名、80歳5名、81歳14名、82歳9名、83歳6名、84歳7名、85歳3名、86歳6名、87歳6名、88歳6名、89歳4名、90歳4名、91歳3名、92歳が2名、93歳1名、95歳1名、96歳1名、104歳1名で合計487名となっております。

ウの高齢者単身世帯はということですが、平成20年4月1日現在でございます、50世帯でございます。

(3)の少子化の状況でございますが、アの幼児年齢別人口は、ゼロ歳から6歳までということで、平成20年4月1日現在でゼロ歳が10名、1歳が13名、2歳が17名、3歳22名、4歳19名、5歳24名、6歳26名でございます。

(4)の団塊世代の退職に伴う町県民税への影響はということで、給与所得額、年金受給額の動向はということでございますが、現在の状況では所得並びに税額等を統計として区ごとには把握しておりませんので、わかりかねるということでございます。

(5)2世が転出する原因はということでございますが、これといった要因を挙げるのは大変難しいと考えますが、幾つか考えられるものとしては、核家族化傾向や若者の都市部へのあこがれ等があるのではないかと考えております。

(6)北部交差点の信号機設置見通しはということでございます。鳥栖警察署の交通課に要望はもうずっと続けておりますが、まだ設置時期は明らかにはされておられません。

(7)パーク・アンド・ライド事業についてということで、アのけやき台側入り口はどうかということですが、駐車場への入り口は町道三国丸林線となっております。町より事業主にけやき台からの入り口を要望いたしましたが、やはり自動券売機の費用が高額なため難しいとのことでございました。

イの行きどまり部開放との関連はということですが、現在高速道路パーキング周辺の民間による開発計画が考えられております。この計画との調整等が必要かと考えております。

(8)駐車場の確保等について、アの総合計画、実施計画平成20年度版のけやき台駐車場整備事業の内容はということですが、まちづくり交付金事業として高架水槽南の緑地帯550㎡に40台程度を考えております。

イのアトラス団地内のC、D棟予定地の利用はということでございます。町としましては、早急なマンション計画を要望しておりますが、現段階では難しいようですので、当分の間、敷地の有効活用で駐車場としての利用等も会社のほうにお願いをいたしております。

ウの白坂久保田線西側道路わきへの路上駐車場設置はということですが、これは検討をいたしておる次第でございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

2回目でございます。

まず、人口、世帯数の変遷でございますが、平成元年に定住が始まり、平成2年3月末日で人口が430人、世帯数が113世帯、平成5年3月末日で人口が2,577人、世帯数が692世帯、平成10年3月末日で4,651人の1,306世帯、人口のピークであった平成16年3月末日で4,791人、1,406世帯、そして平成20年3月末日現在で4,547人の1,425世帯ということございました。人口は、ピーク時に比べて現在244人の減となっているようでございますが、一方世帯数は、ピーク時の平成16年1,406世帯に対し、平成20年では逆に1,425世帯と19世帯増加しているようでございます。このように、人口ピーク時の世帯数より20年3月の世帯数は19世帯多いにもかかわらず、人口は244人少ないということは、2世帯の転出によるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

これはどこに行く。企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

内容としましては、そういうことだと思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

私の考えと一致をいたしました。世帯数はピーク時よりも現在8世帯の減少で少ないのではないかと思いますけれども、空き家はかなりあるのではないかと見ておりますけれども、けやき台の本来の住宅戸数の総数、また空き家の状況等について、把握されておれば教えていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

開発によります総戸数は1,441戸ということではありますが、空き家数につきましてはちょっと把握をいたしておりません。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

1,441戸だとしますと、ピークが1,425ですか。世帯数と戸数が違うと思いますけども、1,441.....。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

大変失礼しました。平成15年6月の調べによりまして、一戸建ての区画数が1,348戸、それからマンションが272戸で、1,620戸が総数となっております。失礼しました。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

1,620戸でマキシマムが1,433、平成18年3月末で世帯数の最高が1,433でございますんで、

ということはかなりあいているということでしょうか。いや、最後が1,425ですけども、1,620から引くとかなり、195ぐらいのまだあきがあるというふうに考えるべきでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

先ほど申し上げましたのは、計画戸数で申し上げました。大変失礼いたしましたけど、あとマンションが2棟入りますので、これが118戸計画予定が入っておりますけれども、それを引いたところで1,502が現段階の最終の戸数となりますけれども、開発時には宅地のみの条件等も入っておりますので、戸数の中ではまだ建築されていない部分も入っております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

空き家の状況についてはちょっとはつきりしませんけども、恐らくこの値からしますと70戸以上ぐらいがあいてるのではないかなという気がします。それで、空き家につきましては保安とか防災上の問題もございまして、できれば町のほうで把握していただきたいというように、これはお願いを申しておきます。そういうことで、この項につきましては以後の質問とつながりがございまして、これで一応終わらせていただきます。

次の高齢化の状況でございますけれども、高齢化率は平成20年4月1日現在で10.7%ということで、基山町の19に対しますと約半分ということで、もっと高かったのではないかと思っていましたけれども、認識を新たにいたしました。ただ、これからは急激に高齢化率が高くなるものと見ております。

それで、年齢別人口でございますけれども、これはお手数おかけいたしました。平成20年4月1日現在で65歳以上の高齢者合計は487名、最高齢者は104歳ということでございました。65歳以上75歳未満の前期高齢者が322名、それから75歳以上の後期高齢者が165名のようにございますので、10年後には、明らかにこのまま推移しますと75歳以上の後期高齢者人口が10%を超えるということになります。現時点では、国、基山町に比べれば高齢化率は低いようなんですけれども、少子化そして若年層の流出による人口減少などによりまして、急速に高齢化率というのは高くなるのではないかと危惧をいたしております。

それから次に、高齢者単身世帯数でございますけれども、50世帯ということで、これを世帯数で割ってみますと全世帯数の3.5%ということになりますが、この値は他地区との比較ではどうなのでしょう。おわかりであれば教えていただきたいと思ます。

議長（酒井恵明君）

福祉課長か。福祉課長、把握してる。把握しとらんならしとらんで。よか。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

申しわけありませんが、私のところでは今のところちょっと把握をいたしておりません。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

事前に調査をお願いしてなかったので、申しわけないというふうに思ってます。

当町では緊急通報システム事業に取り組まれておりまして、頑張る地方応援プログラムによりますと、こういう緊急通報システムを利用されている利用者は89名というふうになっておりますけれども、利用独居世帯の中にけやき台はどのくらいあるのでしょうか。おわかりであれば教えていただきたいと思ます。

議長（酒井恵明君）

それはわかるうね。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

たびたびで申しわけございませんが、けやき台の分ということでは今ちょっとデータ持っておりませんが、後ほど調べればそれはわかると思ます。（「基山町……」と呼ぶ者あり）基山町の、けやき台でしょ。（「独居世帯の中に、けやき台が何台……」と呼ぶ者あり）89台と申しますと、基山町全体の緊急通報システムでしょうか。（「頑張る地方応援プログラムの中に入ってました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

池田議員、基山町全体で89名、そのうちけやき台に緊急通報システムを所持してある方は何人かという問いですね。はい。わかる。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）続

一応、緊急通報システムで日中独居のために設置されてある方は一応88名ということで、今現在では88名おられます。この中でけやき台が何名かとの御質問でございますが、今現在

の手元にはけやき台の分はちょっと持ち合わせておりません。調べればわかると思いますけれども、今現在では申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

ここに頑張る地方応援プログラムというのが、ホームページから出したんですけども、一番最後に平成20年4月現在の利用者89名となっておりますけども。（「これが今最新……」と呼ぶ者あり）89名が88ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということは、減ったわけですか。（「そう、1人」と呼ぶ者あり）減ったわけ。（「8月末での状況が88名ということですよ」と呼ぶ者あり）はい。よろしゅうございます。いずれにしましても、けやき台におきましても緊急通報システムの構築が済みまして、在宅での安全な暮らしが地域コミュニティとの連動を進めることで支援できることを願っております。このことについて、もし御意見がございましたらお願いします。

議長（酒井恵明君）

何か御意見があったらということです。もう一度質問をお願いします。

13番（池田 実君）続

緊急通報システムの構築がけやき台でも進みまして、プログラムにありますように、これからふやしていくということでございますんで、こういったことが進んで在宅での安全な暮らしが、地域コミュニティとの連携を、けやき台の住民との連携を進めることによって支援できることを私自身が願っておりますけども、町としてはその辺のことについてどのようにお考えでしょうかということです。御意見があればということ。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

緊急通報システムにつきましては、けやき台にかかわらず、一応福祉課のほうで要望とかございますれば必要な方につきましては設置をさせていただいております。ですからそれが、あくまでも緊急でございますので、それ以外に、それをつけることによってそういう福祉関係の内容を全部網羅できるということではございませんけれども、ひとり暮らしの方につきましては安心感是与えられておるんじゃないかというふうに感じておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

暑いですね。

いずれにしても、これから高齢化は年々進むわけですので、中心商店街までの交通手段の確保が重要な課題であると思いますけれども、現時点では便数が少ないという循環バスの問題を含め、交通手段の件につきましては先進自治体の状況等も調査研究しました上で別途再質問をさせていただきたいと考えております。

次に、質問要旨(3)の少子化の状況でございますが、ゼロ歳から6歳までの幼児数は承知をいたしました。本年4月1日現在のゼロ歳児10名は、まだ残りが8カ月ございますので断定はできませんけれども、1歳児13名は余りにも少なく、いささかショックございました。17区におきましても赤ちゃんがほとんどいないということは理解をいたしておりましたが、けやき台の現状を改めて認識をいたしました。このまま経過しますと、5年後の新1年生は30名を切るのではないかと考えられますけれども、しかも1クラスとなることが予想されますが、若基小の運営上、この現実をどのように見ておられるのか、御見解があればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

教育長行きますか。教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

非常に憂慮すべき事実が近まってまいります。ただ、学校教育に支障が来さないということであるならば、1学級であろうとも学校を統合、閉鎖等々のことは考えられないと思いません。答えになりましたか。非常に学校の教育上、機能的にもこれはちょっと人数的に足りないという場合はそういうことが非常に起こってます、もう全県各地でいろんな統合がっておりますけれども、1学級でも、神埼地区なんかは1学級の学校が非常に多いもんでございます、大体が少人数学級が多うございますので。それで、1学級になったとしても、30人ちゆうのは1学級ですからね、それでもそれはそのまま続けると。今のところほかのことは考えておりません。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

しばらくは存続をするということのようでございますけれども、今度の21日に若基小の運動会がございます。で、1クラスしかもうない、30人足らずになってきて、運動会なんかできるんでしょうか。ただ、過疎の学校ではされてるところもあるんですね。だから、赤、白ぐらいに分けてされるのか、仮に10年後、もう全部1クラスで6クラスと、6クラスぐらいしかないというふうになった場合、それでもやはり存続はさせてもらえるんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

ほかの県の例でございますが、そういうふうに少人数になったときの運動会の持ち方として、PTAと一緒に囲んでやっていくと。PTAと子供たちと一緒に運動会をやる。そういうことで賄ってるところもございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

少子化の問題は、もうこれで終わらせていただきます、これ以上言いますと何かわびしくなってきますんで。

次に、質問要旨の4でございますけれども、団塊世代への影響でございますが、これは地区別の所得額は把握してないということでございます。これからの基山町の財政見通しを考える場合に、基山町の町民所得の中で圧倒的な額を占めております給与所得の推計なしにはなし得ないのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどういうふうにご考慮されるんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

事業と申しますか、事務執行上、区ごとの統計というのは当然とっておりません。町全体では一応把握はいたしております。18年度が、これは給与所得ですね、控除前のものです、扶養控除とか基礎控除を引く前の金額ですけれども、給与所得で言いますと18年度が20,672,000千円、19年度が20,668,000千円、で、20年度の現在ですけれども20,431,000千円、

給与所得は以上でございます。それから年金、これはもうその他の所得であらわされておりますので、その他の所得で判断をしておりますけども、18年度が2,474,000千円、19年度が2,484,000千円、20年度が2,418,000千円ということでございまして、給与所得並びに年金の所得総額にいたしましても、やはり20年度から若干下がってきてると、給与所得はですね。

ただ、年金所得等につきましては、税制改正等がずっとあっておりますので、これ単純に比較はできないのかなという気は持っております。で、一応社会保険庁とかいろいろで聞いてますけども、年金はもうそれだけじゃございませんので、あと企業年金とかいろいろありますので、それで単純に比較はできないかなあというふうに思っておりますけども、一応給与所得だけから考えてみますと、19年から20年にいたしましてやはり1億数千万円落ち込んでくるというのは否めない実態であるというふうに思っております。で、やはり20年ぐらいから団塊の世代が始まってきているのかなという気はいたしております。

ただ、けやき台について言いますと、参考までですけども、一番多い年代というのが53歳の131名でございます。2番目が54歳の127名、それから50歳の126名、48歳の120名で、まだまだけやき台については、あと五、六年ぐらいはまだそういうふうな波はちょっと若干、ちょっと遅いのじゃないかなというふうな認識は持っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

急激にけやき台の50歳、40歳から60歳代の人たちが減っていったって税収の足を引っ張るんじゃないかというふうに懸念をしてみましたけども、この分ですとまだあと十年ぐらいは心配ないのかなという気がいたしまして、それがいわゆる高齢者の率が低いということとも関連しているのかなという気がします。ただ、その後は恐らくがたっと減るんじゃないかと思えますんで、その間にちゃんとした対応策をやっぱり基山町としても考えていただかんばいかなというふうに思っております。

それから、転出原因でございまして、この原因につきましては、これといった要因を挙げることは難しいけれども、幾つか考えられるものとして核家族化傾向や都市部へのあこがれ等があるというふうに述べられております。確かにそのようなこともあるかと思えますが、雇用、就職先がないという問題、それから居住スペースが狭いという問題、それに駐

車場の確保の問題もあるのではないかと私は見ております。そこで、買い物とか医療などに便利な高齢者住宅が町内にあれば、高齢者にはそちらに移ってもらって2世たちにけやき台に残ってもらう方策もあるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。何か御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

高齢者対策につきましては、やはり中心市街地等に何らかの形で長期的な考えでつくっていく部分と、また短期的に何か取り組めるものがあれば、研究して取り組んでいかなければならないと思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

けやき台のアトラス団地内のC、D棟の中の1つぐらいを、そういった高齢者住宅につくれないかというふうなことを私は要望したこともございますけれども、そういった形でも1つぐらいはつくっていただければ、一つの方向性が見えるのじゃないかなあというふうに思っております。この項はそれで終わらせていただきます。

それから、質問要旨(6)の北部交差点の信号機の件でございますけれども、鳥栖警察署交通課に要望してあるということでございますので、信号機設置問題は次のパーク・アンド・ライド事業とも関連をしますので、今回は割り込みのないようにぜひ最優先をお願いをしたいと申し上げておきます。

そこで、パーク・アンド・ライド事業でございますけれども、既に土の採取は終わってるようございまして、けやき台側からの入り口は自動券売機の設置費用に高額を要するということが難しいとのことございました。で、三国丸林線側からだけだと、小郡とか筑紫野のために基山の町費をつぎ込んで設置するようなものだという意見も聞かれまして、私も同感でございます。だから、けやき台側からの入り口を設置することにより、基山町はもちろぬ弥生が丘地区からも利用が見込まれまして、利用者数も確保されるのではないかと思いますけれども、けやき台からの利用が何とかしてできますように、これは要望としてお願いを申し上げておきます。

ただ、その条件としては北部交差点の信号機設置は必須要件だと思っておりますので、申し添えておきます。でないと、パーキングエリアに行くところと北部環状線の交差点で必ず事故が発生をしますので、その部分だけには必ず信号機を設置された上で、できるだけ早い機会にパーキング、駐車場への出入り口をつけていただきたいということでございます。

それから、現行行きどまりになっております部分の開放でございますけれども、現在民間開発計画と関連があるということのようでございますので、これ以上は申し上げられませんけれども、この計画が早く進みまして、もともと開発当初から、いずれ行きどまりの部分は開放、開口するという前提であったと理解をいたしております。現在では、旧5号線バイパスが無料化されまして、なおかつ国道3号線の拡幅4車線化も終わり、心配をされておりました通過交通による悪影響はないのではないかと考えられまして、ガソリン価格の高騰の折、信号機の設置を前提に、私は行きどまり部分を開放してもらったほうがけやき台の住民にとっても利便性が増すのではないかというふうに思っております。そういうことで、できるだけ早い機会に開放できますように御努力をお願いしたいというふうに要望をいたしておきます。

それから、最後の質問要旨8の駐車場の確保の問題でございますけれども、総合計画の件は理解できました。まちづくり交付金事業として10,000千円で29台であったものが40台にはふえておりますけれども、この事業に対する交付はもう決定しているのでしょうか。確認をさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まちづくり交付金事業につきましては、5年間で推進していく事業となっております、今2年目に入っております。国の事業の推進の方法としましては、前倒し的な予算のつけ方になっておりまして、ただ今回の駐車場につきましては21年度で整備を行うように今計画をいたしております。5カ年で8億円やったですか、その事業を5年間で推進していくんですけれども、国の予算のつけ方が、今1年目、2年目で充当率を高く、補助事業の配分としましては4割の補助になっておりますけれども、平成19年度と20年度につきましては4割以上の補助が2カ年については充当されてると。で、あと三年について、そういう継続の事業で整備をしていかなければならないということになっております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

ということは、6割は町費と。（「起債と町費」と呼ぶ者あり）起債と町費。わかりました。この事業に対します、40台で今10,000千円ということでございますけれども、費用対効果の問題は別としましても、あそこの場所につきましては、以前何か騒音とかライトの明かりなどで近隣住民との問題が懸念されるやに私は思ってますけれども、これは一応申し上げておきます。むしろ、町有地ではございませんけれども、先ほどはお願いをしてるということでしたが、アトラスけやき台の空き地を遊休地として放置しておくのは余りにももったいないと考えるので、基山町の責任において借用という形ででも有効させていただけるようさらなる働きかけをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。そうしますと、それほどの費用はかからずに済むのではないかと。現在の草地というんですか、そこにせいぜい砂利を敷くぐらいで済むのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

マンションのアトラス団地内のC、Dの地区につきましては、現状、言われましたように雑種地として今管理されております。ただ、あそこの土地につきましては1筆となっております、持ち分の所有になっております。問題点としましては、もし会社のほうで借用がいいということであれば、やっぱり地元との協議が当然必要になってきますので、その辺をあわせて、旭化成ホームズが所有しておると思いますが、その辺と、うちのほうとしては要望をお願いしていこうと思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

無料で貸してくれということじゃないと思います。恐らく、使用される方については使用料をいただくという形でもいいんじゃないかと思えますんで、そういう意味では双方にメリットが出てくる形で推進していただけるようお願いをしたいと思います。

それから、路上駐車場でございますけれども、検討しますという非常に単純な御答弁でござ

ございましたけれども、もう少し詳しい御答弁はいただけないでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

簡単な答弁をされたということでございますけれども、大都市ではこういうことはあるのを知っております。だから、法手続とか方法とかそういうこともちょっと検討を、よく調べて、可能なら、それは問題がなければしてもいいのではないかというまだ段階でございますけど、検討はしてもいいのじゃないかなというふうに思っております。いや、検討してみたらいいのじゃないかということじゃなくて、可能か、そういう問題がないかということを検討して、できるならそういうこともしてもいいのではないかというふうな考えを持っておるわけでございます。

ただ、御存じのように、済いません、あそこの取り締まりがあつてという状況は聞いております。だから、そういう取り締まりがなくていいような方法もあるのかなということも検討をしてみたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

どういうふうに申し上げていいのかわかりませんが、既に現実には路上駐車されとんですよ。ですから、そういうものをなくす意味でも、そういうことができるのであれば違法な駐車も消えるわけですし、何がしかの使用料を取って、町運営であれ区への移管であれ、そういったことからできるのであればお願いしたいと思いますので、検討しますだけでずうっといつまでもこの言葉だけが残るのでは困るので、実際の行動に移していただいて、できるものかできないものか、できるだけ早い機会に結論を出していただきたいと。でなければまた、先ほどの平田議員じゃないですが、私はまだ2年間ぐらい期間がございますので、毎回毎回また言わんといかんのかなという気がしますので、そういうことのないように、できるだけ早い機会に可能か可能でないか、めどだけをはっきりお示しいただきたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、けやき台が開発されまして19年以上という歳月が流れ、御多分に漏れず高齢化、少子化の波がひしひしと押し寄せております。けやき台は、高台にごさ

いまして水害の心配は全くないわけでございますけれども、商店街からは帰りは上り坂となりまして、高齢者にとりましては、運転される方は別として、毎回毎回タクシーというわけにはいかず、足の確保の問題が極めて痛切な課題となっております。現行の循環バスの場合1日2便しかなく、料金を払ってもよいから便数をふやしてほしいという要望が数多く聞かれます。循環バスの運営につきましては、町営ではなく自治会やNPO、企業などが行う仕組みもあるようでございまして、けやき台の最重要課題としてこれから私も調査研究したいと考えております。いずれにしましても、けやき台が限界集落にならないように、子供たちの心に残る住みよいふるさとであり続けますようこれからも取り組んでまいりたいということを申し添えまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

延長での長時間にわたる質問、まことにお疲れさまでございました。最後まで御清聴に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で池田実議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会とします。

～午後5時56分 延会～